

第三章 昭和五十年代後期の市議会

社会基盤確立期における市議会

序説 金子市長後期の主張・昭和五十七年市長再選

一 時代の背景

昭和五十五（一九八〇）年三月の発足以来、行政改革を審議してきた臨時行政調査会は、五十七年七月に第三次答申として国鉄・電電・専売の分割民営化と行政機関の統廃合及び増税なき財政再建を提言し、九月には行革大綱を決定するなどまさに行政スタイルや社会の転換を示し、地方自治も転換期へと突入してきた。

政治においては、鈴木善幸首相が退陣を表明し、中曽根首相はアメリカ大統領ロナルド・レーガンと親交を深め、内政的にも民営化を推進した。また、この時代は田中元首相のロッキード事件の公判が開かれ、その影響もあり「田中判決解散」へと衆議院の解散・総選挙が行われた。中曽根首相は六十一年六月「死んだふり解散」をし、衆参同日選挙としたため佐藤政権以来の圧勝をおさめた。

社会的には、NHKの朝ドラ「おしん」や「気配りのすすめ」が全国的なブームとなり、日本航空機DC8機長の「逆噴射」で着陸寸前に羽田で墜落など、その一方で、つくば科学万博が開催、男女雇用機会均等法の成立などの新たな社会の動きもあった。長期間にわたる不況が陰を

落としていた。有楽町にあった東京都庁の移転条例が六十年九月に可決され、新宿移転などをきっかけとして次第に地価が急騰するようになり、バブル景気の始まりが忍び寄り始めた時代でもあった。環境的には、オゾン層保護のためのウィーン条約締結など地球環境問題が話題となり、都心部の温暖化などの問題が出てくるようになった。

調布市においては、昭和五十九年第二三回ロサンゼルスオリンピックに、調布出身の伊東慎治選手（二二歳、個人メドレー）と高橋清美選手（一八歳、バタフライ）が出場し、市民の目がオリンピックに釘付けとなった。

二 昭和五十七年市長選挙

昭和五十七（一九八二）年七月四日、市長選と同時に市議会議員補欠選挙も行われた。金子市長は、昭和五十三年七月九日の市長選で初当選し、二期目への挑戦であった。現職の強みを持つ金子佐一郎候補（無所属）に、無所属新人の村岡末広候補が立候補し、二者対立の選挙戦が展開された。同じ五四歳と年齢的にも若さと政治指導力を競う選挙でもあったが、現職の有利さを生かして、金子候補が村岡候補の得票を倍近く上回り、二選目の当選を果たした（表3-1）。金子市長は、体調を理由に二期で市長を引退することとなるのであるが、調布市政とすれば昭和後期の社会基盤の整備期から市民参加と文化を中心としたまちづくりにへと橋渡しをする時代ともなった。

市長選における結果は、表のとおりである。

なお、この選挙と同時に行われた市議会議員補欠選挙では、遠藤衛（自由民主党）が当選を果たした

表3-1 市長選挙の結果

(昭和五十七年七月四日施行)

当落	候補者名	年齢	党派	新現別	得票数
当	金子佐一郎	五四	無所属	現	三五、二五五
落	村岡末広	五四	無所属	新	一九、七〇二

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

(市長の所信表明)

二選目を果たした金子佐一郎は、「初心忘るべからず」をモットーに清潔、公平、信頼される市政を政治理念として貫こうとしている。一期目の就任当初から続く政治理念は「スポーツと語らい」にあり、これが金子市政の特徴と言える。

金子市政の二期目における基本方針は、昭和五十六年に策定した基本構想の目標である「快適で緑豊かな都市環境とあたたかい心のきずなで結ばれるみんなのまち調布」の実現をめざすものであるが、各年ごとの特色を所信表明から確認することとする。

昭和五十八年度は、厳しい財政状況下にあっても市民生活を守る立場から福祉を中心とした諸施策の充実に努めることと、基本計画の重点事業を推進するため、行政経費の節減と効率化を図ることを、重視していくと述べている。

昭和五十九年度は、「スポーツと語らい」がある一定の成果を上げるなか、商業振興と都市計画を連動させ活気あふれたまちづくりを進めるための都市整備計画の作成と、厳しい財政状況の中でも市民福祉の充実と市民サービスの向上を目指していくこととしている。

昭和六十年度は、市制三〇周年にあたり、二一世紀に備えたまちづくりを目指して駅前を見直しや京王線の高架化などの整備、福祉と健康の

充実、豊かな文化とスポーツのまちを目指すために引き続き事務事業の見直しと組織の合理化を図るとしている。

昭和六十一年度は、二一世紀に向けて「明日への力」を蓄える時期であり、将来展望を誤らないように行財政の適正化に努めつつ、駅周辺の整備や再開発、都市計画道路や生活道路の整備、緑や自然の保護による災害に強いまちづくり、福祉のサービス体制やサービスの充実などを掲げている。

二期目の金子市長が四年間展開してきた具体的な政策目標は、次のとおりである。

- ①市民福祉の充実 社会的に弱い立場の人々、恵まれない境遇にある人々などへの、地域福祉の充実のための施策
- ②生活環境の充実 快適で安全な生活を営むための公共下水道、公園、緑地及び防災施設などの整備
- ③都市基盤の整備 生活に密着した一般市道及び都市計画道路の整備
- ④教育環境の整備と文化・スポーツ 次代を担う児童生徒の豊かな人間性をはぐくむための教育環境のより一層の充実、心身ともに健全な家庭づくりを図るために、地域スポーツ振興として公共施設の開放はもとより、民間施設活用の推進

金子市政は、「スポーツと語らい」を中心として政策を進めてきたことは述べたが、その政治理念は、六十一年度施政方針の中で述べているとおり「幸せな家庭生活は健康にあり」という考え方を定着させ、スポーツを日常に取り入れることで健康を増進し、さらに汗と喜びの中から人間同士のふれあいや仲間意識が醸成され、「スポーツと語らい」によるまちづくりが展開されていくというものである。スポーツや健康を増進

させる施設として総合体育館、西調布体育館、木島平山荘、八ヶ岳少年自然の家、武者小路実篤記念館、公園などの整備充実、スポーツ教室や課外活動の充実などによるスポーツ機会の充実が積極的に図られた。また、任期中に公共下水道整備が一〇〇％達成や防災行政無線網一〇〇％達成など市民に不可欠の社会基盤の整備も達成した。さらに、調布市の懸案である調布飛行場跡地の整備、京王線高架化、駅前再開発、都市計画道路等の整備も一定の計画の進展や事業化が図られ前進をみせた。その意味では人口急増の時代におけるハードを中心としたまちづくりから心の豊かさを図る二一世紀へと至るまちづくりの渡し手でもあったとも言えよう。

三 その他の選挙

東京都知事選挙 昭和五十八年四月十日執行の都知事選挙は、合計一二名の候補者が出馬したが、実質的に東京都の財政

再建を進める現職で自民・公明・民社・新自由クラブの四党推薦の鈴木俊一候補か、社会・共産の推す松岡英夫候補との事実上の一騎打ちであった(表3―2)。

表3―2 東京都知事選挙の結果(昭和五十八年四月十日執行)

当落	氏名	党派	調布市得票数	東京都得票数
当	鈴木 俊一	無所属	三一、五一四	二、三五五、三四八
	松岡 英夫	無所属	二四、七二七	一、四八二、一六九

*次点以外の候補者は省略した。
出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

鈴木候補は、知事の一期で美濃部都政のツケであった財政再建を行

い、三年間で都財政を黒字転換させた実績が効果を奏し、政策的にも「マイタウン東京づくり」に全力をあげて臨むと選挙活動を行い、前回の一九〇万二一〇票から二三五万五三四八票へと得票を伸ばした。一方、革新の統一候補である松岡候補は、「平和と安全・福祉」の東京をと呼びかけたが、一五〇万票を割り十分な戦いとはならなかった。

東京都議会 議員選挙 昭和六十(一九八五)年七月七日に東京都議会議員選挙が執行された。結果は(表3―3)のとおりである。

表3―3 東京都議会議員選挙の結果(昭和六十年七月七日執行)

当落	候補者氏名	党派	現新	調布市得票数	北多摩第三区得票数
当	片山 哲	日本社会党	新	一九、九九六	二五、五〇〇
	須田こうさく	自由民主党	現	一三、七三三	二三、八七四
	元木 輝昌	新自由クラブ	現	一七、六一七	二一、八四五

*次点以外の候補者は省略した。
出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

五十八年の参議院 選挙・衆議院選挙 昭和五十八(一九八二)年六月二十六日の参議院選挙は全国的には晴れまたは曇りの選挙に都合の

良い天気であったにもかかわらず、比例代表区という新制度の導入、選挙活動制限の強化、野党協力の弱まり、争点のわかりにくさなどのため、投票率は全国平均で五七・〇％と史上最低を記録した。また、公職選挙法の改正によって、旧全国区に代わって新たに比例代表区が導入された。これに、候補者名簿を提出できる政党は、①国会議員が五人以上、②最も近い衆院選か参院選での得票率が四％以上、③地方区もふくめた候補者が一〇人以上、のいずれかに該当するものに限られた。この

ため、無党派個人の立候補は不可能となったが、それにかわるものとして、いわゆる「ミニ新党」とよばれる新政党が数多く結成され、予想外の成果をあげた。

東京都選出では、四人枠に対して現職候補三人が当選し、民社党の現職木島則夫候補と元議員の共産党内藤功候補が入れ替わった(表3-4)。

比例代表選出の当選者数では、自民党が一九人、社会党が九人、公明党が八人、共産党が五人、民社党が四人、サラリーマン新党が二人、福祉党一人、新自由クラブ民主連合が一人、第二院クラブが一人という結果であった。

表3-4 参議院議員選挙の結果*

(昭和五十八年六月二十六日執行)

当落	候補者氏名	党派	現新	調布市得票数**	東京都得票数**
当	野末 陳平	税金党	現	一五、一七二	九六三、一四六
当	原 文兵衛	自由民主党	現	一二、八二八	九三八、四五四
当	黒柳 明	公明党	現	一一、三八二	八一七、三八七
当	内藤 功	日本共産党	元	八、五三〇	五五一、三六四
当	木島 則夫	民社党	現	七、〇六八	五〇二、八一七

*次点までの氏名をあげた。

**得票数の小数点以下は省略した。

出所…調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

昭和五十八年十二月十八日の衆議院選挙は、第一次中曽根政権下で田中元首相の判決をきっかけとする「田中判決解散」と呼ばれた。当選者の顔ぶれで見れば、前回の五十五年六月の選挙では得票順に石川要三、

伊藤公介、山花貞夫、いわさ恵美であったが、今回公明党の斉藤まこと候補が当選し、日本共産党のいわさ恵美候補が落選することとなった(表3-5)。

表3-5 衆議院議員選挙の結果*

(昭和五十八年十二月十八日執行)

当落	候補者氏名	党派	現新	調布市得票数**	第一二区得票数**
当	石川 要三	自由民主党	前	八、九〇一	一一五、八七二
当	伊藤 公介	新自由クラブ	前	一二、七二三	一一五、二〇七
当	斉藤まこと	公明党	新	一二、五七一	一一四、〇一〇
当	山花 貞夫	日本社会党	前	一四、八七六	一一三、三〇九
当	いわさ恵美	日本共産党	前	一一、六三八	一一〇、三二一

*次点までの氏名をあげた。

**得票数の小数点以下は省略した。

出所…調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

六十一年衆議院・参 田中元首相が昭和六十(一九八五)年脳梗塞で議院議員同時選挙 倒れ、中曽根政権への影響力が急速に低下した中、中曽根首相は政権基盤強化のため解散を考えていたが、「衆院選挙区定数の不均衡が違憲状態」を解消しないことには解散できなかった。

そこで、不均衡解消を図る定数不均衡解消のための改正法は成立させた。ところが、「死んだふり」をしていた中曽根首相は国会終了後、いきなり臨時国会を開いて即日解散し、参院選との同時選挙を行った。昭和六十一年七月六日、衆議院・参議院議員同時選挙が執行され、その結果、中曽根自民党は佐藤政権以来の圧勝をおさめ、自民党規約も改正され中曽根総裁の総裁任期は延長された(表3-6及び表3-7)。

表3-6 衆議院議員選挙の結果（昭和六十一年七月七日執行）

当落	候補者氏名	党派	現新	調布市得票数	第一区得票数
当	石渡 照久	自由民主党	新	八、〇五三	一三六、四四九
当	石川 要三	自由民主党	前	一、一四三	一三六、〇六七
当	山花 貞夫	日本社会党	前	一六、二二三	一三三、九三九
当	斉藤まこと	公明党	前	一三、五九四	一二二、八四七
当	岩佐 恵美	日本共産党	元	一一、一四三	一一六、九九六
当	伊藤 公介	新自由クラブ	前	一一、九九八	一一三、〇五六

*次点までの候補者をあげた。

出所…調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

東京都選出参議院議員選挙の結果は次のとおりである。

表3-7 参議院議員の選挙の結果（昭和六十一年七月七日執行）

当落	候補者氏名	党派	調布市得票数	東京都得票数
当	三木 忠雄	公明党	一一、五四五	八五一、二二七
当	小野 清子	自由民主党	一〇、〇八五	八五〇、四四一
当	田辺 哲夫	自由民主党	一一、八五四	七四二、七六六
当	上田耕一郎	日本共産党	一〇、四五六	七〇二、二三二
当	中山 千夏	無所属	一一、三六三	五八四、一六七

*次点までの候補者をあげた。

出所…調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

第一節 市議会議員選挙と市議会

一 市議選の結果

市議会議員選挙

昭和五十八年四月二十四日に選挙が執行された。調布市の市議選は、「伝統的」に多数激戦区といわれており、議員定数三〇人のところに、前々回の昭和五十（一九七五）年は四一人が立候補し、前回の昭和五十四年は四三人、今回が四〇人であった。今回の統一地方選において三鷹市では三〇人定数で三四人の立候補、府中市でも三〇人定数で三三人の立候補者数からすれば、近隣市に比べ激戦区となっていることがわかる。

今回の選挙における党派別の当選結果は、日本社会党が七人（立候補八人）、自民党が五人（同八人）、公明党が五人（同五人）、日本共産党が四人（同四人）、新自由クラブが二人（同二人）、民社党が一人（同一人）、無所属六人（同二人）となっている。前回の昭和五十四年四月の市議会議員選挙から比べると、自民党が九人から五人へと四議席を減らし、その議席を新自由クラブが二議席、民社党一議席、無所属が一議席増やしたことになる。他の党派は議席数を維持している（表3―8）。

表3―8 市議会議員選挙の結果*

（昭和五十八年四月二十四日執行）

当落	氏名	党派	現新	得票数
当	漁郡司	日本社会党	新	二、三二二
当	かもしだ 忠	無所属	現	二、二六五
当	元木 勇	新自由クラブ	新	二、二五一

当	飯野 ひさ子	無所属	現	二、二〇六
当	おくやま 繁	日本共産党	現	二、一九六
当	遠藤 まもる	自由民主党	現	二、一六一
当	前当 えつろう	公明党	現	二、一二七
当	そのだ 治夫	公明党	新	二、〇八九
当	そねざき 順子	公明党	新	二、〇四〇
当	関口 たけひさ	無所属	新	二、〇二四
当	富沢 みのる	無所属	現	二、〇二二
当	福重 たかお	公明党	現	一、九八七
当	横山 かおる	日本社会党	現	一、九六〇
当	鈴木 良雄	自由民主党	現	一、九〇一
当	片山 哲	日本社会党	現	一、八八四
当	有山 守三	日本社会党	現	一、八三四
当	大久保 正二	新自由クラブ	現	一、八〇八
当	吉尾 かつゆき	自由民主党	現	一、七九八
当	村上 せいじ	民社党	新	一、七八八
当	津金 ただし	自由民主党	現	一、七六五
当	入江 一郎	日本共産党	現	一、六六一
当	片岡 将	日本社会党	元	一、六四七
当	小川 広吉	無所属	現	一、六二四
当	関口 昌昭	無所属	現	一、六一三
当	福地 正夫	日本共産党	元	一、六一一
当	とうみ 千衛	日本共産党	現	一、六〇七
当	横山 としはる	自由民主党	新	一、五二九
当	原川 としたね	日本社会党	現	一、五二八
当	熊澤 たけし	日本社会党	現	一、四九五
当	新井 明	自由民主党	新	一、三八六

*次点までの氏名をあげた。
**得票数の小数点以下は切り捨て省略した。
出所・調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

昭和六十一年七月二十日 市議会議員補欠選挙では五人が立候補し、次市議会議員補欠選挙 点のあべ候補と激戦を演じたが、最終的に川口候補が当選した(表3-9)。

表3-9 市議会議員補欠選挙(昭和六十一年七月二十四日執行)

当落	候補者氏名	党派	現新	得票数
当	川口三八	無所属	新	一七、七八四
あべてつし	日本社会党		新	一六、〇九三

*次点までの氏名をあげた。

出所…調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

二 市議会の構成・人事

正副議長の選 昭和五十八(一九八三)年四月二十四日執行の市議会
出と常任委員 議員選挙後、六月二十三日の第二回定例会で、議長の

選挙、副議長の選挙を行った。臨時議長を務めた鴨志田忠議長から議員選挙の上程が行われ、推選指名方式をとる確認がされた。鴨志田臨時議長から議長に福重隆夫議員(公明党)の指名がされ、異議なしで選出された。また、同様に推選指名方式で議長から副議長に富澤稔議員(自由民主党)が指名され、選出された。併せて、常任委員会委員の選任を上程し、指名方式により選任された。この福重議長と富澤副議長のコンビは翌年の六月十九日の第二回定例会でも再任されている(表3-10)。

昭和五十八年第四回定例会の十二月二十日の本会議で、田村毅収入役が再任された。昭和五十五年一月一日に就任し、二期目となる。任期は昭和六十二年十二月三十一日までの四年間である。

その後、昭和五十九年十二月六日の第四回定例会で、鴨志田忠議員

(市政会)が副議長に指名選出された。この副議長の交代により、常任委員の所属変更が認められ、文教委員の富澤稔議員が厚生委員に、厚生委員の鴨志田忠議員が文教委員へと所属変更がされた。これに伴い、厚生委員の委員長には熊澤武司議員が、副委員長には関口武久議員がなった(表3-11)。昭和六十年七月二十六日の第二回定例会で、議会役員
の改選に伴う正副議長の選挙を指名推選方式で行った結果、議長に吉尾勝征議員(自由民主党)、副議長に奥山繁議員(公明党)が選出(表3-10)され、両者とも四〇歳になったばかりで、当選三期という若い世

表3-10 正副議長の選出

年度	議長	副議長
五十八年度	福重隆夫(公明党)	富澤稔(自由民主党)
五十九年度	福重隆夫(公明党)	富澤稔(自由民主党)
六十年年度	吉尾勝征(自由民主党)	奥山繁(公明党)
六十一年度	富澤稔(自由民主党)	原川利種(日本社会党)

表3-11 常任委員会

総務委員会 (八名)	(委員長) 津金理議員(自由民主党)、(副委員長) 大久保正二議員(新自由クラブ民社)
文教委員会 (八名)	(委員長) 片山哲議員(日本社会党)、(副委員長) 関口昌昭議員(自由民主党)
厚生委員会 (七名)	(委員長) 鴨志田忠議員(市政会)、(副委員長) 熊澤武司議員(日本社会党)
建設委員会 (七名)	(委員長) 奥山繁議員(公明党)、(副委員長) 飯野久子議員(日本共産党)

(なお、正副委員長の会派は昭和五十八年六月現在のものである。)

代の布陣へととなった。

昭和六十一年六月九日の第二回定例会で、議会役員の新選に伴い議長選挙が、前年までとは変わり選挙方式で決定することとなった。その結果、議長には富澤稔議員が選出された。副議長は、議長の指名推薦により原川利種議員（日本社会党）が選出された（表3—10）。

党派構成と勢力地図 昭和五十八年の市議会選挙により新しい議員構成図が決まれば、現職二二名、元職二名、新人六名となった。それぞれの所属党派は自由民主党七名、日本社会党七名、公明党五名、日本共産党四名、新自由クラブ民社三名（新自由クラブ二名、民社党一名）、市政会二名、自民党クラブ二名である。六十年六月、日本社会党の片山哲議員が退任し一名減で六名となり、昭和六十一年七月には自由民主党の吉尾勝征議員が市長選への出馬のため退任し、市議会議員補欠選挙で川口三八議員が当選し、自由民主党に加入した。このような動きがあったものの全体的には会派的な移動はほとんど見られなかった。

三 市議会の活動

昭和五十八年 昭和五十八年四月の市議会議員選挙により新たな議会第二回定例会 構成での一年次の市議会活動は六月二十三日開会された第二回定例会から始まり、例年恒例となっている正副議長の選出、常任委員会の所属を決定した。続いて、平和病院組合議員などの組合議員の選挙・選出などを行い、農業委員会などの委員の指名や推薦などを行った。

その後、小川広吉議会運営委員長から、付議事件案件として、議会役員構成、報告四件、市長提出議案七件、請願・陳情再提出を含めて合計一六件、一般質問七人、諸報告として市長報告三件を、議事日程に載

せる報告がされた。

次いで、じんかい収集車の事故に伴う市長専決処分、調布市土地開発公社の昭和五十七年度決算と昭和五十八年度事業計画、都市下水道災害復旧工事の繰越明許繰越計算書、福祉作業所及び授産場の事故繰越し繰越計算書の報告がなされ、了承された。さらに、昭和五十八年度調布市一般会計補正予算などの六件について審議し、六月二十三日と最終日の二十九日に原案どおり可決された。調布市監査委員の選任については、原川利種議員（日本社会党）が選出された。

この定例会の議員提出議案は、「食品添加物の総量を規制し、食生活の安全を確保するための食品行政を求める意見書の提出について」が一件提出され、可決されている。

一般質問は、六月二十四日に七人の一般質問を用意していたが、一人が取り下げたため、六人による市長への質問となった。

昭和五十八年 八月五日に昭和五十八年第一回臨時議会が会期一日で開第一回臨時議会 催され、市長提出の「調布市公共下水道中仙川幹線（その2）工事請負契約」が起立多数で、原案どおり可決された。

昭和五十八年 昭和五十八年第三回定例会は、九月十九日から二十七第三回定例会 日までの会期九日間で開催された。

この定例会では、昭和五十七年度調布市水道事業会計決算の認定、昭和五十八年度調布市一般会計補正予算（第一号）、「調布市国民健康保険高額療養費貸付基金条例の一部を改正する条例」など、一七件が市長提出議案として審議され、すべて原案通り可決された。また、議員提出議案七件、新付託分の請願・陳情九件、継続審査分の請願・陳情一三件が審議された。

議員提出議案には、「医療保険の大幅後退に反対する意見書提出」「大間接税の導入をせず、大幅減税の早期実施を求める意見書」などの負担増に反対するものが見られる。

一般質問は、議会運営委員会の報告とおり六人が、市長に対する質問を行った。

昭和五十八年 昭和五十八年第四回定例会は、十二月七日から二十日
第四回定例会 までの会期一四日間で開催された。

この定例会では、昭和五十七年度調布市一般会計歳入歳出決算など各会計決算の審査(五件)を中心に、五十八年度各会計の補正予算(六件)、期末手当等による一般会計などの補正予算(三件)、「調布市自転車等の放置防止に関する条例」や条例の一部改正(七件)、専決処分などの報告その他(九件)の計三二件が審議され、すべて原案どおり可決された。

議員提出議案は、「私立小中学校就学者に対する教育費等の助成に関する意見書提出」一件だけであり、満場一致で可決された。

この会期の一般質問は、日本共産党の福地正夫議員と入江一郎議員の二名だけであり、老人医療費や非核平和都市宣言に関する質問を市長にを行った。

昭和五十九年 昭和五十九年に入り、第一回定例会は三月六日から三
第一回定例会 月二十二日までの会期一七日間で開催された。

第一回定例会は、新年度予算や市長の所信表明が行われるのが通例で、本会議初日、自動車事故による市長専決処分の報告(二件)、昭和五十八年度各会計の補正予算(六件)がそれぞれ各委員会に付託された。その後、市長の市政運営に臨む所信表明が行われた。

三月八日、六日の付託議案への委員会審査報告があり、各議案とも満

場一致で原案どおり可決され、条例の一部改正(一二三件)、五十九年度各会計予算(六件)、その他(三件)が審議された。

三月九日は、市長の施政方針である「昭和五十九年度における基本施策について」に関して、六会派による代表質問が行われた。一般質問は、三月十二日と十三日に七人の議員により市長への質疑がなされた。

三月二十二日に委員会に付託された議案と、予定されていた議案や請願・陳情、諸報告等がすべて審議された。その結果、この会期の市長提出議案三六件が原案どおり可決された。

議員提出議案は、「新交通システムの導入促進に関する意見書提出」「児童扶養手当法改革に反対する意見書提出」など九件が審議され、七件が可決、二件が否決された。

昭和五十九年 昭和五十九年第一回臨時会は、五月十六日の会期一日
第一回臨時会 で開催し、自動車事故の損害賠償額の決定に係る専決

処分の報告が了承された後、地方税法の改正による条例の一部改正についての専決処分の承認(二件)、公共施設建設事業基金積立金などの五八年度調布市一般会計補正予算の専決処分の承認(二件)、調布市総合体育館などの建設工事の請負契約(三件)の市長提出議案計六件が、原案どおり可決された。

昭和五十九年 昭和五十九年第二回定例会は、六月十八日から二十二
第二回定例会 日までの会期五日間で開催された。

例年恒例となっている正副議長の選出を行い正副議長は再選され、常任委員会等の各種役員の改選を行った。

その後、調布市土地開発公社の五十八年度決算と五十九年度事業計画、公共下水道事業の繰越明許費繰越計算書の報告が了承された。

市長提出議案は、専決処分（二件）、条例の一部改正（三件）、工事請負契約（一件）、市道路線の廃止（一件）、の計六件すべてが原案どおり可決され、監査委員の選任（二件）が同意された。

議員提出議案は、「国費職員の身分と行政の地方移管を求める決議」や「電気通信事業改革法案の慎重審議等を求める意見書提出」など五件が提出され、可決された。

一般質問は、六月二十日に七人の議員により市長への質疑がされた。

昭和五十九年 昭和五十九年第三回定例会は、九月十七日から二十三日までの会期一〇日間で開催された。

この定例会では、昭和五十八年度調布市水道事業会計決算の認定、五十九年度調布市一般会計補正予算（第一号）、「調布市職員の定年等に関する条例」や条例の一部改正など、二三件が市長提出議案として審議され、すべて原案どおり認定及び可決された。

また、議員提出議案は八件で、「国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する緊急要望決議」などの決議（三件）と「人事院勧告の完全実施を求める意見書」などの意見書提出（四件）が可決されたが、「医療費負担の軽減を求める意見書」は否決された。一般質問は、九月十七日は二人、翌十八日は四人が、市長に対して第三次基本計画や都市整備事業等について質問を行った。

昭和五十九年 昭和五十九年第二回臨時会は、十月二十二日の会期一日で開催された。

この臨時会で議決したのは、町名地番改正に伴って条例における位置の表示を改めたり、規定の整備を行ったものが一件で、市立児童会館用に市有財産の取得が一件で、計一二件の市長提出議案すべてが原案ど

おり可決された。

昭和五十九年 昭和五十九年第四回定例会は、十二月六日から十九日までの会期一四日間で開催された。

この定例会の市長提出議案は、昭和五十八年度調布市一般会計歳入歳出決算など各会計決算の審査（五件）を中心に、五十九年度各会計の補正予算（四件）、期末手当等による一般会計などの補正予算（三件）、「調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」などの条例の一部改正（六件）、専決処分などの報告その他（一二件）の計三〇件が審議され、すべて原案どおり可決及び同意された。

議員提出議案は、「母子保健法改正に反対する決議」と「固定資産税評価替えに反対する意見書提出」などの意見書提出（三件）の四件であり、前者の決議は否決されたが、意見書提出は可決された。

昭和六十年 昭和六十年第一回定例会は、三月八日から二十六日までの会期一九日間で開催された。

第一回定例会であるため、昭和六十年各会計予算が中心に審議され、市長による市政運営に関する施政方針が行われ、それに対して六党派による代表質問が行われた。

市長提出議案は、昭和五十九年度各会計補正予算（六件）、職員の給与改定に伴う各会計補正予算（四件）、「調布市木島平山荘条例」や「昭和六十年各会計の固定資産税の納期の特例に関する条例」などの条例の一部改正（二一件）、昭和六十年各会計予算（六件）、その他（五件）の計四二件が審議され、すべて原案どおり可決された。

三月八日に行われた市長の施政方針である「昭和六十年における基本的施策について」に関する代表質問は、三月十三日に六党派により行

われた。

議員提出議案は、「京王線高架化に関する決議」などの決議（二件）、「老人医療費の定率負担制に反対する意見書」などの意見書提出（一〇件）、「調布市市議会委員会条例の一部を改正する条例」の計一三件が審議され、二件の決議と委員会条例は可決されたが、意見書提出議案は「オストメイト（人工肛門・人工膀胱造設者）に関する障害認定基準の緩和を求める意見書」を除いて九件が否決された。

昭和六十年第二回定例会 昭和六十年第二回定例会は、七月十二日から二十六日まで、の会期一五日間で開催された。

まず、最初にじんかい収集車の接触事故に伴う市長専決処分、調布市土地開発公社の五十九年度決算と六十年度事業計画についての報告が了承された。続いて市長提出議案として、「財政調整基金積立金の増額補正」などの専決処分（三件）の承認、「調布市武者小路実篤記念館条例」や「調布市児童遊園条例の一部を改正する条例」などの条例制定改廃（四件）、「姉妹都市の盟約について」などのその他の議案（七件）の計一四件が原案どおり可決及び同意された。

議員提出議案は、「国家機密法」制定に反対に関する決議」の一件のみであったが、可決された。また、例年恒例となっている正副議長の選出と、常任委員会等の各種役員の改選を行った。その結果、議長には吉尾勝征議員が、副議長には奥山繁議員が選出された。

昭和六十年第一回臨時会 昭和六十年第一回臨時会は、八月十四日の会期一日で一回臨時会 開催された。

最初に、自動車事故の損害賠償額の決定に関する専決処分の報告が了承され、続いて市長提出議案として、町名地番改正に伴う市有施設条例

の一部改正（七件）、中学校施設増築工事請負契約（二件）が、原案どおり可決された。

昭和六十年第三回定例会 昭和六十年第三回定例会は、九月二十四日から十月二日まで、の会期九日間で開催された。

市長提出議案は、昭和五十九年度調布市水道事業会計の決算、昭和六十年年度調布市一般会計などの補正予算（三件）、報酬や給与などの改定に伴う条例の一部改正など（二二件）、第八地域福祉センターの工事請負契約、その他の議案（二一件）の計二八件が審議され、原案どおり可決及び同意された。

議員提出議案は、「職務執行命令訴訟制度に関する意見書」などの意見書提出（七件）が審議され、すべて可決された。一般質問は、九月二十四日に三名、翌二十五日に二名が市長への質問を行った。

昭和六十年第四回定例会 昭和六十年第四回定例会は、十二月四日から十七日まで、の会期一四日間で開催された。

この定例会では、昭和五十九年度調布市一般会計歳入歳出決算など各会計決算の審査（五件）を中心に、六十年度各会計の補正予算（五件）、期末手当等による一般会計などの補正予算（三件）、「調布市児童遊園条例の一部を改正する条例」、その他の議案（八件）の計二二件が審議され、すべて原案どおり可決された。

議員提出議案は、「国立病院・療養所の充実を求める意見書提出」一件だけであり、起立多数で可決された。一般質問は、十二月四日が四名、翌五日も五名が市長に対して質問を行った。

昭和六十一年第一回定例会 昭和六十一年第一回定例会は、三月六日から二十四日まで、の会期一九日間で開催された。

例年のように第一回定例会であるため、昭和六十一年度各会計予算が中心に審議され、市長による市政運営に関する施政方針が行われ、それに対して六会派による代表質問が行われた。

市長提出議案は、昭和六十一年度各会計補正予算（六件）、職員の給与改定に伴う各会計補正予算（四件）、「調布市美術整備事業基金条例」や「調布市市民福祉会館建設基金条例を廃止する条例」などの条例の制定改廃（二〇件）、昭和六十一年度各会計予算（六件）、その他（四件）の計三八件が審議され、すべて原案どおり可決及び同意された。

三月八日に行われた市長の施政方針である「昭和六十一年度における基本的施策について」に関する代表質問は、三月十一日に六会派により行われ、一般質問は三月十二日に四名、翌十三日に三名から市長に対して市政運営の見解をただした。

議員提出議案は、「母子保健法改正に関する意見書」などの意見書提出（六件）のうち、五件が可決され、一件が否決された。

昭和六十一年 昭和六十一年第二回定例会は、六月三日から六月十日第二回定例会 までの会期八日間で開催された。

まず、自動車事故による損害賠償額の決定に関する専決処分（二件）と調布市土地開発公社の六十年度決算と六十一年度事業計画についての報告、体育施設整備事業に係る繰越明許費繰越計算書が了承された。続いて市長提出議案として、「財政調整基金積立金の増額補正」などの専決処分（四件）の承認、「調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例」などの条例の一部改正（二件）、「人権擁護委員の候補者の推薦」などその他の議案（三件）の計九件が原案どおり可決及び同意された。

議員提出議案は、「国民の暮らしにかかわる老人保健法の改正に反対する意見書提出」の一件が審議され、可決された。一般質問は、六月九日に三名が市長に対して政策見解を求めた。

昭和六十一年 昭和六十一年第一回臨時会は、七月九日の会期一日で第一回臨時会 開催された。

この臨時会で、金子市長より退任のあいさつがなされ、議会を代表して社会党幹事長の熊澤武司議員より送別の言葉が述べられた。

市長提出議案は、「調布市税賦課徴収条例」の一件が審議され、原案どおり可決された。

昭和六十一年 昭和六十一年第二回臨時会は、八月一日の会期一日で第二回臨時会 開催された。

この臨時会では、七月二十日に行われた調布市長選挙・市議会議員補欠選挙の結果、川口三八氏が当選したことを受け、議席の一部変更が行われ、また、吉尾勝征新市長から就任のあいさつがなされた。

市長提出議案は、「昭和六十一年度調布市老人保健特別会計補正予算（第一号）」と地方自治法の一部改正に伴う不動産の信託制度を導入するための条例の一部改正（二議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例）の二つの議案が審議され、原案どおり可決された。

昭和六十一年 昭和六十一年第三回定例会は、九月十九日から三十日第三回定例会 までの会期一二日間で開催された。

この定例会は、吉尾勝征新市長にとって最初の定例会であり、九月十九日の本会議初日に、所信表明として「市政に関する基本的な考え方を述べた。これに関する各会派の代表質問は、九月二十二日に六会派に

より行われた。

市長提出議案は、昭和六十年調布市水道事業会計の決算、昭和六十年調布市一般会計などの補正予算（三件）、調布市総合体育館条例の一部を改正する条例などの条例の一部改正（六件）、市道路線の認定（二件）の計一二件が審議され、原案どおり可決された。

議員提出議案は、条例が四件、決議・意見書が七件の計一一件が審議された。条例は、「調布市老人入院見舞金の支給に関する条例」「調布市緑化基金条例」など四件が提案されたが、審議の結果いずれも否決された。決議・意見書は「三多摩市町村と都区内外電話番号・料金等の統一を求める意見書」など七件が審議され、可決された。一般質問は、九月二十四日に六名が市長に対して政策見解を求めた。

昭和六十一年 昭和六十一年第四回定例会は、十二月八日から十八日第四回定例会 までの会期二日間で開催された。

この定例会では、昭和六十年調布市一般会計歳入歳出決算など各会計決算の審査（五件）を中心に、六一年度各会計の補正予算（五件）、期末手当等に関する一般会計などの補正予算（三件）、地方公務員災害補償法の一部改正に伴う「調布市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」など条例の一部改正（六件）、その他の議案（四件）の計二三件が審議され、すべて原案どおり可決及び同意された。

議員提出議案は、条例が一件、意見書提出七件、決議一件の計九件が審議された。「調布市難病者福祉手当条例」は、理事者との相談調整がなされず提案され、採決の結果否決された。意見書は「外国人登録制度の改善に関する意見書」など七件が審議され、都と私鉄の負担割合を高

める「京王電鉄立体化に当たつての負担割合を改める意見書」を除いて六件が可決された。「新型間接税導入反対に関する決議」も可決された。一般質問は、十二月八日に四名、十二月九日に三名が市長に政策に関する見解を求めた。

昭和六十二年 昭和六十二年第一回定例会は、三月三日から十八日第一回定例会 での会期一六日間で開催された。

第一回定例会であるため、昭和六十二年各会計予算が中心に審議され、吉尾市長による市政運営に関する施政方針が行われ、それに対して六会派による代表質問が三月六日に行われた。

市長提出議案は、昭和六十一年度各会計補正予算（六件）、職員の給与改定に伴う各会計補正予算（二件）、児童福祉法の一部改正に伴う「調布市保育所入所措置条例」や「調布市奨学資金支給条例の一部を改正する条例」などの条例の一部改正（一四件）、昭和六十二年各会計予算（六件）、その他（一〇件）の計三八件が審議され、すべて原案どおり可決及び同意された。

議員提出議案は、「治山、治水予算の確保に関する意見書」「東京外郭環状道路建設反対に関する意見書」など四件の意見書提出が審議され、いずれも可決された。一般質問は、九月二十四日に六名が市長に対して政策見解を求めた。一般質問は、三月九日に三名、十日に三名がそれぞれ市長に政策に関する見解を求めた。

（六十一年の市長退任）

昭和六十一年七月、二期八年にわたる調布のまちづくりの転換期を担ってきた金子佐一郎市長が任期満了に伴い、昭和六十一年七月九日開会の六十一年第一回臨時会で退任を表明した。金子市長は就任以来「初

心忘るべからず」を心の戒めにし、市民の立場で市政を運営していく「市民党」を標榜して、清潔、公平、信頼される行政を基本としてきた。就任した八年前の昭和五十三年は、石油ショックの影響が大きく高度経済成長から安定成長へと大きく舵を切るまさに転換期であった。基盤整備を中心としたまちづくりが心や絆を中心としたまちづくりへと転換するうえで、「下水道普及一〇〇％達成は、昼夜兼行の至難の業であった」と市報六八三号の退任の弁で述べている。また、総合福祉センターや地域福祉センターの整備、全校舎の鉄筋不燃化や児童館網の達成など福祉や教育面での実績も残した。

しかし、「飛行場跡地利用、京王線高架化・市民文化の創造と課題が山積し、途なかば」であるが「調布に生まれ育った私には生涯の地であり、愛する郷土の発展を陰ながら見守っていききたい」と挨拶を締めくくった。

この退任のあいさつに対して議会を代表して熊澤武司議員（日本社会党）が、「金子市長は一九七八年七月、故本多嘉一郎前市長の後任として登場されて以来、困難な政治経済状況の中調布市民の生活を守り、その発展のために昼夜を分かたず努力されてきました。……健康に留意され……これからのお仕事の間でもますます繁栄されますよう御祈念申し上げます」と送別の言葉を送った。

第二節 市政運営と市議会

一 財政状況の悪化と行政の簡素合理化

金子市長は、昭和五十八年度第一回定例会で、国や東京都の超緊縮財政を引き合いに出しながら、調布市でも市税の伸び悩みの中で、義務的経費が年々累積し、収入の伸びを上回っているとした後で、市政の効率の運用を図る基本方針を①財政状況がいかに厳しくとも、市民生活を守る立場から福祉を中心とした諸施策の充実を図ること、②基本計画に掲げた重点事業を推進するため、経費削減を行い、行政の効率化を進め財源確保を図ること、と明言している。

行政の守備範囲と改革手法について、園田治夫議員（公明党）は、行政改革は単に財政改革だと認識されやすいが、今の時代に行政は何をすべきであるのかという守備範囲並びに行政の減量化について質問をした（昭和五十九年第一回定例会）。市長は、行政に対する過大な期待や行政側の必要以上の対応という肥大した守備範囲の見直しは当然であり、責任を負うべき領域を明確にして市民の理解を得ながら全庁的な見直しをしていくとし、具体的な方策としては事務事業の効果性と効率性の検討、類似事務事業の調整、新規事業等への職員定数内での調整、行政経費の抑制に努めること、の四点を努力目標としてしていると答弁した。

また、行財政を改革することは、単に守備範囲の見直しや歳出の削減だけを意味するわけではなく、将来に対する組織並びに人事のあり方の検討も必要となる。この点から前当悦郎議員（公明党）は、行財政運営

の改善については、制度的な検討も必要であるがソフト面にかかわる検討も重要ではないかと指摘し、変化の時代に創意工夫をこらして適用できるような職員の育成や、部や課間を超えた弾力的な問題解決型の組織形態が重要ではないかとたまたした（昭和五十九年第三回定例会）。この質問に関して担当部長は、職員の高齢化や職場の活性化が重要であるが、調布市の職員構成においても高齢化が進みつつあり、職務上の責任、勤務成績、管理監督的立場の職員の処遇等を見直ししているところであると答弁している。

国の改革 国や地方の厳しい財政状況を反映して自治省行政局長名力と意見書 の昭和五十九年一月二十五日付けの「行財政改革に関する当面の実施方針」で、地方団体の減量化、効率化を進めること、さら

には給与の適正化努力が不十分な団体には財政措置に厳正な判断を講ずると明文化するほどの状況にもなっている。こうした国からの改革圧力や交付税削減に対して、市議会でも「自治権の侵害」になるのではないかと、健全財政運営をしている団体に対しても起債制限を加えるのは法の範囲を逸脱しているのではないかと、同じ公務員といっても役割や仕事内容の違う公務員を一緒にして考えるラスパイレズ指数とはどのようなものと考えているのか、などの議論が議会の中でも交わされ、市議会は第二金子市政下で二回の財政に関する意見書を国に出している。その一つは昭和五十九年三月二十二日付けの「地方交付税交付金の切り下げに反対する意見書」（満場一致）であり、二つ目は昭和五十九年九月二十六日付けの「国庫補助負担率引き下げによる地方負担転嫁反対に関する緊急要望決議」（満場一致）であった。

また、昭和六十年には政府は、高率補助金の一部カットを打ち出し

てきた。調布市では、福祉や教育は後退させないという理念で、その影響を受ける部分に対しては最優先で補充した。しかし、この問題は調布だけに限らないため、市長会等を通じて国に是正を求めていくこととした。

三役等の減給条例

金子市長は、昨今の自治体を取り巻く厳しい社会情勢を検討した結果、市長、助役及び収入役、教育長の給料を、昭和五十九年四月分から昭和六十年三月分まで減額して支給するため、「調布市長等の給料の特例に関する条例」「調布市教育委員会教育長の給料の特例に関する条例」を昭和五十九年第一回定例会にかけ可決された。給料減額の内訳は、市長は給料月額額の5%相当額の三万四〇〇〇円を、助役は3%相当額の一万七四〇〇円を、収入役も同様の一万五九〇〇円を、教育長は一万五九〇〇円をそれぞれ給料月額から減額するものであった。

これに対して漁郡司議員(日本社会党)がその趣旨をたずねたところ、金子市長は行政の責任をとってというわけではなく、厳しい財政状況下で厳しい姿勢を示したまでのことにすぎないと答弁した。

事務事業の見直

入江一郎議員(日本共産党)は、市長のインタビューと人員削減 記事での「市職員定数の削減などを目指して全庁的な事務事業の見直しをする(朝日新聞五十九年五月十六日)」などから、市長の姿勢は臨調路線に沿った危険な路線で、市民サービスを低下させることになるのではないかとただした。

それに答えて金子市長は、時代への対応から従来の制度や慣行にとらわれず、必要性、効果性、効率性などの観点から再点検し、機構の再編成や職員定数の調整をすることで、簡素化、効率化を図り、市民サービ

スの向上を図っていく目的で市政に当たっている。また、「自分たちのことは自分の手で」をモットーに全職員参加による見直しをおこなっており、これがきっかけとなって職員一人ひとりが役割と責任を再認識する機会になるのではないかと期待していると述べた。

また、別な視点から事務事業見直しを述べたのは村上精二議員(新自由クラブ民社)であった。彼は行政改革には全職員の意識改革と発想の転換が必要であるとし、民間企業で導入している「QC手法」や「改善提案制度」を導入してはどうかと提案したところ、市長は行政効率の向上につながるので建設的に検討していきたいと答えた。

一方、金子市長は昭和六十(一九八五)年第一回定例会で、組織改革と職員定数の改正を行った。組織改正は、第一に市民活動と窓口サービスの充実を図るため、市民部に市民相談室と消費者資源課との統合による市民生活課を新設、第二に行政目的別に六課にわたっている交通安全に関する業務を一本化して、交通安全対策課を新設し建設部に位置づけ、第三に生活環境部と都市整備部にまたがる緑化、公園、公遊園、自然保護等の業務を効率的に行うため、環境保全課と公園緑地課との統合による公園環境課を生活環境部に新設、第四に下水道事業の進捗にあわせた組織とするため、建設部の下水道業務課と下水道施設課を統合し、下水道課とした。これにあわせて、市民サービスの向上を目的として全職員の参加のもとに、事務事業及び人員配置の見直し作業を実施し、その検討の結果として、現行定数からその3%に当たる四五人を減員する調布市職員定数条例の一部改正を行った。定数改正の内訳は、市長の補助職員を三二人、教育委員会の職員を一人、水道事業の職員を二人減員して、職員の定数を一四六五人とした。また、昭和六十一年第一回定

例会では、現行定数の一％に当たる一五人の定数削減を行った。

情報公開への 片岡将議員（日本社会党）は、情報公開が報道等で話取り組み状況 題を呼んでいるが、情報公開というのは、市民の行政への参加と監視を保障し、市民の生活と基本的な人権を守るために市民の知る権利が最大限に保障されること、日本国憲法に基づく市民の知る権利を具体化するためのものであること、この問題についてさまざまな住民の異議申し立てや救済機関の整備、さらに各種審議会や合議制の行政機関の情報公開をも行うといった事柄を示すものであると見解を述べ、理事者サイドの考え方をただし、併せてプライバシーに関する考え方もただし（昭和五十九年第四回定例会）。

金子市長は、「この情報公開制度の基本原則は、住民の知る権利を制度的に保障して住民の行政参加を推進するところであるが、ただ大切なことは住民にとって先端となる現場の地方自治体の情報公開、つまり細分にわたる情報公開というものが必要ではないか。行政側から言えば、情報を公開することによって政策やそのまちづくりの方向などを市民に訴えて、最後は協力してもらおうとか、市民の行政意欲を向上させるとか、こういうものに役立ちたいとか、あるいは市民からまちづくりについていろいろなアイデアや知識を得たい、などいろいろな理由が列挙される。また、市民の側に見れば、じゃ税金はどういうふうに使われているとかが問題とされる。両者相まって、これが強力にまちづくりにプラスしなければならぬ、ここところが大原則だろう」と述べた。

さらに、「昭和五十六年六月に文書管理の改善推進委員会を設置して検討を重ねていた検索システムとしてのファイリングシステムによる文書保管の見通しがついたので、本年六月に情報公開の制度化に向けてプ

ロジェクトチームを編成し、そこで情報公開制度の調査研究、推進計画の作成、その他情報公開制度化に必要な事項等を主な目的として、中間報告を求めるべく現在取り組んでおり、第三次基本計画において情報公開制度の検討についての項目を予定すべく作業をしている」と述べた。

プライバシー保護に関しては、斉藤助役から説明があり、情報公開と表裏一体をなすものであり、①収集制限の原則、②利用制限の原則、③個人参加の原則、④適正管理の原則、⑤責任明確化の原則が、基本的な原則となり、十分検討していきたいと答弁した。

二 市制三〇周年記念事業

調布市は、昭和三十年四月一日に調布町と神代町が合併して市となり、三〇年のあゆみを続けてきた。昭和六十年に市制三〇周年を迎えるため、さまざまな記念行事を計画し、実施した。

主な事業

- ・ 総合体育館落成式
- ・ 木島平山荘落成式
- ・ 実篤記念館開館式
- ・ シンボル道路の整備事業
- ・ 調布駅前公園整備事業
- ・ 老人福祉施設建設事業に伴う調査
- ・ 「行政の変遷」資料で見る調布の近・現代
- ・ 香りの木の植栽事業（香りの公園）
- ・ 記念映画制作
- ・ 「ちようふ八景」関連事業

・シンボルマーク入りマグネットパネルの作成
 ・市議会たより縮刷版の発行など
 （市報ちようふ 六四四号から）

この他にも多くの関連事業を計画し、『市報ちようふ』昭和六十年四月一日の六四四号の一面で、金子市長と福重議長のあいさつが掲載されているので、その要旨を掲載する。

金子市長は、「新たな歴史の創造を」と題して、「今日の調布市は生活環境や教育文化施設等の街づくりが進展し、時代も物から心へ成長期から成熟期に移ろうとしています。今日の市政は二二世紀を展望し到来する高齢化社会等の社会の変化を洞察し、様々な課題を正しく把握しなければなりません。市制三〇周年を迎えるに当たり、市民参加と人間尊重を主眼として、新たな発展を期したいと強く念じています」と述べた。

また福重議長は、「次代に誇れるまちを」と題して、「昭和四十一年をピークに、約一〇年間にわたり、急激な人口増加を来し、義務教育施設等の建設が緊急な課題」で「市政運営において試練の時代」であったと述べ、「現代は、……二二世紀を展望する新しい時代であり、市民の皆様の市政に対する要望は、ますます複雑多岐にわたっています。……私ども市議会としても、この三〇周年にあたり、今日進められている市の第三次基本計画の推進をはじめ、市民のニーズを的確にとらえ、住みよいまちづくりの創造に向け、適切な対処をしなければならぬと決意も新たにしております。……次代の人びとに誇れる調布のまちづくりに皆様のより一層のご協力をお願い申し上げます」とあいさつの中で市民に協力を呼びかけた。

シンボルマーク 市制三〇周年記念事業の一つとしてシンボルマークの
 クの募集 募集を行った。ちなみに市章は、昭和三十年四月一日、

市制施行とともに広く一般から公募して、同年十月一日制定したものを。

「ちようふ」の「ち」の字を図案化し、市民の協和と無限に伸展する市勢を象徴したものである。その内容については、①市のまちづくりの目標である「快適で緑豊かな都市環境と、あたたかい心のきずなで結ばれるみんなのまち調布」をイメージ化するもの。②「スポーツと語らい」や「市民文化の創造とふれあい」等の、市民の融和と強調による市民参加のまちづくりをイメージ化するもの。③市制三〇年の歩みの上に築く、子どもやお年寄りが安心して暮らせる、調和のとれた二二世紀へのまちづくりを進める市政の姿をイメージ化するもの、とした。また、表現方法は、市と市民とが協力してまちづくりを進め、豊かに発展する市勢を象徴するもので、①明るさと清潔、②融和と協力、③躍動と発展、を表現するもの、として市民公募した結果、四二人、一三七点の応募があり、審査の結果、田中忠雄さん（深大寺元町）の作品が採用された。

全国でも珍し 同様に三〇周年記念事業の一環として、目の不自由な
 い香の公園 方に四季を通じて花の香りが楽しめる公園にと「古天神公園」を改装して「香りの公園」にした。この公園に、キンモクセイやウメなど香りの高い花木を植え、点字の樹名板や点字ブロックを設置して、園内を散策できるよう設計し、全国でも珍しくユニークな公園として注目された。

「古天神公園」は、立川段丘の斜面を利用した広さ二八六七平方メートルの土地で、この地に約五〇〇年前布多天神社があったことから名付けられ、長野県木島平村から贈られたシラカバなども植えられている。

市では、この公園に一月のロウバイから十二月のサザンカまで、一年を通じて香りが楽しめるような樹木を選んで植栽し、このほか、点字による樹名板を設置し、遊歩道には目の不自由な方が一人でも散策が楽しめるよう点字ブロックを敷くなどの工夫がされている。

三 参加型の第三次基本計画とまちづくり市民会議

基本構想と 調布市の基本構想は、「快適で緑豊かな都市環境とあたたか

基本計画 かい心のきずなで結ばれるみんなのまち調布」をまちづくりの目標と定め、人口を二〇万人と推定し、昭和六十五年を目標年次として、昭和五十六年二月に定められたものである。

この基本構想を実現していくための計画が五カ年の基本計画であり、五十六年度から六十年年度までが第二次基本計画、昭和六十年年度から六十五年年度までが第三次基本計画となっている。

特に第三次基本計画は、調布市が昭和六十（一九八五）年には市制三〇周年を迎えることもあり、重要な意義を持つ計画ともなる。市制施行以降の三〇年間は、人口急増の時代を乗り越えながら、学校をはじめ教育施設の整備、市民福祉の充実、公共下水道の整備など基礎的な課題を優先的に対応してきた。第三次基本計画の計画期間は、積み残された都市の安全性、利便性、快適性を図る都市整備、教育や福祉など市民生活の向上を図る施策等の立案をはかるとともに、新たな時代への橋渡しをしていかなければならない。

この点に関して、吉尾勝征議員（自由民主党）は、昭和六十年年度からスタートする新しい都市整備に関する施策には、第三セクターの設立、土地信託制度の活用、公社・公団等の資金の活用など新しい手法を取り入れることが重要と指摘し、あらたなまちづくりの手法や協働が必要と

の認識を述べている（六十年第一回定例会）。

第五期まちづ 昭和五十一（一九七六）年に市民参加によるまちづくり市民会議

りをめざして誕生した「調布市まちづくり市民会議」の第五期委員五〇名が決まり、昭和五十九年一月十二日に金子市長より新委員に委嘱された。第五期まちづくり市民会議は、都市整備部会、生活環境部会、社会福祉部会、教育文化部会のほか、コミュニティ部会が設置されることになった。

今回は特に調布市の第三次基本計画（昭和六十年年度を初年度とし、昭和六十五年年度を目標年次とする六カ年計画）策定原案の諮問に備えて、当面、現基本計画について理解を深めるため、各担当部課の説明を求めていくこととした。まちづくり市民会議は、調布市基本構想に基づくまちづくりを、市民参加により推進するために設置されたもので、そのまちづくりの達成に必要な事項について、市民の立場で建議し、また市長の諮問に答えていく役割をもっている。

第五期調布市まちづくり市民会議の第一回全体会議が、一月十二日開かれ、役員人事が行われ、会長は広瀬富士雄氏で、副会長には、今井繁子氏、坂間元明氏、関森芳雄氏の三氏が就任した。

第三次基本計画 第三次基本計画は、昭和六十年年度から昭和六十五年年度

画の策定形式 に至る六カ年の計画期間を対象に策定するもので、新しい計画の施策体系や施策の目標は、市民意識調査等の結果を参考に、全庁的な討議、市議会の各会派の意見を尊重して「調布市第三次基本計画要綱案」として作成している。

基本計画は、まちづくり市民会議の意見を反映させるほか、市議会各党各会派の意向を受けるとともに、策定委員の専門的な助言を経て基本

計画に必要な科学性、総合性、具体性の要素を取り込みながら策定する形式をとっている。基本計画の策定に市民の参画を得るため、九月七日に開催された「調布市まちづくり市民会議」に、調布市第三次基本計画要綱案を諮問し、この間全体会議、役員会、専門部会など延べ五一回の会議を重ねてまとめ、六十年二月十八日に第三次基本計画案と意見・要望四〇件をつけて市長に答申した。

基本計画は、計画の基本的事項や指標を示す第一部、施策の目標や方向を示す第二部、計画を実施していく行財政の運営方針を示す第三部によって構成され、要綱は、施策の目標と方向を示す第二部についてまとめたもので基本構想で定める「まちづくり基本目標」に従って体系化している。

まちづくり市 まちづくり市民会議では、第三次基本計画案の諮問を市民会議の意見 受けて審議を重ねた結果、意見と要望四〇件をそえて答申した。主なものは次のとおりである。

- ・来るべき高度情報化社会に向けニューメディアが地域社会にどう影響を与えるか、市民と行政が一体となって調査・研究を行う機関を設置し検討すべきである。
- ・ゴミの収集に当たって、各排出場所の状況は衛生的にも、まちの美観からも整備、改善されるよう検討すべきである。
- ・七〇歳以上の老人に一律支給されている敬老手当について、一定の基準を設けるなどして、むしろ経済的に必要とされる老人にのみ支給すべきである。

・高齢化社会に対応し、老後の生活を確保するため、公的年金を中心と

した、老後の生活設計について、種々指導、相談できる窓口を設置すべきである。

・学校教育に当たっては、次代の社会を担うすべての児童、生徒が優れた知性と豊かな人間性を備えた市民として育ってくれるためにおお一層努力が必要である。家庭教育に当たっては、児童・生徒の健全育成の推進に対して重要な柱であり、研究会、情報の提供などの事業内容とする活動を推進すべきである。

・コミュニティ活動の展開は住民の行政運営の参加に欠くことのできない重要な施策である。この実施に当たっては、多くの問題もあるが、早期にモデル地域を設定しその展開を推進すべきである。

第三次基本計画 基本計画は、自治体全体の総合的な長期プログラムと各会派の意見 ともいべき計画であるため、ほとんどの事業が網

羅されている。そのため、基本計画への意見といってもすべての行政分野に関連し、議会での発言のみならず、様々な機会を通じて議員の意見が反映されている面もある。そのため、ここでは六十年第一回定例会での各会派の代表質問に関連した意見を中心に掲載してみる。

日本社会党を代表して原川利種議員は、第三次基本計画には基礎的な一〇の地域の分析が不十分ではないか、非核平和都市としての都市像が出てこない、まちづくり市民会議の答申が性急すぎではないか、といった意見を述べた。

日本共産党を代表して任海千衛議員は、第三次基本計画は都市整備だけを中心としているので、命や暮らしにかかわる教育、福祉、健康、都市整備の総合的な計画にすべきで、教育や福祉の打ち切りにならないよ

うに要求するとした。

自民党クラブを代表して小川広吉議員は、総合計画に基づいて体系的な都市整備計画を進めて、地域的な再開発を進めているが、未整備の地区はどうやっていくのかを市長に求めた。

新自由クラブ民社を代表して大久保正二議員は、第三次基本計画は次へのステップへの準備的な要素を持っていると述べた。

公明党を代表して奥山繁議員は、調布市の経済基盤が確立されるかどうかは、今まさに方向を示す時期にあるので、より具体性のある計画を示して欲しいと述べた。

自由民主党を代表して吉尾勝征議員は、計画をまとめるに当たって、熱心な職員の討議、市民会議、各党各会派からの意見を聞きながら策定してきた経緯を考えると、計画行政を推進する意味や重要性が改めて認識されるが、各年の状況変化があるので計画事業のローリングが必要だと述べた。

また、すべてを取りあげるわけにはいかないが、別の会期での審議において基本計画に関連する意見を掲載する。

関口武久議員（自民党クラブ）は、計画を着実に実行するには執行体制の確立が大切で、いまこそ全庁的な一致団結が必要であるので内部体制固めをしっかりとすべきであると述べた（五十九年第一回定例会）。

津金理議員（自民党）は、第三次基本計画でもっとも大きな柱は、「活気に満ちた魅力あるまちの実現」であるとして、五十九年第三回定例会で質問にたった。調布西武デパートが六十一年秋に出店をひかえ、既存商店街への影響や他の都市圏への買い物客の流失にどう取り組むのかを問いながら、市内の購買客数の総体を増やしながらか市内の交通便の格差

を是正する必要があるもので、バスターミナルの建設や路線の強化、歩行者空間の整備、商店街に魅力をもたせる振興事業等の総合的な展開が必要だと述べた（五十九年第三回定例会）。

福地正夫議員（日本共産党）は、いま失業・倒産が激増して暮らしが脅かされているので、市民に密着した公共事業、過大校解決のための学校建設、社会福祉の充実といった「生活の基盤」を最優先にすべきだと述べた（五十九年第四回定例会）。

第三次基本 基本構想を受けて昭和五十六年度から昭和六十年年度まで
計画の内容 の五カ年間の基本計画（第二次基本計画）を策定し、教育・文化施設の拡充、スポーツ・コミュニティ施設の整備、福祉の充実などが重点課題として計画され、施策を推進した結果、これらの課題に関しては目標をほぼ達成できたことになった。

この期間、経済の基調は依然として低成長で推移し、人口の増加は鈍化し安定的な推移をたどってきたものの、市民の生活様式や価値観の多様化は一層進み、行政需要をますます増大させ、さらに高齢化や情報化の進展、東京の都市構造の多心型への転換、調布基地跡地利用の動向など、本市のまちづくりに大きな影響を及ぼす環境条件に変化が生じてきた。

第三次基本計画は、こうした背景を踏まえつつ、昭和六十年年度から昭和六十五年年度に至る六カ年の計画期間を対象として、年々厳しさの増す財政環境のなかで、引き続き基本構想に掲げるまちづくりの目標に到達するために、現行の基本計画を発展的に見直し、必要な施策の方向や方針を明らかにし、今後の市政の総合的、計画的な運営に資する役割をもっている。その第三次基本計画の骨子は次のとおりである。

第三次基本計画の骨子

(計画の目標)

第三次基本計画においても、基本構想に掲げるまちづくりの目標を計画の目標として定め、恵まれた自然を守り、理想的な都市環境の完成をめざし、誇り得る市民文化の追求と、市民のすべてが幸せで豊かな暮らしとあたたかい心のふれあいのあるまちづくりをめざしています。

そして、そのまちづくりの目標を具現化するため、基本目標として

- ① 快適な生活をささえる都市基盤の整ったまち
 - ② 恵まれた環境で生活できるまち
 - ③ 心がかよいあい安心して生活できるまち
 - ④ 豊かな文化と躍動するスポーツのまち
 - ⑤ 活気に満ちた魅力あるまち
 - ⑥ 市民の創意と連帯感あふれるまち
- の六本の柱を掲げ、これに沿って現行基本計画(第二次)を発展的に踏襲し、施策を展開していきます。

(計画の構成)

基本計画は、計画の基本的な考え方や指標を示す第一部、施策の方向や事業計画を示す第二部、計画を実現していくための行財政運営の基本的な方向を示す第三部によって構成されています。

四 非核平和都市宣言

非核平和都市宣言は、「調布市に「非核平和都市宣言」を求める請願」と「非核平和都市宣言に関する請願」の二つの署名が二万一二三〇名の

連署という大きなうねりとなってきた。その後、この非核平和都市宣言は、片岡将議員(日本社会党)から五十八年第三回定例会に提出された議員提出議案第一六号として、起立多数をもって可決された。併せて昭和五十九年一月二十日付けの『市報ちようふ』に掲載されたので、全文を載せる。

調布市非核平和都市宣言

世界の恒久平和は人類共通の願望である。

核兵器保有国間で核軍拡競争が激化している今日、核戦争を回避し、原水爆の恐れのない世界を確立することは、緊急かつ重大な課題である。

わが国は、戦争による世界唯一の核被爆国として、また平和憲法の精神からも核兵器の廃絶と軍備縮小の推進に積極的な役割りを果たさなければならぬ。

したがってわが調布市は、非核三原則の完全実施を願い、厳粛に非核平和都市を宣言する。

昭和58年9月27日

調布市議会

この非核平和都市宣言が採択されたことにより、翌五十九年の第一回定例会で入江一郎議員(日本共産党)は、これを具体的に展開する予算が計上されていないのはなぜなのかと問いただしたところ、市長は「何か見てもらうというよりスマートさをもって市民にPRしていくつもりであり、多岐にわたる行政の中で予算の運用を図りながら適宜すすめていく」と答えている。

第三節 社会基盤整備の確立と市議会

一 下水道の普及率一〇〇%の達成

(二) 下水道事業普及と歳出の変化

調布市の下水道事業は昭和四十三（一九六八）年以來約一五年の歳月をかけてきたが、最後まで残っていた中仙川地区にも下水道の本管が入り、六十一（一九八六）年四月から供用開始となり、長く、そして多くの費用もかかった下水道事業も最終局面を迎えたと言える。この結果、市内のほぼ全域（調布飛行場を除く）が水洗化できるとともに、道路や宅地内の雨水をとり込むことも可能となったのである。

ようやく下水道普及一〇〇%達成にこぎ着けた金子市政におけるその進捗状況を議会での決算の認定から確認することとする。

昭和五十八年第四回定例会における「五十七年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」では、歳出総額が八〇億五七八一万円で、そのうち事業費が六九%に当たる五五億四九〇七万円であった。それにより深大寺町、飛田給三丁目、上石原三丁目、若葉町一丁目・三丁目、入間町二丁目、東つつけ丘一丁目、仙川町二丁目などが整備され、埋設管の延長は二万六三一六メートル、面積にして一〇三ヘクタールが整備された。

昭和五十九年第四回定例会における「五十八年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」では、歳出総額が一億四五九五万円、そのうち事業費が四六・二%に当たる二億七三二四万円であった。それにより深大寺町、飛田給三丁目、上石原一丁目・三丁目、小島町二丁目、染

地一丁目・二丁目、国領町六丁目、柴崎町、若葉町三丁目、入間町二丁目などが整備され、埋設管の延長は三五五メートルとなった。五十八年度決算は公債費の歳出額が約半分の四九・四%と大きく膨らむことになった。これは本格的な返済時代が到来したことを意味する。

昭和六十年第四回定例会における「五十九年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」では、歳出総額が五三億四〇三三万円、そのうち事業費が四五・一%に当たる二四億七五六万円であった。それにより深大寺町三丁目、富士見町二丁目、多摩川七丁目、東つつけ丘一丁目、緑ヶ丘二丁目などが整備され、埋設管の延長は二一九五メートルとなった。五十八年度決算は公債費の歳出額が約半分の五一・〇%とさらに膨らむことになった。

投資額と財源

昭和五十九年度までに下水道事業経営に要した投資総額は、借入れにともなう利子分、約四一二億円を含め、実に九九六億円を超える費用に上っている。このうち、およそ九三%、約九二〇億円（借入れ利子分を含む）が下水道施設建設費用などの事業費で、残りは、水管の補修、管渠清掃等の維持管理、下水終末処理費などの経費となっている。

下水道建設などの事業にあてられたこれまでの財源は借金（市債）が大きな割合を占めている。下水道施設建設費に対しておよそ六五%にあたる、約三三三億円の借金をして下水道の事業を行ってきた。これは、都下の市で調布市と同様に下水道建設の終わった市の中では一番多い借り入れとなっている。その他では、市民の受益者負担金や隣接市からの関連工事等の工事負担金、国・都の補助金、市費などが下水道建設に對しての財源となっているが、下水道の建設が完成すると市費や下水道使

用料などがこれからの主な財源となってくる。そのため、投資額及び管理費と負担のバランスが求められることとなる。

下水道事業と 下水道建設には、一六年の歳月と八〇〇億円（うち約 財政の現実 三五〇億円は借金の利息）にも上る巨費を投じてきた。大きな下水道の場合は、一メートル当たり一〇〇万円もの工事費がかかり、毎年二六億円の負債の返済が生じてくる。

次に、下水道の建設が終わると一方では補修、清掃等の維持管理の費用が年々増加してくる。それに汚水は一日七万四〇〇〇立方メートル（ドラムカンの本数にして三七万本に相当）もの水量で延々二六キロメートルを経て大田区の森ヶ崎処理場に集め、きれいにしたあと海に流している。これらにかかる処理費用だけでも毎年一二億円にも上っている。このように下水道事業は、下水管敷設だけで済むものではなく、維持管理費や補修費がかなりかかることがわかる。

（二）安い下水道料金と値上げ問題

調布市の下水道使用料は、五年前に改定してから据え置いており、市民の平均的な負担額を比較すると、都下二六市中低い方から二番目である。また、東京都下でも二番目に安い下水道料金である調布市でも、多額の市債処理を抱えており、昭和五十四年以来据え置いてきていた料金の改定を考えなければならない時期にきていた。昭和五十九（一九八四）年三月二十二日の市議会で、下水道条例の一部改正がなされ、平均で四一・一％の負担増を求めることとなった。それでも、多摩地域では低い方から八番目となった。

この点からの議会での指摘は、昭和六十年第四回定例会の「昭和五十九年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定」において議論が交わさ

れた。飯野久子議員（日本共産党）は、昭和五十九年度に料金の改定をしたが、若干値上げを抑えたといえ使用料算定基礎に起債利子を加えているので値上げに反対と表明した。それに対して、園田治夫議員（公明党）は、歳入については予定額に対して決算額で一〇一・六％（調定額でも九九・六％）、歳出にして執行率は九七・一％であり下水道事業は適切に運営されたことを示していると賛成の立場を表明し、起立多数で可決された。

借金（市債） 昭和六十年度の決算によれば、市債の額は一般会計での返済 一七六億一二〇五万円、下水道事業特別会計で二七七

億五四六五万円となっており、その現債額は急激ではないが微増状態にある。

借金のほとんどは、大蔵省、公営企業金融公庫、市中銀行の三力所からの借り入れとなっている。返済は借入金（元金）約三三三億円とそれに対する利子およそ四二億円をあわせ七四四億円で返済には三〇年間かかり、これは、調布市の一世帯当たり直すとおよそ一〇〇万円になる。これまでに元利あわせ二二五億円を返済してきたが今後、利子で約三一〇億円、元金で二九八億円を返済しなくてはならない。ちなみに、五十九年度は、二七億円の返済となっており、予算では建設費と維持管理費をあわせた事業費より借金の返済の方が上回ったものとなっている。

下水道工事請負契約 昭和五十八年八月五日の第一回臨時会は「調布を巡る疑惑と議論 市公共下水道中仙川幹線（その2）工事請負契約」の議案が一件だけであった。これは深大寺一五四五番地二四先から

三鷹市中原二丁目までの約一〇〇〇メートルの区間を国庫補助事業とし

て二カ年にわたり下水管渠を設置する工事の請負契約であった。これは七月に一業者を指名競争入札にかけて九億八〇〇〇万円である建設株式会社花落したところ、一部業者間で談合があったのではないかという報道がされたものであった。この議案に対して任海千衛議員（日本共産党）が、党を代表して報道があった時点で中止して、調査と指名のやり直しをすべきではなかったかと反対の意見を陳述した。

その意見に対して片山哲議員（日本社会党）、関口昌昭議員（自由民主党）、奥山繁議員（公明党）は、同様に党を代表した立場で、入札をめぐる制度には改善すべき点があるが工事が速やかに着工されるべきであり、賛成をすると表明した。

(三) 下水道普及の完成と水洗化の問題

下水道の本管が市内全域に敷設され、六十一（一九八六）年四月に供用開始で下水道普及が一〇〇％となった。また、一方で下水道事業法では、これらの処理区域は遅くとも三年以内に水洗トイレに改造するよう法律で義務づけられているため、一日も早く、水洗化をする必要がある。また、現在し尿浄化槽を設置している市民にも、できるだけ早い機会（遅くとも一年以内）に下水道へ接続するように市では依頼している。このため市では、水洗化を行うための補助金を交付し、住民の水洗化に努めてきた。

その内容は、次のとおりである。

(水洗化への融資)

(一) くみ取り便所を水洗化する場合

・持家Ⅱ一便所につき二万円、二便所から九〇〇〇円

・貸家・アパート等Ⅱ一便所につき九〇〇〇円を加算

(二) し尿浄化槽を撤去する場合、

・一基二万円

分流区域（宅地内の雨水と汚水を分離し、公共下水道へ放流しなければならぬ区域）で雨水排水設備工事を行う場合は、水洗化の助成とは別に、補助金の交付を受けることができる。

・持家Ⅱ工事一件につき七〇〇〇円

・貸家・アパート等Ⅱ一世帯につき三〇〇〇円

※二階以上の建物については、階ごとの世帯でもっとも多い階の世帯分を交付するが、会社・その他の法人、新築等の場合は交付されない。

水洗便所に改造しようとする場合、市が指定する金融機関から融資が受けられる。

▽貸付額二〇万円以内（年利七・八％）

●貸付対象 水洗便所の利用できる区域の建築物の所有者で、水洗便所に改造する方

しかし、一方で水洗化が思うように進まない、そのためし尿処理を行っているふじみ衛生組合はいつまでも稼働しなければならぬという問題が出てきている。この点を園田治夫議員（公明党）は、水洗化が意図に進まないのはくみ取り無料化が関連していると指摘したうえで、ふじみ衛生組合の稼働率は一〇％を切っており、市はその維持管理に五〇〇万～六〇〇〇万の分担金を払い、し尿一キロリットル当たりの処理経費は六〇八八円になると指摘し、行政改革を求められる時代であるの

で関係各部と連携をとりながら強力に推進するようお願いすると述べた（昭和六十年第四回定例会）。

二 スポーツと地域のまちづくり

金子市長は、将来の市民の幸せを願い、新しい「ふるさと調布」のまちづくりを進める一環として、市民相互の連帯の高揚を図るため「スポーツと語らい」をまちづくり推進の柱としているのは前述のとおりであるが、昭和五十三年七月に当選した市長が、掲げていた公約の一つが市民総合体育館であった。同じ年に市民意識調査がなされ、その中で約六割の市民が総合体育館またはスポーツ公園などといった施設が欲しいという要望が出ていたことが、市長の政策を後押しすることにもなった。

総合体育館の建設に当たっては、用地取得から大変な苦勞をともなったことは後述のとおりであるが、調布市全体としてスポーツ人口を醸成していくための手足であると市長は述べている。

また、調布市ではスポーツ振興の一環として学校開放を昭和四十七年からスタートしており、現在では総合開放校が一二校、一般開放校が二〇校となっており、昭和五十七年度だけでも延べの利用者が一四万六〇〇〇人となっている。

第一回市民スポーツまつり これらのスポーツを通じてふれあいを醸成し、これが「ふるさと意識を喚起してまちづくりにつなげていく」という金子市長の「スポーツと語らい」は、五十八年十月五日に開催された「第一回市民スポーツまつり」にもつながる。

調布市では昭和五十八年十月五日に関東村運動場で、第一回目となる「市民スポーツまつり」を開催した。団体戦では、綱引き、ソフトボー

ル、インディアカが、個人参加種目ではジャズダンス、ウルトラスポーツクイズ、ホームラン競争、ゲートゴルフ、五種競技、体力測定、調布ギネス、などが行われた。さらに、スポーツまつり記念としてジョギング大会も行われた。

（二）総合体育館の基本計画

東京都の神代植物公園内のなかに建設された総合体育館は、市民が一堂に集まりスポーツが楽しめる、健康づくりの場として望まれていたのであった。この総合体育館の用地取得にあたっては広い敷地を確保することが困難で、東京都の協力により深大寺公園の中に総合体育館の建設用地を確保することができたものである。この用地は調布市の基本計画で、将来都市像の文化の中核として位置づけている深大寺を中心とする神代植物公園周辺の一角にあり、神代植物公園内の自然広場整備地区内で、東京都の中期計画の中でも特にスポーツレクリエーションゾーンと定められた地区であった。

この地区は市内でも、市民が憩える有数の恵まれた環境の地区であり、そのため市の計画では、特に現在の森と緑の景観を損うことのないよう配慮して、周辺環境にマッチできる建物を基本とした。この計画の推進にともない、「森と緑と自然広場」の環境をより豊かなものにし、周辺一帯の利用をさらに高めることができるようなものとするため、東京都と協議を重ね五十七年六月に、次のような施設構成の総合体育館基本計画がまとまった。

一 設置場所 深大寺町二一三番地先（神代植物公園自然広場整備地区内）

二 建築面積 三三〇〇平方メートル

建築延べ面積 六六〇〇平方メートル

三 構造 鉄筋コンクリート造り、地下一階、地上二階

四 施設内容

(一) 運動機能 主体育室(二五三〇平方メートル)、屋内温水プール(二

五メートル・六コース)、トレーニング室(三〇〇平方メートル)、

選手控室(観覧席二〇〇〜三〇〇席)、放送室、器具室、サウナ室、

更衣室、シャワー室そのほか

(二) コミュニケーション機能 ロビー、軽喫茶コーナー、サロン、会

議室(三)、研修室(一)

(三) 指導機能 指導員室、資料閲覧室、展示コーナー

(四) 管理機能 事務室、応接室、保健室、倉庫、ロッカー室、湯沸室、
機械室そのほか

この用地取得の苦労を金子市長は次のように語っている。「就任後あちらこちらの土地の物色に入りました。しかし、用地の取得難というものは筆舌に絶するものがあります。……念頭に置いている計画によれば、四〇億、五〇億の金銭を投じませんと取得できません。取得できればいいんです。その場所が「ございませぬ」と述べ、神代植物公園の北側というのはいか八かであって、また水面下で動いていたため議会での質問にも苦しい答弁に終始したと語っている(五十八年第二回定例会)。

この総合体育館は、建設場所からしても周囲の環境に配慮しつつ、市民の利便性も図ることが課題の一つとなっていたが、一年生議員であった漁郡司議員(日本社会党)は、スポーツ施設建設の考え方について質

問をし、総合体育館のあり方や場所としての交通の不便性について意見を述べた(昭和五十八年第二回定例会)。また、関口武久議員(自民党クラブ)はこれらの経緯を理解したうえで、昭和五十九年第一回定例会において市制三〇周年記念事業の一環として総合体育館などが予算化されているが、運営管理すべての点において関係機関と連携を密にし、十分協議の上、市民を対象とした利用しやすい立派な体育館建設を願うと支持する発言をしている。

総合体育館の建設とオープン 昭和五十九(一九八四)年四月十二日、都公園審議会
会で承認された神代公園の整備計画に基づき、公園



総合体育館

大体育室、ランニングコース、小体育室、トレーニング室、
室内プール

の一角を地域的スポーツ施設ゾーンとしての位置づけがなされ、自然広場の位置に占用敷地面積約一万九〇〇〇平方メートルを都から借用し建設したものである。

この総合体育館は、市制三〇周年記念事業の一環として、スポーツと語らいの場、市民

相互の連帯の場、さらに「ふるさと調布」のまちづくりの場として、建設されたものである。用地借用を含めて約五年間、総工費二億円をかけたこの体育館は深大寺の森と緑の景観を損うことなく、周辺環境にマッチさせた建設物とした。地上から七メートル掘り下げ、体育室、室内プール等の施設を地下に配置し、建物の高さを地上一〇メートルに制限している。外観は樹木と芝でおおわれた丘となり、中庭に続く道の両側には四季折々に香りのある木、梅、沈丁花、ライラック、くちなし、金木犀、山茶花などが花を咲かせ、まさに公園の自然環境と融合する建物である。また、南側入口には、姉妹都市の木島平村から白樺が寄贈され（植樹は十一月）「木島平の森」と名づけられた。利用開始は、十一月一日から一般開放された。

(二) 西調布体育館

西調布駅の西を走っている中央高速道路の高架下に西調布体育館が完成し、六月一日から利用開始された。この体育館は、日本道路公団から敷地面積約二四五〇平方メートルの占用許可を受け、昭和五十八年十二月から延床面積約八八〇平方メートルの鉄筋コンクリート平家建て施設の建設工事を始め、完成したものである。しかし、使用については、団体使用を原則としている。当体育館は高架下にあるため、天井高が通常より低く、利用種目が限られている。施設内容としては、①体育室二室（一室二六〇平方メートル、天井高四・三メートル、柔道用畳あり）、②ミーティングルーム、③更衣室・トイレ・ロビーとなっている。

(三) 姉妹都市交流と木島平山荘

調布市は木島平村との「ふるさと交流」を、市民の各層から参加を募って親善訪問を相互に重ね、交流を深めてきている。市制三〇周年を迎え

る昭和六十（一九八五）年に向けて、昭和五十八年度事業として「親子のふるさと交流」を実施している。これは、単に民宿に宿泊するだけでなく、農家の農作業体験の中での暮らしや村民とのふれあいを通して、児童の情操をはぐくみ、末永く交流の輪を広げるといえるものである。

長野県下高井郡木島平村に建設された市民の休暇施設・木島平山荘は、五十八年に造成工事をし、昭和五十九年九月に工事着手、六十年七月に落成式、八月にオープンした。この施設は、調布市の市制三〇周年及び木島平の村制三〇周年を記念した交流事業である。

この木島平山荘建設に当たり、お互いの市制三〇周年並びに村制三〇周年を記念した交流を深めるために姉妹都市提携の盟約を昭和六十年第二回定例会に諮ったところ、有山守三議員（日本社会党）から基本的なことは理解できたが、災害時においても姉妹都市として協力支援し合う検討をしようかと意見が出され、今後検討を重ねていくこととされ満場一致で可決された。そして、十一月九日にグリーンホールで開かれた市制三〇周年記念式典において木島平村と姉妹都市盟約が取り交わされた。

姉妹都市の盟約について

東京都調布市と長野県下高井郡木島平村は、教育、文化、スポーツ、産業など広く交流を図り、住民相互のふれあいと信頼を深めるため、市制施行三〇周年を機に姉妹都市の盟約を結ぶものとする。

山荘の施設概要は、総工費三億八七五〇万円で敷地面積約二万一〇〇

○平方メートル、延べ床面積二二四六平方メートル、一〇〇名収容の鉄骨・鉄筋コンクリート造地上四階で、食堂兼ホールは、木島平スキーゲレンデと村を一望できるすばらしい眺めに位置している。

四季を通して、すばらしい自然と村人の素朴さに接して「ふるさと」を再発見できる交流施設であり、スポーツとふれあいによる交流を期待したものであった。

三 地域福祉施設の充実と市議会

(一) 総合福祉センターの建設

昭和五十六年十月、市民福祉会館第二期工事として着工した総合福祉センターが完成し、昭和五十八年六月一日より利用開始となった。

総合福祉センターは、身体に障害があつて不自由されている市民が、リハビリテーションなどの専門的な訓練を受けることができる身体障害者福祉センターと、高齢者が、趣味や娯楽を通じて仲間づくりができる老人福祉センター、そして、地域の福祉団体が活動しやすいように連絡調整機能をもつ社会福祉協議会との併設した総合センターとなっている。

一般的にこの種の施設は、迷惑施設と位置づけられ、まちの中心地を避け、隔離的・保護的に、対象者である老人や障害者のみの専用施設として建設されている場合が多いが、調布市では、市の最も便利な小島町二丁目四七番地に建設した。これは、高齢者も若者も、障害者もそうでないものも、ともに暮らし、ともに生活する地域社会をめざし、センターを通じて交流する中で、障害者自身の自立促進を図り、そのことによりまた市民の福祉に対する理解が、より深まっていくことを期待したものであった。その規模については、地下二階、地上七階建てで延べ床

面積五七四〇平方メートルの鉄骨鉄筋コンクリート造りで、太陽熱を利用した給湯設備、寝台車のまま乗れる三機のエレベーターと二八台収容の機械駐車場がある。ただし、この駐車場は、障害者の通所や、歩行困難な老人などの送迎車専用となっている。建設経費は、外構工事や備品等を含め、約一九億七〇〇万円で、そのうち国と都の補助金が、七〇一六万八〇〇〇円となっている。

総合福祉センター 総合福祉センターで行う事業は、リハビリテーションで行う新規事業 ショーンを中心とした新規事業と、福祉事務所と老人福祉課から移管される事業である。

(新規事業)

①機能回復訓練……事故や疾病の後遺症等で、体に障害があつて不自由しているが、理学療法士や作業療法士の専門的な指導で訓練をうけることによって、障害の回復を図ったり、能力の低下を防ぐもの。訓練内容は、関節可動訓練や筋力増強訓練などの基本的訓練、日常生活動作や歩行訓練など実生活への応用訓練、疾患に応じた補装具を用いての訓練

②聴能言語訓練……言葉や聞こえに障害がある場合、早期に発見して治療することが大切で、多くの子どもは、三歳〜四歳頃までにたくさん言葉を感じるこの時期までに、適切な指導と訓練を受けることによつて、言語発達を促すことができる。また、事故や脳卒中で脳に障害を受けたためにおこる失語症なども、専門的な訓練をうけることにより、かなり改善される。相談の内容は、乳幼児の心身の発達についての相談、言葉の遅れと、聞こえの障害の相談、補聴器の使い方と適性検査、聴力・言語検査と発声発語機能検査、音を正しく聞分ける訓練と正しい発

音の仕方の訓練を行なう。

③まなびやクラブ活動（障害者デイサービス）……心身の障害が重い
ため、会社や授産施設等に通えない対象者が、リハビリをうけたり創作
活動をしたりして、仲間と一緒に一日を楽しく過ごす施設活動である。
内容は、日常生活に必要な身近整理等の練習、仲間に対する意思を伝達
するための訓練、母や家族に対する介護技術の指導を行なう。

④障害児のための音楽療法……子どもは、遊びを通じていろいろな興
味をもつようになり、さらに玩具や楽器を使い、音を出すことから、音
楽を楽しむようになり情緒豊かに成長するので、その効果をねらった療
法である。内容は、心身の発達についての相談、玩具や楽器を使つての
機能回復訓練を行なう。

⑤緊急一時保護……心身障害者を介護している者が冠婚葬祭や看病な
どで外出したいとき、代つてめんどうをみる人がいなくて困ったとき、
一時的に預る制度である。

⑥いきいきクラブ活動（老人デイホーム）……日ごろ家庭にひきこも
りがちで社会参加の機会が少なく、健康づくりをしてみたいと考えてい
る高齢者が、趣味の講座や話し合いなどで一日を楽しく過ごすための活
動である。活動の内容は、毎週二日までの希望のコースを選べ、活動時
間は一〇時～四時まで、一日の仲間は一五～二〇人、昼食は、市内ボラ
ンティアによる手作り給食である。

総合福祉センターで行う 総合福祉センターには以下の事業が移管され
ことになった移管事業 した。

（移管事業）

①訪問介護……家庭において寝たきりの状態にあるか、寝たきり同様
の状態にある四〇歳以上の対象者のいる家庭に対し、保健婦または看護
婦が訪問して床ずれの予防や手当、食事のとり方など日常生活上の看護
指導を行うもの。指導の内容は、家庭における療養と看護指導、家庭に
おける機能訓練等の指導、保健婦または看護婦の訪問指導はおおむね月
二回。

②老人給食サービス……六五歳以上のひとり暮らしの高齢者が、仲間
と一緒に楽しい食事と歓談のひとつをすごしていただくため、市内の
ボランティアが作る手作りの料理のサービス。

③手話通訳者の派遣……耳の不自由な人が、子どもの教育や住いのこ
となどで相談ごとがあるときや、団体で会議をするときなどで手話通訳
者がいないと困る場合、手話通訳ができる奉仕者を派遣する制度。

④車イスの貸出……体に障害があったり、けがによって歩くことがで
きない人に、一定期間車イスを貸出して、日常生活を少しでも便利にす
ごしていただくための制度。

⑤福祉バス（すみれ号）貸出……体に障害があったり、おとしよりの
ため歩行が思うようにならない方が、病院等へ行きたいが乗物に困って
いるとき、車イスのまま乗れる小型バス（ハンデキャブ）を貸出す制度。

⑥老人福祉電話……ひとり暮らしの高齢者が孤独にならないように、
市内のボランティアが、センターの電話相談室から電話によって話し相
手となり、いろいろな情報交換等を行うことによって生きがいの手助け
をするものである。

(二) 地域福祉センター網の整備、各地域センターの完成

地域福祉センター建設は、調布市基本構想に基づき市内に一〇館建設する構想を目指しており、この期に菊野台地域福祉センター、富士見町地域福祉センター、下石原地域福祉センターの三館が建設され、合計八館が完成したことになる。その後の未建設の地域福祉センターは、第三次基本計画により昭和六十三度より建設することになっている。

菊野台地域福祉センターの完成 市内で六番目の地域福祉センターが菊野台一丁目三番地の一に完成し、昭和五十九年六月一日から利用開始となった。この施設は、多目的施設として建設され、お年寄りがそれぞれの趣味を生かしながら憩いのひとときを過ごしお互いの交流を深める場所として、また、地域自治会、PTA、婦人団体、ボランティア活動の拠点として利用できるようになっている。利用時間は、午前九時から午後九時までで、午前の部、午後の部、夜間の部の三つの時間帯の利用を図っている。施設構成としては、大集會室、第一集會室、第二集會室、第三集會室、調理室となっている。

富士見町地域福祉センターの完成 市内で七番目となる地域福祉センターが、富士見町四丁目一五番地六に完成し、六十年五月一日開館した。構造は鉄筋コンクリート平屋建てで、延べ床面積が四九九・六六平方メートル、大集會室、第一く第三集會室、ボランティア室、調理室、談話室となっている。

下石原地域福祉センターの完成 八番目の下石原地域福祉センターが昭和六十一年五月十三日に開館した。構造は鉄筋コンクリート平屋建てで、延べ床面積が五〇八・三四平方メートル、大集會室、第一く第三

集會室、ボランティア室、調理室、談話室となっている。

(三) 特別養護老人ホーム・ケアセンターの整備

寝たきり老人の増 世界保健機構は、高齢化率七%以上を高齡化社会(aging society)、一四%以上を高齡社会(aged society)と定義している。調布市の高齢化率は昭和六十(一九八五)年

現在七%(全国平均一〇%)を超え、高齡化社会に突入しており、さらに一五年後の西暦二〇〇〇年には一三%(全国平均一五・六%)を超えることが推計されている。特にねたきり老人や痴呆性老人の増加とともに、単身老人や老人だけの世帯も著しく増えてくる。また、核家族化や住宅事情あるいは介護者の老齡化などの理由で、虚弱老人やねたきり老人の介護がますます困難となってきた。特に最近、家庭で介護することが困難なねたきり老人や痴呆性老人を抱えている家族からの要望や相談が多く寄せられてきている。このような状況でありながら、市では、高齢者を入所介護施設である特別養護老人ホームを持つておらず、市外の施設に委託している現状となっている。

この入所待ちの状況を、飯野久子議員(日本共産党)は昭和五十九年の第一回定例会予算審議のときに厚生委員会でも明らかにした数字では、五十七年度は特養ホームを待つている人が七く八名、五十八年九月になると一五く一六名、そして五十九年三月に審議された時点で二四く二五名と述べている(六十年第三回定例会)。これに対する担当部長の答弁ではこの時点で三〇名が待機中となっていると述べた。

市の調べによると昭和六十年現在では、他市町村の施設に一五七人の方々が入所しており、まだ入所できず待機している方が三七人いる。しかも市内には、潜在的なねたきり老人が約六三〇人いると推定され、家

庭内の介護を受けていると見られている。

このような状況の中で、五十九年六月、市内布田の日橋トラさん（七八歳）は「お年寄りのために役立ててほしい」との意向で約二三〇〇平方メートルの土地を市に寄付した。場所は新甲州街道を一〇〇メートルほど北側に入った市立八雲台小学校の東隣りで閑静なところであり、市では現在この土地を借りて「やとみ仲よし広場」として子どもたちに開放している所である。

日橋さんは「近隣にはひとり暮らしのお年寄りが大勢住んでいるが、元気で暮らせるうちはなにも問題ないが、病気になったり、からだの具合が悪くなったとき、近くに身寄りのないひとり暮らしのお年寄りは誰が面倒をみてくれるのか、いつも心配している。……せめて市内に老人福祉施設があればいつでも気軽に面会できるのに、そしてこの土地が、多くのお年寄りに役立つなら、大変光栄です。」（市報ちようふ 六五五号から）と老人福祉施設の建設を願って寄付したと語った。

特別養護老人ホーム 市では彼女の意向を尊重して「老人福祉施設建設
ムの建設構想 推進プロジェクトチーム」を発足させ、調布市の

特性にあった老人福祉施設（在宅老人に対するサービスも含む。）はどのようなべきかを検討し、地域に開かれた施設づくりを福祉専門機関に調査委託した。その中間報告を公表して意見を求めた。

横山薫子議員（日本社会党）は、老人ホームであっても、教育・レクリエーション・市民との交流などのニーズを満たす開放型の施設運営が必要ではないかと述べている（五十九年第三回定例会）。金子市長は、「核化からさらに一般的な社会に開放する、あるいは家族的な雰囲気を感じ盛り込む、……子どもに至るまで幅広い老人ホーム」と考えを述べ、日

橋トラさんの寄付で検討されている老人福祉施設をプロジェクトチームで、それらの意見を積極的に組み込んで検討していくとしている。また、吉尾勝征議員（自由民主党）は、「寄贈者のお考えを十分生かされた形で、早期開設への努力」をお願いすると述べた（六十年第一回定例会）。

その後、市ではプロジェクトチームでの検討を経て昭和六十一年三月に建設計画が次のように決定された。

一、特別養護老人ホーム
定員六〇人

二、ケアセンター

①短期一時保護（ショートステイ）

ねたきり老人を介護している家族が、病気等により介護が困難なとき、一時的にご老人を預かる。（一日四人で七日の滞在可能）

②入浴サービス（一日八人程度）

身体機能の都合で、家庭や一般浴場での入浴のできない方には、特別な方法で入浴を行う。

③給食サービス（一日三〇食〜五〇食程度）

機能回復訓練や入浴サービスなどで通所される方を対象に、会食方式で給食を行う。

④機能回復訓練（一日四〇人程度）

身体機能に障害のある老人を対象に回復訓練を行う。

⑤デイホームサービス（一日一五人程度）

家庭に引きこもりがちな老人に対し、趣味を通して、仲間づくり

や健康づくりを行う。

三、施設の建設と運営

施設の建設と運営は、社会福祉法人（仮称）「東京かたばみ会」が行う。

利用費用

利用者の負担能力と受益の程度に応じ、社会的公平の観点から応能負担を原則としている。

四、工期

昭和六十一年十一月に着工し、昭和六十二年九月に完成を予定している。

（市報ちようふ 六十一年三月五日 六七〇号から要点抜粋）

四 市民保養施設の完成と交流事業

（一）八ヶ岳少年自然の家

山梨県北巨摩郡高根町大字清里字念湯原三五四五番地に建設された「調布市八ヶ岳少年自然の家」は、大きく広がる八ヶ岳山麓にあつて、高原の澄んだ空気と緑の溢れる恵まれた環境の中にあり、「めぐまれた自然環境の中で集団宿泊を通して、少年の情操や社会性を豊かにするとともに、心身を鍛練する場として（五十八年第一回定例会での市長説明）」、市内の小中学生をはじめ少年団体が使用する施設として建設されたものである。このほか、サークル活動や、一般市民の方のレクリエーションのために開放されている。昭和五十八（一九八三）年十一月に完成されたが、夏前に宿泊棟ができたため、夏の林間学校から利用できるようになった。また、議会の討議においても青少年の非行や校内暴力の



八ヶ岳少年自然の家完成

視点からも、このような社会教育施設の建設を望む声も出ていた。

「調布市八ヶ岳少年自然の家」は、昭和五十八年第一回定例会で条例設置された。この少年自然の家の事業は、①自然観察、自然探求、自然愛護など自然に親しむ事業に関すること、②登山、ハイキングその他の野外活

動に関する事、③少年団体の指導者の研修に関する事、④その他、となっている。

施設の概要は、敷地面積二万七一九平方メートル、建築面積二〇二・九五平方メートル、延べ床面積三三九六・七七平方メートルで、構造は鉄筋コンクリート造り三階建（一部鉄骨造り）で、収容人員は三〇〇名である。

施設の諸室構成は、宿泊室三二室、談話室・研修室・保健室などがあり、グループ研修会や映写会などができる。また体育館は、雨天などで野外活動ができない時にはレクリエーションに利用できるようになって

いる。さらに、三階と体育館を除いて暖房が完備し、三〇〇名収容の大食堂があるので、年間を通してさまざまな利用ができるように設計されている。利用料金は、宿泊一人一泊につき、小・中学生は二〇〇円で、それ以外の人は六〇〇円であり、食事は、三食含めてで二〇〇〇円（現地払い）と小中学生に使いやすい料金設定となっている。

（二）国際青年年と交流

昭和六十年は、国際連合が一九七九年の第三四回総会で昭和六十（一九八五）年を「国際青年年」と定め、そのテーマを「参加・開発・平和」とすることに決めた年である。この背景には、世界の青年人口の急増があり、一九七五年を基準にすると二一世紀までに青年人口は倍増すると予測され、社会としての対応が必要となると考えられたからである。世界には途上国をはじめとしての多くの青年のおかれた劣悪な環境や貧困、飢え、文盲、病気等の問題があり、国際青年年の運動は、このような全地球的な課題に対して、世界の青年が高い関心を示し、協力して行動を起こすとともに、青年を取り巻く多くの人々がそれを理解し支援することとしている。

国際青年年には、「参加・開発・平和」の三つのテーマがある。参加とは、青年が社会の構成員としての自覚を持ち、社会に眼を向け、さまざまな意思決定の過程に参画し、貢献すること。開発とは、すべての人々が自分の人間的可能性を十分に発揮できるような社会的、経済的および政治的な変革を進めることで、青年にとって開発は、個人の全人格的成長と、社会の開発がある。平和は、青年の生活や未来にとって不可欠の条件で、国際的な理解と協力、個人の権利と国家の主権が尊重されることは、平和の実現につながる。

これを受けて調布市でも、二一世紀を担う市内在住の青年と外国の青年が寝食をともにし、国際交流を深める「国際青年交流のつどい」が、六十年八月二十八日から二泊三日で調布市八ヶ岳少年自然の家で行われた。当日は、市内在住の高校生、大学生・社会人二五人と電気通信大学の各国の留学生（中国・マレーシア・タイ・ブラジル・モロッコ・スリランカ・ベルギー）二五人が参加し、議論や共同生活などの国際交流を行った。さらに、また、十一月二十三日から一泊二日で、調布市第一青年学級と国際基督教大学の留学生による「国際青年交流のつどい」が同じ、調布市八ヶ岳少年自然の家で行われた。

五 都市整備と放置自転車への対策

（一）都市整備の必要性と課題

調布市の都市整備においては、昭和三十年代から四十年代にかけて、福祉、教育、下水道事業、生活環境の整備等の事務に追われ、都市計画道路や駅前広場の整備など、都市基盤づくりと将来への都市整備が遅れたことは否めない。この二期目の金子市政においても、こうした点から多くの質疑がなされているが、計画的な道路整備の前に住宅等が張り付いてしまったために、建設用地を確保することが困難になったことが大きな阻害要因ともなっている。そのため、市が借用して利用している土地であっても、返還問題が起きたり、常に土地問題で課題が生じているといっても過言ではない状況にある。また、京王線の高架化や、南北を横断する都市計画道路などの問題も、土地問題と深く関連しているのである。

京王線の高架化と調布 吉尾勝征議員（自由民主党）は、昭和五十九年（一九八三）年第四回定例会において、最初
駅北口バスターミナル

に京王線の高架化の進展状況をたずね、次に人口も一八万人を超える時代となり、調布駅北口へのバス乗り入れが是非とも必要になるのではないか、小田急バスに限らず、京王やその他のバスを入れることによって、交通上の問題はどうかと課題はあるが、この北口バス入れの問題をどうお考えになっておられるのかとたじた。さらに、こうした再開発や都市整備を、関連する民間バス会社、金融機関、調布市、地権者などが一体となって公と民間が出資する第三セクターの株式会社や都市再開発公社などをつくって、総合的に開発を進める仕組みをつくってはどうかと述べた。また、熊澤武司議員（日本社会党）も、同様に、なぜ調布駅北口の開発が遅れているのかとその理由を求めた（昭和六十年第一回定例会）。

金子市長は、京王線の高架化は事業再開に向けて鋭意努力しているが、事業決定がされないままになっている。これは市全体のまちづくりを阻害する要因となっているので、国や東京都、関係各位に働きかけていくと述べた。

バスターミナルは、現在北に向かうバスが南口から出ており、スペースの関係もあり、増加させるのは難しい。また、商店街はターミナルを若干離れた方が良く考えているので、どうしてもバスターミナルが必要となる。設置場所、建設コスト等を勘案しながら、バス会社の協力を求めながら検討していく。さらに、買収コストが高騰し北口の交通状況を緩和する都市計画道路二・二・二七号線の買収がほとんど進んでいないことが影響していると答えた。

一方、第三セクター・地方公社は、民間活力や資本を利用しやすく、民間の知識やノウハウを生かしやすく、行政の軽量化も図れるので、そ

の実態や法的根拠等を研究して検討していくと答えた。

（二）国領駅の再開発

国領駅の再開発 国領駅周辺地区の再開発は、昭和五十年から機運が機運と計画調整 高まり、その面積は約〇・九ヘクタールで、地権者三二名を中心とする組合施行による再開発が実施された。しかし、再開発には街の活性化を図るという大前提はあるものの様々な利害が絡む問題でもある。この期においては、昭和五十四年三月、調布市が国領駅周辺市街地再開発等調査報告書を発表し、昭和五十七年二月、同じく調布市が国領駅周辺市街地再開発事業推進計画報告書を発表したばかりの計画段階である。

福地正夫議員（日本共産党）は、再開発構想の具体的内容が、地元利害関係者をも含めて広く市民に知らされているのかどうか、国領駅北口の再開発地区内の一角を熊谷組が購入したのは土地の買い占めではないか、再開発事業は準備段階から住民参加に広く道をひらくために対策協議会や公聴会などを開催していくことが重要ではないかとたじた（五十九年第二回定例会）。

担当都市整備部長は、三点について答弁した。まず、報告書の公表が遅れたのは、都市計画が決定している駅前広場を変更する前提に立っているため、公表した場合の影響の大きさと、その変更の可能性と妥当性を点検するために時間がかかったとし、現在ではこの報告書の内容を地元公開し、活用しながら話し合いを進めている。

次に、熊谷組の問題は、昭和五十八年度に池田忠工務店から土地を約一三五〇平方メートル（対象面積の約一六％）を購入し地権者となっている。また、以前は再開発事業実施の合意をとりつけるためコンサルタ

ント活動を行っていたが、市の呼びかけによる話し合いが始まったので、現在は中断している。市としては、地元関係者の全員合意があれば、都市開発法に基づく組合施行による再開発事業を受け入れる考えで、再開発事業という性格を十分注意して臨むとした。

さらに、話し合いが民主的手続で行われ、十分理解した上で全員合意がなされることが第一で、次に弱小権利者が保護される手だてが講じられること、都市計画にマッチしたものである、駅周辺の発展に寄与するものであるということが必要であり、あくまでも公共事業として位置づけ、市指導型で事業を進めていくと答弁した。

再開発の事業方 漁郡司議員（日本社会党）は、国領駅前は都市計画針とその考え方 として既に駅前広場、都道一一八号線の拡幅が決定

をされている。通常は街路整備事業の手法で行うが市街地開発事業という手法をとった理由は何かをただし、続いて国領駅前再開発事業が、今日どの段階に来ているのかについて説明を求めた（昭和六十年第一回定例会）。

金子市長は、なぜ市街地開発事業を選択したのかを次の四点から答弁した。①都市再開発法に基づく組合施行で行い、関係権利者の主体性に基づく全員合意の原則とすること、②法に基づく再開発事業は、単純買収方式より利点がある（具体的には、権利者が補助金を受けられることや、容積率が優遇される等の利点があるほか、面的整備を行う中で土地の有効利用を図る仕組みになっているので、現在そこで営業している商業者や住民が、引き続き営業や生活をする）ことができ、市にとっても駅前広場や街路とあわせて、周辺も総合的に整備できること）あるので、モデル事業として位置づけたこと、③この事業は大きなプロジェクトで市外

の企業が参加するので、市外の企業に対する地元弱小権利者の保護に留意するため、④再開発ビルの新しい商業床を単に大型店に売却するのではなく、周辺の地元業者の優先的出店、あるいは地元でない業種の出店等について商工会などと十分協議することで地元業者を圧迫しないようにすること、がその理由であると説明した。

さらに、北地区では、都市再開発法に基づく再開発事業についての検討が終わり、今後は具体的な施設計画を検討する中で、それぞれの権利がどのようになるかを考える段階にあり、南地区は再開発事業に対する理解を深める作業に着手したところであると答弁した。

（三）都市基盤整備事業基金

金子市長は、昭和六十一年第一回定例会で総合的な交通体系の確立を目的とする基盤施設の整備事業の資金に充てるため、調布市都市基盤整備事業基金を設置する条例を提案した。

その提案理由は、「市制施行以後の人口急増期等には、教育、福祉、下水道事業等に追われ、その他の都市基盤施設の整備が追従できず、脆弱となっており、二一世紀へ向けてのまちづくりを行う上で、今後に残された重要課題となっている。そこで、都市基盤を整備する一環として、総合的な交通体系の確立を目的とする幹線道路の整備や、京王線高架化に関する事業等、根幹をなす基盤施設の整備事業に備えて、長期的な観点から財源を確保するため、調布市都市基盤整備事業基金条例を制定し、今後の都市基盤整備事業の促進と財政の円滑な運営を図るもの」としている。これは、金子市政において重要政策としている都市整備にかかる財源確保の一つの手段でもあった。

この議案は、建設委員会に付託された後、賛成多数で原案が了承され

たとの報告がなされたが、日本共産党を代表する形で任海千衛議員による反対の討論がなされた。その理由は、第一にこの基金条例の積み立て計画が適正かどうか十分討議が尽くされていないことであり、説明では一〇年間に一〇〇億円の積み立てで、京王線の高架化計画に一二〇億から一三〇億円、幹線道路網計画中期実施分に二〇〇億円の、合計約三三〇億円の三分の一を積み立てるものであるが、年一〇億円の莫大な金額となること。第二に、京王立体化計画はまだ市民的な合意が得られていないこと、計画はまだ調査段階で事業化が具体化していないこと、立体化は都の責任で行う事業であるにもかかわらず、都は市に負担を押しつけようとしていること、から反対意見を述べた。

賛成意見は、自由民主党を代表する形で、遠藤衛議員が「昭和三十年代から四十年代にかけましては、人口の急増期であり、この間には、教育・福祉、下水道事業に追われまして、都市づくりの根幹をなす基盤施設の整備が追いつかず、いわゆるスプロール現象になり、市街地の都市基盤が脆弱となっていたことは事実」であるとし、「来るべき二一世紀に向かつてのまちづくりを考えると、都市基盤整備が最大の重要課題であります。我々は、将来に向かつて、より快適で、住みよいまちづくりを進めるために、幹線道路の整備や京王線の平面交差解消を図る高架事業を促進し、駅周辺地域の活性化、沿線地域の再整備を図ることなど都市としての機能を十分充実していくことが、次の世代に対する我々に課せられました大きな責任」であり、「これらの事業に備えて基金を設立し、今後の都市基盤整備事業の促進と財源の円滑な運営を図ることは当を得たもの」であると、本案に賛成をした。採決の結果、起立多数をもって可決された。

(四) 最終段階を迎えた町名地番整理

深大寺町の町 町の区域や地番はなるべく簡単でわかりやすいものに

名地番整理 と調布市ではこれまでの複雑で不統一な町区域や地番

を改めるため、昭和三十五（一九六五）年に市長の諮問機関として町名地番整理協議会が設置され、有識者によって調査、協議を重ねてきた。

これまでに、二〇町六九丁目（市域の約七五％）の町名地番整理を実施した。これまで、未改正地区は深大寺町、佐須町及び下布田町、国領町、金子町、柴崎町のそれぞれの一部となっていたが、この十一月一日の町名地番整理によって、残すところ市域の約五％が未改正地区となった。

調布市が実施している方式は町名地番の整理である。最近他市の例で多いのは、住居表示という方式で、住居表示は、ほぼ区画整理が終わっている市街地で、しかも地番の乱れが少ない場合に多く用いられている。これに対し、町名地番の整理は、土地の番号そのものを変更する方式である。住所についても、どの土地の番号の上に建物があるかによって決まることから、住所と土地の番号は同じになり、また本籍も同様となる。

深大寺元町一〜五丁目、深大寺南町一〜五丁目、深大寺東町一〜八丁目、深大寺北町一〜七丁目が十一月一日に誕生した。これは、深大寺町と佐須町の一部の町名地番整理によるもので、深大寺町を一つの町名のまま残して整理を行うには、区域が広すぎるため整理の実効を上げられないことから、四町に分割することにしたものである。また、深大寺という町名に対して地元住民は極めて強い愛着をもっていていることや、地域的・歴史的特性などを考慮して、四町に統一名称として「深大寺」を冠

することにした。

佐須町と八雲台 昭和六十年第二回定例市議会に今回の町名地番整理の町名地番整理の議案を提出、議決し、都知事の告示を受け、六十

年九月一日に、佐須町・下布田町・国領町・金子町・柴崎町・深大寺町の一部の地区が、町名地番整理により佐須町と八雲台に変わった。調布市の町名地番整理事業は、五十九年十一月一日に深大寺地区を改正し、残すところ、佐須町・下布田町・国領町・金子町・柴崎町・深大寺町の一部の地区となっていた。この地区の町名地番改正にあたっては昭和五十八年から深大寺地区とあわせて、市の改正素案に基づいて地元の自治会などと話し合いを行い改正案としてまとめた。これにより町名地番整理事業は終了したことになる。

(五) 残された爪痕 調布飛行場問題と調布基地跡地利用促進の要望

調布飛行場跡地の取扱いについては、昭和四十(一九六五)年に調布飛行場が返還されると決定されたという報道が流れて以来、飛行場を全面返還か、存続か、様々な運動や議論が展開されてきた。基本的には関係三市の市長・議長で構成する調布基地対策連絡協議会(通称「六者協」)での意見の調整を尊重するものであるが、金子市政の二期においても様々な議論が市議会で展開されている。

今までの経緯を含めて、昭和五十八年第二回定例会での片岡将議員(日本社会党)の理事者サイドの批判と市長及び吉尾勝征議員(自由民主党)の議論が会派の意見の違いを明らかにするものであるため簡単に紹介することとする。片岡議員は、調布飛行場にまつわる事故、つまり

昭和五十五年の三重県での墜落事故と調布中学校での墜落事故、昭和五

十六年のオーバーラン、昭和五十七年の松戸付近への不時着事故などが多発する中で地元の市長としてどうするのか、飛行場が地元と調和のとれた形で運営されるのが望ましいといいながら一向に明確な態度を示さない運輸省に対してどうするのか、飛行場跡地の早期利用と言っているがどうなっているのか、という議論をしかけた。

それに対して金子市長は、事故の問題は運輸省や東京都との交渉などに再三再四行ってきた。全面的な利用は、四十年の議会であくまでも飛行場の全面撤去後ということになっているのでなかなか前進できなかったため、反対協議会を対策協議会に換え、府中、三鷹、調布の三市と歩調をあわせて共通の願いとして交渉していくのが最上の方法であると答弁した。

吉尾議員はこのやりとりを聞いており、どうしても発言せざるを得なくなり「調布市は……(都有地であり、航空法上の権限は運輸省にあるので)東京都や国にお願いする立場」ではなく、「跡地の問題は全部なくなつてからやりましょう」と言うことになっていたと述べ、金子市長が何とか府中市や三鷹市と同じテーブルで議論できるように反対協議会の衣を換えたのだから、各党対立があつたとしてもお互い一歩ずつ歩み寄ろうとしたはずだと発言した。

同様の発言は、例えば片山哲議員(日本社会党)にもあり、飛行場部分を含めた全面返還が基本で、調布の森構想を整備すべきであると繰り返し主張してきた(昭和五十九年第一回定例会)と述べているが、全体としては六者協での意見の調整と合意を尊重して進めていくことが理解されているようである。

全く違った視点からの発言であるが、遠藤衛議員(自由民主党)は、

産業振興の立場から調布の立地条件の優位性と大都市のメリットを生かして、調布飛行場の地下にハイテク工業団地を造りハイテク産業を誘致してはどうかという大胆な提案をしている（昭和六十一年第一回定例会）。

六者協による跡地 長年懸案となっていた調布基地跡地は、調布・府利用促進の要望 中・三鷹の三市にまたがった約二〇〇ヘクタール

にも及ぶ広大な地域である。なお、基地跡地の大部分は、国と都の所有地で、都有地が全体の約七五%を占めている。昭和十六年に調布飛行場が設置されて以来、永い歴史的な沿革の中で、常に閉ざされた地域となっており、一部暫定的に野球場、サッカー場等に利用しているが、大半の用地は、空地のままになっている。さらに、調布基地跡地が占める調布市の行政面積は全体の約五〇%であり、その活用は、市の街づくりにとって大きな課題ともなっている。

そこで市では国や都に対して、福祉施設、緑地公園並びに余暇活動参加の場である文化・運動施設の実現を要請し、さらに、六者協で、国や都に対して跡地利用の促進を図ってきた。昭和五十八年八月の第二一回の「六者協」で、東京都から、次の三つの提案がなされた。

①幹線道路計画

跡地内に三本の主要幹線道路を新設する。

②公園計画

「武蔵野の森」整備構想に基づく運動・文化公園をつくる。

③下水処理場計画

広域施設として下水処理場をつくり、上部を公園として利用する。

そこで、新たに従来の経緯を踏まえて、基地跡地に市民が強く要望する施設の、早期実現を求めることが必要となってきた。また、広域的な見地から、都が提案してきた「下水処理場計画」についても、東京都の計画に当たって、事前に調布市の要望を示しておく必要があることから、市議会に意見を求め、市民団体の「調布飛行場跡地対策協議会」（林和男会長）が昭和五十九年七月二十八日、東京都に次の要望をしたので全文を掲載する。

〈要望要旨〉

一、早急に建設を希望する施設

陸上競技場・総合体育館、重度心身障害者施設・特別養護老人ホーム・都立高校・救急医療センターと老人専門病院機能を包含した病院

二、下水処理場について

広域処理施設として、その必要性は理解するが、地元住民の理解と協力を得ることが前提であり、このため、住民の利便に供する用地の確保に配慮すること。

計画に当たっては、地元住民説明会等で公表し、理解を得るとともに焼却棟に係る施設計画用地は、可能な限り、北側中央部にて検討すること。

三、道路計画について

飛田給駅前から、跡地内にいたる道路も一体として整備すること。

四、公園計画について

公園についても、下水処理施設と直接的にかかわりのない部分については、早期実現を図ること。また、スポーツ施設建設に当たっては地元要望施設について配慮すること。

五、運動施設の確保について

跡地利用の工事に伴い、現在利用中の野球場等の代替施設を確保すること。

六、国利用分の活用について

国の利用に当たっては、地元自治体の意向を尊重されるよう、東京都より働きかけること。

七、上下水道について

跡地の利用計画にあわせ、上下水道についても配慮すること。

八、防災上からの活用について

広域避難場所の関係から、防災備蓄倉庫を設置すること。

九、飛行場について

飛行場の移転については、引き続き、国に要望するとともに、教育文化施設を配慮した全体計画案を早急にまとめること。

(六) 自転車等の放置防止条例

放置自転車等の問題は、通勤・通学・買い物など生活行動と切り離せない問題となっており、全国的にも処分する際の所有権をどうするかなど懸案となっている問題である。利用する者のモラルはまだまだ低く、歩道通行の邪魔になるばかりではなく、車椅子を利用する人にとっては動かしにくい障害となっているのも事実である。「自転車一台位なら」といった考えで、店舗の前、道路、公園などに置いてある人も多い。そ

の一方で、交通政策の一環として行政課題でもあり、公共交通機関だけではなく、個人交通手段への対策も必要となる。またこの放置自転車がまちづくりや市民会議からも提示されていたものでもあった。

自転車利用者 駅周辺や道路・公園などに自転車が溢れており、自転車と自転車置場 車置場が少ないのが問題となっているが、調布市内には九つの駅がある。現在、市内の各駅周辺には自転車駐輪場が一七カ所、六八七二台が置ける状況となっている。しかし、自転車駐輪場を作れば作るほど自転車の利用者も増え、結局、駅周辺の路上等に自転車が溢れてしまうといった現象が起きている。現在、自転車置場以外の所（路上や公園等）に放置されている台数は、市内各駅あわせて五四〇〇台にも上っている。昭和五十七年に実施した調査結果では、駅まで歩いて一〇分以内、距離にして八〇〇メートルくらいの人が自転車を利用する率は四〇％近くにもなっている。

放置自転車の撤去 市では、駅周辺の道路上に放置された自転車等には、注意のピラを付けたたり、強制的に撤去したり

している。なお、自転車置場に三昼夜以上放置した自転車等も撤去し、撤去した自転車は菊野台の野川橋際の自転車置場に移送し、毎月第二・四火曜日と第三土曜日に返還している。

撤去にあたっては、告示看板を駅周辺に設置し、撤去作業を知らせているが、撤去台数に対する返還台数の割合は約五〇％となっており、残った自転車の取扱いに苦慮している。そのため、自転車を撤去した日から二カ月経過しても、自転車を取りに来ない場合は、解体し処分している。

調布市自転車 「調布市自転車等の放置防止に関する条例」は、昭和

放置防止条例 五十八年第四回定例会に提出され、建設委員会に付託

され検討を加えた。その審査に当たった奥山繁建設委員長の報告で条例の第三条の市長の責務において「自転車置場の設置をはかるとともに」を加える修正案が出されたが、原案で理解できると否決し、原案了承したと報告された。同じ修正案が飯野久子議員（日本共産党）他三名から出されたが、原案が採決された。

この条例では、市は自転車駐車場の整備と放置自転車等を防止するため、指導や啓蒙に積極的に努めるとともに、市民や鉄道事業者、大規模店舗などにも次のような協力を求めている。①自転車等の利用者は、自転車等の放置をしないように努め市の実施する施策に協力すること、自転車に住所、氏名を明記して防犯登録を励行、自転車の安全利用と近距離利用の自粛をすること、②鉄道事業者は、市へ自転車駐車場用地を提供することに協力し、市の実施する施策への協力すること、③大規模店舗等は、自転車等の大量駐車需要が見込まれる施設を新・増設する場合には、自転車駐車場を設置すること、現在ある施設も自転車駐車場設置を努力すること、市の実施する施策に協力すること、④小規模店舗等は、市の実施する自転車対策に協力すること、と各関係者の役割と協力を求めている。さらに自転車等の放置は、市内全域で禁止とし、特に駅周辺地域は「放置自転車等整理区域」を指定し、放置自転車を随時移送することとしている。

また、移送された自転車等の返還は、移送料金と保管料金の費用を利用者から徴収できるとしている。さらに、一定期間（一カ月）を過ぎても引き取り手のない自転車等は通知をし、二カ月を過ぎると処分するこ

ととした。

(七) 調布駅南口自転車駐輪場オープン

深刻化する自転車問題への対応と市民の安全を確保するために、調布駅南口広場の公園内に有料自転車置場を建設することになった。これは、南口広場に三カ所の臨時自転車置場を設けたり、駅周辺に自転車置場を数カ所設置して、自転車置場の整備を行ってきたが、年々増える自転車・バイクを収容しきれなくなり、自転車置場の用地も駅周辺では価格も高くまた空地もないため、調布駅南口の公園内に有料自転車置場を設置することになったものである。

この有料自転車置場は、(財)自転車駐車場整備センター（建設省と通産省の共管）と調布市で建設するもので、建設にあたっては工事費の四分の一を市が負担し、残り四分の三をセンターと日本自転車振興会が負担することになっている。

この有料自転車置場の規模、建物、床面積は、一三三八平方メートルで、半地下三層構造で一五二九台収容できる。駐車代金は半地下及び一階が月額二〇〇〇円、二階が一六〇〇円、屋上が八〇〇円、一日一回の利用料金は一〇〇円としている。

調布駅北口立体 調布駅北口の自転車駐輪場に、多くの不法駐輪への

駐輪場の建設 対応のために立体有料駐輪場を建設することになっ

た。これは、二階建て四層構造で延べ床面積が一六四・四九平方メートルで、一四〇〇台の自転車を収容することができると建設で、工期は六十二年一月から三月までで、六月十五日に利用が開始された。

第四節 新たな産業及び環境施策の展開と市議 会

一 調布市における産業政策の展開状況

調布市の産業は工業部門に関しては、具体的な産業育成策が十分にとられたわけではなかった。特に、昭和五十年代の後半に入ると東京をはじめ大都市及び周辺都市において、労働人口の減少傾向や税収の伸び悩み、商業振興の難しさ等から都市財政基盤の維持確保、雇用の促進、都市の活性化を目指すうえで、工業を見直し、育成振興策が求められるようになってきた。

調布市では、昭和四十（一九六五）年に、環境悪化、公害の多発から、高度経済成長を背景に市民意識も変わり、工場誘地条例を廃止している。そのため、市内の中小企業にとっては、都市計画上の規制をはじめ、地価の高騰、資産税のコストへの影響、景気の低迷等不利な環境にある。調布市の工業の実態は、製品が量産型の中小工業は年々市外に転出し、工業の就業人口もまた減少が続いている現状であるが、一部の新しい芽として、無公害な市街地型、高技術型で付加価値の高い製品をつくる電子関係、精密機器等の加工、組み立てが伸びてきている。こうした中、市では五十年度に商工会や市民有識者、専門学者とともに工業対策懇談会を設置し、調布の工業のあり方を研究し、また実態を調査、分析し、将来も予測して、新たな方針、施策の検討に入った。

ハイテク産業への 近年、公民館ホールで開かれている商工まつりで
転換可能性と誘致 はハイテクを利用した出品が多くなってきた。

従前の騒音や公害などを引き起こす工業ではなく、小型で軽量、付加価値の高い製品へと変化してきている。昭和六十一（一九八六）年一月十四日付けの日経新聞では調布市はハイテク産業の立地条件として宇都宮に次いで二位に位置している。その裏付けには、調布市には鹿島建設の技術研究所、東京重機工業の総合研究所など、一三の民間試験研究機関がある。市内の事務所数との比率が全国で二位、国立でも科学技術庁の航空宇宙技術研究所に三四七名の研究職員を擁し、電気通信大学の大学、大学院には七二四名もの技術者の卵が通っているという「頭脳立地」の良さ、高速道路とインターチェンジという「交通立地」の良さなどを生かしてハイテク産業などを誘致する政策をとるべきではないかと意見を述べたのは、遠藤衛議員（自由民主党）である。さらに、踏み込んで調布飛行場の地下にハイテク工業団地を造りハイテク産業を誘致してはどうかという大胆な提案をしている（昭和六十一年第一回定例会）。

この意見に答えたのは担当市民部長であり、最近集積しつつある先端技術関連の工業を見ると、都市型工業経済に向けて新しい産業構造への対応力を身につけなければならないとし、調布基地跡地の地下を利用したハイテク産業団地は活性化に役立つが、現状では国・都・三市と協議段階にあるのでまだ難しい段階であるという発言に留めている。

中小企業事業資金 調布市中小企業事業資金融資制度において、融資
融資制度の見直し 金額は個人の運転資金二五〇万円、設備資金同じく二五〇万円、法人では運転二〇〇万円、設備五〇〇万円と決められている。また、保証人規定において保証人の居住地が調布市に限定されていることもあり、使いづらい状況にあった。

この点から関口昌昭議員（自由民主党）は、調布市中小企業事業資金

融資制度の利用状況をただし、続いて融資額の増額、調布市以外に住んでいる人でも保証能力があるならば保証人となれるよう貸し出し条件の緩和を求めた（昭和五十九年第二回定例会）。

この融資制度は市長部局で検討に入っており、答弁に立った担当市民部長は、過去五年間に利用した事業者は二五九件で、融資総額が五億一、二六万円に上っていると説明し、融資額や保証人の居住要件については早急に見直したいと述べた。

商業と大規 商業の活性化は、まさに第三次基本計画の柱の一つである
模小売店舗 る「活気に満ちた魅力ある街の実現」につながる。特に、

金子市長は就任以来「バイ調布」運動を展開し、購買力の市街流出を防止し、市内消費を高める方策を講じてきた。

その一方で、大規模小売店舗の問題と商店街の関係は、モーターゼーションの浸透と相まってどの自治体においても重要な課題の一つとなっている。調布市においても昭和六十一年秋に調布西武が調布駅北口に開店することから、津金理議員（自由民主党）は大型店対策協議会等の全市的な協議会において審議されたとしても「不利益を受けるおそれのある商店がある以上」問題の解決にはならず、地域全体の購買力を高める方策が必要になるとして、バスターミナルの建設、バス路線の境界、歩行者空間の整備、この商店や商店街に魅力を持たせる振興事業など総合的な展開が必要だとの考えを示した（昭和五十九年第三回定例会）。

これに対して、金子市長は「昨年来、商業者や消費者、専門家の意見を聞きながら……整備計画の立案を図る」一方で、商業活性化懇談会を設けて検討作業を進めており、引き続き市内購買力の拡大に努めていくと答えた。

昭和六十一年秋に開店を予定していた調布西武の雲行きが怪しくなってきたのを受けて、関口昌昭議員（自由民主党）は、調布西武の経過をただした（昭和六十年第四回定例会）。

答弁した担当都市整備部長は、この事業は、九人の権利者の共同事業として成り立ってきたが、二名の権利者が現時点では参加できない状況となり、施設計画の変更を余儀なくされており、調布西武は市との協議経過の継承を前提として、この二名の権利者の将来的参加を留保しつつ、施設計画を再検討中となっている。今後は、施設計画ができ次第、市商工会、商業活動調整協議会、大型店出店対策協議会など関係団体との協議、変更手続きを行うことになり、これらの作業が順調に進行しても、建築確認手続もあるので、昭和六十一年春の着工とならざるを得ず、建設期間は一八カ月から二四カ月程度は必要と言われていると答弁した。

農業政策の転 また津金理議員は、続いて都市農業のあり方について
換と都市農業 質疑を行った。「都市化による農業の衰退は本市において

ても例外ではなく、……農業用地は著しく減少しております。農業用地は、単に農作物を生産するだけでなく、自然の保全あるいは土地利用の将来的展望と、万が一、農業以外の目的に使用することが避けられないとするならば、計画的に転用し、町の発展に役立てる方策について、どのような展望」を持っているかをただした（昭和五十九年第三回定例会）。

これに対して金子市長は、長期営農継続農地制度の創設で農地の存続が図られるようになったと述べ、これにより農地の効果的利用が期待できるようになり、東京都が進めている都市地域農業生産団地育成事業を積極的に導入し、農業者の活力を高め、農業経営の安定を図るよう努

め、都市と調和する農業として、地域住民、消費者の理解と協力を得た安定した農業の育成に心がけていかねばならないと述べた。しかし、都市農業の一般的傾向である農耕地の逐次転用と減少の中で、優良集団農地保全の諸施策によって農地を保持し、都市空間の確保や都市防災にも役立てる、都市と調和する都市農業を目指していくと答弁した。

二 緑化の推進と保全

(一) 緑被率の向上

調布市では、都市化により失われつつある緑や自然を守るために緑化条例第五条の規定に基づき、緑被率を三〇%に向上させることを目標とする緑化基準を昭和四十九年に制定している。また、調布市市民憲章には「私たち市民は、自然を破壊から守り、緑と清流と青空に恵まれた町をつくります」とし、さらに市の基本構想においても緑に包まれた街並みを実現するとして、都市環境の改善、運動施設を併設した樹林、などの施策を展開するとしているが、緑被率を改善するにはまだ十分ではないのが実情である。

また、この期は中曽根首相による四全総の方向性が示され、東京を日本の牽引役として規制緩和による都市開発の促進を進めようとした時代であった。

この点から前当悦郎議員（公明党）は、昭和五十九（一九八四）年五月に公明党が国会にはじめて都市緑化促進法案を提出したこととその法案の目的を述べ、調布市の自然環境の現状を取り上げた。調布市は都心などに比べて市街地に散在する社寺林、屋敷林などに恵まれ、全体としては緑が豊かであると言われているが、急激な宅地開発などによる都市化の波を受け、緑被率が約三〇%から一六・四%に激減していると指

摘した。さらに、意識啓発として、「緑と花の祭典」などを実施しているが、近年形骸化しマンネリ化しているのではないかと、市はどういう施策をもって緑被率の改善を図ろうとしているのかをたどした（昭和五十九年第三回定例会）。

金子市長は、昭和五十八年度の市民意識調査においても「自然にマッチした都市づくり」という希望が多かったと調査結果を紹介し、いままでは公共施設の緑化、家庭や事業所の緑化においては樹木の提供や緑の相談などを実施してきた。マンネリ化した啓発活動にさらにアイデアを駆使してPRしていきたいと述べた。さらに、具体的に緑被率を向上させる具体策として、市内の国分寺崖線や立川崖線にある樹林地を保全し、緑地・緑道の整備、生け垣造成の促進などの緑化推進を実施していくと答弁した。

同じく前当悦郎議員（公明党）は、昭和六十一年第二回定例会においても、緑が多いと言われ保全していくという崖線においても、府中崖線や国分寺崖線は東京農業大学の川名教授らの調査によると、市街化のスピード同様に失われつつあるとし、緑の基金の必要性を提言している。

緑化基金条例 調布市緑化基金条例は、昭和六十一年第三回定例会に**と意見の違い** 福地正夫議員（日本共産党）から提案された議員提出

議案である。この緑化基金条例は、昭和五十八年七月建設省が規制緩和等による都市開発の促進を打ち出したことや都庁の新宿移転の動きと相まってマンションやビル建設が急速に広がってきたことを背景として、自然や緑とバランスのとれたまちづくりを進めるための基金制度として提案されたものである。

この議案に関しては、各党派により意見が分かれた。日本社会党を代

表して漁郡司議員は、従前の施策の拡充とともに、今後新たに取り組む施策と緑化基金の整合性や総合性を確保するためには、十分な議論と調査が必要であるため継続審議を求めた。しかし、この継続審議は起立少数であったため否決された。

また、民主クラブを代表した元木勇議員は、緑化の保全には莫大な原資を必要とするものであり、一般会計からの繰り入ればかりでなく、指定寄付等の歳入や市民・企業等にも協力を求めるなどの様々な方策を考慮し、かつ総合的に見直して構築すべきであるので、理事者案として提出すべきものであるとしてこの議案に反対の意思を表明した。採決の結果は、起立少数で否決された。

(二) ごみ処理施設とリサイクル

「ごみ処理と 日の出町に建設された最終処分場は、多摩地域の自治体処理施設」で構成する東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が管

理・運営する日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場であり、昭和五十九年四月から埋め立てを開始した。この最終処分場は、わが国では規模的には上位にランクされる一般廃棄物の最終処分場であるが、一〇年ほどで満杯となる状況にあり、さらに二枚橋衛生組合焼却場は調布市・府中市・小金井市が一部事務組合として昭和三十三年（一九五八）年四月に建設されたゴミ処理焼却場であるが、老朽化が進み、建て替えなどの近代化が求められている。ふじみ衛生組合リサイクルセンターも昭和五十六年一月より稼働しているが、処理のピークに達しており、調布市のごみ処理体制に関する、総合的な対応をしていかなければならない状況に達している。

この点から横山薫子議員（日本社会党）は、不燃物処理を三鷹市と調

布市で比べると約一割ほど調布市の方が多く、行政と市民とが積極的にリサイクルを推進していかなければならないとただし、答弁した吉尾市長も広域的に対応を進め、市民意識が高まるように努力していきたいと答えた（昭和六十一年第四回定例会）。

乾電池処分法 家庭で使用済みの乾電池、蛍光管、体温計は従来一般議と分別回収 不燃ごみとして処理されていたが、これらに使用され

ている水銀をごみとして焼却したり、埋め立てたりすることが環境汚染につながるのではないかと、問題になってきている。調布市では昭和五十八（一九八三）年九月から、不燃ごみ処理場「リサイクルセンター」で乾電池などを手選別によって除去してきたが、より完全に回収するために、乾電池、蛍光管、体温計を「有害ごみ」として分別収集することになった。

▽有害ごみの種類 乾電池、蛍光管、体温計

▽有害ごみの出し方 市内の公共施設など各地域に設置してある「有害ごみ回収ボックス」に捨てること。

▽有害ごみ回収ボックス設置場所は、市内九一カ所に有害ごみ回収ボックスを設置している。

こうした乾電池処分が行われるようになったきっかけは、全国市長会の関東支部総会が昭和五十九年五月十八日、使用済み乾電池について次のような決議案を採択したことによる。

使用済み乾電池の処理に関する決議

使用済み乾電池の処理については、乾電池に含まれる水銀による環境汚染が懸念され、環境保全のうえから看過し得ぬ重要課題となっている。

廃棄物処理の責を負っている自治体にとっては、住民の不安が解消されない中で、廃棄物行政を執行せざるを得ず、その対応に苦慮している状況にある。

国においては、昭和五十九年度から三カ年計画で、分別方法や処理体制についての調査研究を行うと聞いている。

しかしながら、水銀を含有する乾電池の使用量は、今後も増大する勢いである。

したがって、国は早急の使用済み乾電池の処理に対する総合的な対策の確立を図るべきである。

以上決議する。

昭和五十九年五月十八日

第七三回全国市長会関東支部総会

(三) 防災とまちづくり

災害に強い 金子市長は、「災害に強いまちづくり」を標榜し、そのた
まちづくり めの消防力の増強に努めてきた。しかし、調布市は京王

線が市の中心部を東西に走っているため、南北に分断されているという交通状況が初期消火の阻害要因になり、近年のマンション等の建設の増加からより高層化し、密度の高い街へと変化してきている。そこでは、従来型のいかに延焼を起こさないかという早期発見、早期消火だけではなく、常備消防力の強化や市民も交えた防災体制の整備も必須となつてきている。

こうした観点から横山利治議員（自由民主党）は、①都市環境の変化に対する防災に関して常備消防力の増加の状況、②救急車が調布市には

二台しか配備されていないが増車の必要性はどうか、③防災市民組織づくりのあり方、などについて質疑を行った（昭和五十九年第一回定例会）。

金子市長は、横山議員の常備消防力の増強に関する答弁において、特に調布消防署は、東京消防庁の中期計画に基づいて整備・強化を図られ、昭和五十九（一九八四）年二月末現在、本署、出張所合わせて職員数一九三名、消防車両はポンプ車九台、救急車二台、化学車、はしご車及び指揮隊車が各一台、そのほか車両五台、計一九台となっている。昭和五十八年度中は、指揮隊と国領出張所の大型ポンプ車二台、指揮車がそれぞれ更新され、昭和五十九年度分は防災機動車一台を増強し、合計二〇台を配備する予定となっている。この体制の整備にともない、消防教育訓練も徹底して行い、調布消防署は、昨年消防活動訓練効果確認において、東京消防庁七五署のうち第一位となり、消防総監賞を受賞している、と常備消防力の増強に努めたことを述べた。

また、救急車の増車については、国が定める人口一五万人以上は三台と定められているが、狛江・成城・三鷹・府中が広域消防として一組織となつているため隣接署が協力しているのが実態であると述べた。しかし、人口の増加や利用率の増加などから、今後増強を図っていかなければならないと述べた。

調布市は狭い道路が多く、初期消防の阻害要因となっているという点から、遠藤衛議員（自由民主党）は、いかに消防車や設備が充実していても火災現場に到着するのに時間がかかっては何にもならないと述べ、調布市において長年の懸案となっている道路整備の見直しはどうなっているのかとただした（昭和五十九年第三回定例会）。金子市長は、防災上急を要する問題であるとの認識を示しながらも、計画的に進めていく

と理解を求めた。

地域での防災市

民組織づくり

前述の横山議員の質疑に応じた担当総務部長は、調布市では震災対策の一環として、毎年九月一日の防災の日にあわせて調布市総合防災訓練を実施し、昭和五十八年度においては、八雲台小学校を会場として、調布市、消防署・警察署等一三の機関や、八雲台小学校学区内の二八の自治会、七事業所、そして多くの市民の参加により、出火防止、避難訓練、初期消火訓練、あるいは応急救護訓練、児童生徒の父母への引き渡し訓練、また事業所の可搬式ポンプ等を使った消火訓練など、住民と市と防災関係機関や団体が一体となり、訓練を行った。そのほか、消防団分団主催による防災訓練や応急訓練や消防署主催による防災訓練等も行っていると説明した。さらに、災害に強い市民づくりの一環として、防災市民組織の育成を、「防災ハンドブック」の発行、あるいは防災市民組織の手引書等を作成し、防災市民組織結成の必要性を呼びかけていると述べた。

一方で、震災に対する対応は次第に重要性を帯びてきており、調布市では東京を襲う地震として東海地震、南関東地震、直下型地震が予想される中で、市では六十一（一九八六）年八月三十日付の「市報ちようふ第六八六号」で、被害を最小限に留める地域市民による自主的な防災市民組織づくりを呼びかけた。

市報ちようふでは、まず最初に「地震の心得一〇カ条」として次のような心得を呼びかけた。

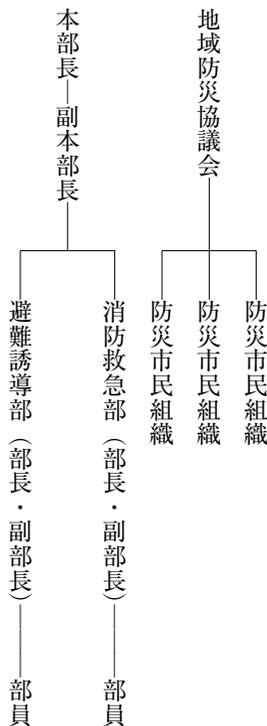
〈地震の心得一〇カ条〉

一 まず、わが身を守る

二 すばやく火の始末を

- 三 出口を確保する
- 四 火が出たらまず消火
- 五 あわてて戸外に出ない
- 六 危険な場所に近よらない
- 七 山崩れ・津波に注意
- 八 避難は徒歩で持ち物は最小限に
- 九 正しい情報をつかもう
- 一〇 みんなで協力しあって応急救護を

さらに、災害直後では自分のことは自分でしなければならず、市民みずからが出火防止、救出救護、避難等を行わなければならない、隣近所が助け合い、組織的に行動する必要があるとして、次図のような防災市民づくりを呼びかけた。



この組織を作るに当たっては、市が相談に乗り、消防署や関係機関がこの組織の協力をする事になっている。さらに、組織を結成し届け出をすると、初期消火用品・救出救護用品・避難誘導用品などの資器材購入資金として一回限りで補助金が交付されるようにした。五〇〇世帯以下の場合には四万五〇〇〇円で、五〇一世帯以上は世帯数×九〇円となる。この組織の活動は、平常時と災害時の活動に分けて活動並びに訓練することとしている。

〈平常時の活動〉

・防災意識の普及と高揚（パンフレット等の印刷物の回覧、映画や座談会の開催）

・出火防止の徹底（火元点検・出火防止の巡回広報）

・各種防災訓練の実施（初期消火・応急救出救護・避難誘導訓練）

・防災資器材の備蓄と保守管理（消火器・ラジオ・医薬品・メガホン等の整備）

・地域内の特徴の把握（危険箇所・お年寄り・身体の不自由な方の家庭など）

〈災害時の活動〉

・出火防止、初期消火活動

・情報収集・伝達・広報活動

・応急救出救護活動

・避難活動

・秩序維持に対する協力

・炊き出しに対する協力

・救助物資の配分

・市・消防署・警察署等との連絡

防災無線と防 昭和六十一年十一月十五日、伊豆大島三原山が一二年

災体制の整備 ぶりの噴火をし、島民の避難命令が出され、あらためて自然災害の恐ろしさが再認識された。

このような背景の中、有山守三議員（日本社会党）は、一〇三局に上

る防災無線網が昭和六十一年度で完成することになるが、住宅が高層化すると地域によっては聞き取りにくいところも出てくる。さらに、中高といった学校、幼稚園や保育所、さらには大学もある。特に、園児は一人で避難するのは困難なこともあり、こうした幼稚園や保育所との連絡等は特に重要になり、有線による電話は断線することもあるので、無線による整備は必要ではないかとたどした。さらに災害時間が長くなるような場合、応急の物資や食糧の備蓄などが必要ではないかと述べた（昭和六十一年第四回定例会）。

吉尾市長は、今後いつ起こるか分からない災害に備え、道路の整備やオープンスペースの確保等、きめ細かい防災対策を推進すると答弁し、防災無線に関しては担当部長に答弁を譲った。総務部長は、昭和五十六年度から防災行政無線の整備を行い、移動系無線については一〇〇局の設置が完了し、同報無線と併せて全体計画の一〇三局が完成したが、公立保育園の一部と私立幼稚園、私立の小中学校については未整備であるので、計画的に増設していくと述べた。また、救援体制については、現在防災倉庫が八カ所、コンテナ一七カ所を設置し、毛布、敷物、ローソク、乾パン、アルファーム、固形燃料などを備蓄しているが、もっときめ細かな備蓄を検討するとともに、姉妹都市交流をしている木島平村との相互応援や輸送手段等の検討を進めると述べた。

第五節 教育政策の転換と市議会

一 教育環境の整備

調布市も、ベッドタウンとして人口の急増に併せて、小中学校の建設などハードを中心とした社会基盤の整備を図ってきた。しかし、昭和五十年代後半に入り、少年による非行が連日のようにテレビや新聞を賑わすようになった。実態の調査に乗り出した文部省は、昭和五十八（一九八三）年六月に多発する中学・高校の校内暴力に関する実情を明らかにした。校内暴力は中学校の場合七校に一校の割合で、高校は一〇校に一校の割合で多発している。こうした校内暴力の多発は、学校の外の犯罪にも発展していくようになる。少年非行の特徴は、中学生を中心とした校内暴力、家出、万引き、自転車、オートバイの盗難などである。調布警察管内の調査によると、昭和五十七年と五十八年を比べると万引きの増え方が著しくなっている。

このような少年非行の問題は、できるだけ勉強する教育環境を整えようとすする教育方針の転換を求めものともなってきた。

(二) 「荒れる教室」への対応と学校の増改築

金子市政の二期目の当初においては、少年の非行問題、校内暴力の問題が大きな社会問題となっているため議論が多くでてきた。昭和五十八年第一回定例会で金子市長は昭和五十八年度の基本施策についての説明で、「積極的に調査、研究をし、対応に意を注いでいるところであり、さらに電話による教育相談を拡充して、適切な指導が図られる体制」を整えていくとしている。

少年非行問題 この期は、少年非行・校内暴力と教育施設の問題を関連
題と過大校 させる議論が多く出てきている。例えば、福地正夫議員

（日本共産党）は、その原因はいろいろな角度から論じられているとしたうえで、今日の家庭と社会と正義のゆがみが子供たちに暗い陰を落として、今日のこととは否めないとし、具体的にはサラ金地獄に象徴されるような経済生活破壊の問題、不良図書のような退廃文化のはんらん、金権腐敗政治、さらには、文部省が強めようとしている教育現場での管理主義、選別教育の強化、家庭の崩壊などがあるとしている。しかし、直接的には教育施設の遅れ、すなわち、調布における三中、神代中学に代表されるような過大校、マンモス化が、教育上の非行化問題を含めて、その障害になっている面もある。また、文部省は一二学級から一八学級以下を標準とするとしているが調布の三中は三三学級、神中が三〇学級にもなっていることが、教育上、大きな隘路になっていると市の教育政策のあり方を批判している（昭和五十八年第二回定例会）。同様の発言は、横山薫子議員（日本社会党）、漁郡司議員（日本社会党）などの発言にも見られる。

この過大校の問題は、町田市の忠生中学の傷害事件を引き起こす要因となったとの認識で、昭和五十八年第三回定例会では、「政府は、来年度予算において、人口急増地域以外の自治体においても一校三〇学級以上のマンモス校解消のための学校建設については、従来の国庫補助の枠を超え、大幅な国の財政補助の予算措置を講じられるよう強く要求する」とする「過大校解消のための義務教育学校建設に国の大幅補助を求める意見書」を満場一致で採決している。しかし現実には、予算措置も重要であるが、さらに難しいのは学校建設用地の確保であることが理事

者サイドの発言からにもじみ出てくる。

例えば、金子市長や市の担当部長等の発言は、過大校の問題点は十分承知しているが、現実の問題として学校に必要な用地を確保することが筆舌に尽くしがたいほど困難であると度々答弁している。また、昭和六十年第四回定例会で新たに付託された過大校解消のための第九中学校と第一〇中学校の早期建設のための土地確保を早急に要求する請願は、文教委員会の審査の結果、不採択と決定している。

しかし、一方で橋本利夫教育長の答弁に見られるように非行が過大校にだけ結びつくとは限らないという意見もある。橋本教育長は、昭和五十六年度から学校教育に長い経験のある学校教育指導員を配置し、また同時に、小学校、中学校が一本化した生活指導協議会を設置して、非行化防止に努力していると述べた（昭和五十八年第二回定例会）が、時代はまさに学校に教育のすべてを期待する時代でもあり、行政や学校に責任がより一層求められたの言うまでもない。

また、きめ細かな教育を求める声は、陳情という形になっても現れてきている。昭和六十年第三回定例会において出された「四〇人学級」の実現に関する陳情は、文教委員会に付託され、委員会としては採択することとした。また、文教委員会の関口昌昭議員（委員長）、関口武久議員（副委員長）、有山守三議員、飯野久子議員、奥山繁議員、曾根崎順子議員、横山薫子議員の全委員名で意見書をつけて議員提出議案として審議され満場一致で可決された。

「四〇人学級」の実現に関する意見書

四〇人学級編制については、法律改正により昭和五五年度から第五次

学級編制及び教職員定数改善計画が実施されることになり、児童減少市区町村の小学校は昭和六〇年度から全学年が四〇人学級となった。

しかしながら、未実施の一般市区町村については、当初実施予定の昭和五八年度が大幅におくれ、実施時期も明確に示されていない。このことは教育の機会均等の見地からも著しく均衡を欠くものと言わざるを得ない。

最近、児童生徒の一人ひとりの能力適性を生かす指導の方法が教育課題になっているが、そのための案件整備からも四〇人学級の早期実現を強く望むものである。

よって調布市議会は、「四〇人学級」未実施の市区町村に対しても、昭和六一年度から実施を図り、文部省の当初の計画である昭和六十六年度までに終了するよう要請するものである。

以上、地方自治法第九九条第二項の規定により意見書を提出する。

昭和六十年十月二日

調布市議会議長
吉尾勝征

これらの結果から分かるように、過大校解決に新たな建設用地を求めて解決するのは物理的に無理があることは、誰もが認識しているが、教育のやり方や指導等其他の解決策があるならば、積極的に検討するという前向きな考え方を示していることである。

この問題に対して別な視点から意見を述べたのは、曾根崎順子議員（公明党）である。曾根崎議員は「人間は教育によって人間になる」とのカントの名言を引き合いに出し、教育行政が地域住民の教育意思と結

びついて運営されるように「教育問題審議会」といった審議会の設置を提案した。これに対して金子市長は、貴重な意見であるので十分検討したいと答弁した。

少年非行と 増える非行問題に際して、市では非行問題は、地域社会

生徒指導 全体の問題であるとして、教育委員会・児童青少年課・

調布警察署が協議を重ね、昭和五十九年の夏休みを前にして非行防止のポイントとなる一〇カ条を「市報ちようふ」に発表した。この家庭での一〇カ条は、こどもの非行問題は、一番接することが長い家庭での役割を重視している点である。報道等における多くの指摘や意見は、教育にかかわる担当者の指導力や体制の問題だというものであるが、家庭の役割を重視したこの一〇カ条は重視されるべき視点の一つでもある。

〈家庭での一〇カ条〉

- (1) 子どもを放任するな……………子どもを育てる責務の自覚を
- (2) 親の権威を失うな……………しつけに自信を
- (3) 子は親を写す鏡である……………親は自らに厳しく。夫婦げんかなど争いの絶えない家は子どもを傷つけます
- (4) 親子の対話を忘れるな……………子どもの話に耳を傾け、理解を
- (5) 子どもに善悪のけじめを……………生活の基本マナーを教える
- (6) 子どもに過度の期待をかけるな…個性を認め、適切な進路を
- (7) 子どもを甘やかすな……………忍耐力と自律心を
- (8) 小さいときからしつけを……………後で悲しまないように
- (9) 二つしかなかったら、三つほめる……………いつも励みと温かさを

(10) 子どもに目標を持たせる……………若いエネルギーの方向を正しく

学校給食と この期は、臨時行政調査会の最終答申後、学校給食も民間委託 理員のパート化や自校方式をセンター化といった改革の

動きが強まってきている時期でもあり、議会においても学校給食に関する議論は比較的多いものの一つである。

熊澤武司議員（日本社会党）は、民営化に向けた総務庁の勧告や文部省の通達などが合理化やセンター方式を求めた場合、学校給食法第五条「国及び地方公共団体は、学校給食の普及と健全な発達を図るよう努力しなければならぬ」という条文と逆行するものであるがどう考えるか、さらに安上がりだけを求めていたのでは、手づくりの食文化の崩壊や健全育成を忘れてしまうのではないかと理事者サイドの考え方をたどした。また同様な意見を福地正夫議員（日本共産党）も述べている（昭和五十九年第四回定例会）。

金子市長は、行革審では学校給食について「給食業務管理の的確を期しつつ、調理を含めた民間委託を推進することとし、直営方式による場合も、共同調理方式、又は調理員をパートタイマーとする方向で推進する」と合理化の方向を求められているとしながらも、現在の自校方式を民間委託にしたとしても、衛生や安全の確保と責任のあり方、調理員の立場などを考慮するならば相互に利点や欠点が出てくる。そのため過去の経緯等を勘案し、「当面は現体制を続け」ながら将来のあり方を市民や関係者の声を聞いて検討していきたいと答弁した。また、併せて教育長も学校給食のアンケート調査結果で、総体的に好評であり、給食に期待する声も多いことを紹介し、学校給食法の目的に添った給食を実施し

ていきたいと述べた。

学校の鉄筋 金子市長は、木造校舎の解消に全力をあげて取り組んで**化と増改築** きた成果が上がり、中学校については完了した。小学校はまだ残っているところがあり、昭和五十八年度は第三小学校の鉄筋化を図った。そのほか、小・中学校の音楽教室の防音設備の改修や、各校の補修など教育環境の整備を図った。五十九年度は、第三中学校の不足教室を解消するための増築工事、滝坂小学校の鉄筋化の増改築を行った。昭和六十一年度は、第三中学校第二屋内運動場新築工事とプール築造工事を行った。

(二) いじめ問題とその対応

少年非行・校内暴力問題は、特定の生徒等を対象としたいじめ問題を引き起こすことはよく理解されているところである。昭和六十年の第四回定例会の一般質問で取り上げられているが、この時期は先駆的な話題として福島県いわき市の少年自殺などいじめ問題や体罰問題が開始された。そのため、議会での発言のやりとりを紹介し、この時代のいじめへの実態や認識を確認することとする。

園田治夫議員（公明党）は、子供は時代を反映するものと言われているが、子供の心や本質はそれほど変わらないだろうと前置きした後で、いじめの加害者もまた被害者という新聞のタイトルのように、子供たちは皆、自分がどうしていいのかわからず、苦しみ、わめき、叫んでいるのではないかと問いかけた。そして、現場である学校や先生、最も身近な友人である父兄の対応いかんによっては災い転じて福となることもあるので、教育は信頼を土台にして、行政と学校と家庭、地域とが相互に

協力し合って進めていくべきと述べ、市としての対応姿勢をただした。

また、横山薫子議員（日本社会党）も、学校側の「いじめはない」としている認識不足に対して、日本各地の事例等を取り上げ、神奈川県義務教育研究協議会の報告書による管理教育が多くの生徒の成長、発達に深刻な影響を及ぼしているを紹介し、これらは氷山の一角にすぎないもので市としての考え方を求めた。

金子市長は、どのようにしたら子どもたちが生き生きと活動し、信頼できるような環境を形成できるかを絶えず考えている段階であり、「いじめの子の問題、いじめられる子の問題も単に学校だけの問題ではなく、家庭の問題やあるいは社会環境などの関係から実態を探り、対応を研究し、地域ぐるみで対応しなければならない」と答弁している。

二 生涯教育の振興と武者小路実篤記念館

(一) 武者小路実篤記念館の完成

武者小路実篤が生誕一〇〇年に当たり、併せて市制三〇周年の記念事業として実篤公園に隣接する若葉町一―八に、昭和五十九年七月から建設を進めてきた「実篤記念館」が完成し、昭和六十年十月二十九日から開館された。記念館は遺族の方から寄贈を受けた美術品などを展示公開している。この地は、武者小路実篤が昭和五十一年四月九日九〇歳で天寿を全うするまで、執筆のかたわら書画に興ずるなど、悠々自適の晩年を過した場所であった。七〇年に近い創作活動は多岐にわたたり、生命讃美の文学は天衣無縫の生き方とともに、多くの信奉者を生み今も愛好者が絶えない作家の一人である。

建設用地は、故武者小路実篤氏が昭和三十年から他界する昭和五十一年まで住んでいた屋敷跡を公園とした市実篤公園に隣接している。この

公園は故人が、水と緑を求めて移り住んだ所で約四九一六平方メートルの屋敷地と、生前のままの書斎等を保存している約二〇六平方メートルの旧宅があり、武蔵野の面影を残す自然そのままの公園と記念館は、地下道で結ばれ、緑豊かな周辺地域との美観を損なわないよう配慮している。

実篤記念館の概要 実篤記念館を建設するにあたり、故武者小路実篤氏の人生観・芸術観と重なりあうように次の三項目に目を向けて設計している。

①実篤氏のイメージにふさわしい簡潔・平明な品位ある建築、②実篤公園の緑を重んじ、かつ周辺の環境と調和した建築、③実篤氏の全貌が鑑賞でき、親しめる展示室と保存機能の高い収蔵庫を含めた建築、である。

▽建物 鉄筋コンクリート造り二階建、建築延面積三二一平方メートル

▽内容 一階二〇二平方メートル展示室、閲覧コーナー、ホール、事務

室等

二階約一〇九㎡、収蔵庫、準備室（学芸員室）、機械室等

▽収蔵展示される資料

収蔵資料は実篤氏のご遺志により、旧宅・屋敷地とともにご遺族から寄贈された愛用品と愛蔵品等一四七六点にのぼり、その内訳は文化勲章、書画類七九点、工芸品類八二点、画材等愛用品五三三点、図書二二六〇冊等となっている。中でも代表的な美術品として、「八大山人画冊」（八大山人）、「松下琴客図」（伝梁楷）、「屏風」（良寛）、「薬師如来像」（木喰）、「葡萄図」（日観）等がある。

（二）下布田遺跡が国の史跡指定

昭和六十一年三月十二日、文化財保護審議会の答申で国の指定文化財（史跡）として、調布市の下布田遺跡が指定されることになった。この答申の中には、北海道の荘内藩ハママシケ陣屋跡、群馬県箕輪城跡、長野県中山道、名古屋市断夫山古墳、島根県西周旧居なども含まれている。今回指定される下布田遺跡は、布田六一三三に所在している今からおよそ二五〇〇年前の縄文時代晩期の南関東では数少ない遺跡である。

これまでの学術調査で、祭祀に用いられたと思われる土製の耳飾（国の重要文化財）や、石冠、石刀、土版など珍しい貴重な遺物が多数出土している。また、遺構では、祭祀跡か墓とされる方形配石遺構や合口カメラ墓などが確認されている。出土品の中には、東北地方や西日本の土器も含まれており、当時の東西文化の接点として、人々の交流、文化、生活ぶり、さらには縄文時代終末期の墓制をはじめ、狩猟採集社会から農耕社会へと移行する社会構造を解明するうえで、きわめて重要な役割を果たす遺跡とみられている。教育委員会では、この遺跡を史跡公園として位置づけ、市民の憩いの場とするとともに、生きた教育の場として活用し、永久に保存していくこととした。

調布市の指定文化財と 調布市教育委員会では、市内にある路傍や寺として新たに三件を指定 社の石仏の中から、文化財専門委員会議の具申にもとづき、新たに次の三件の文化財を市の郷土資料（民俗）として指定した。

① 深大寺元三大師参詣の道標（深大寺元町五―五深大寺境内）

深大寺元三大師堂への道標である。元禄十六年に滝坂道に建てられた貴重な石造物で、現在地に移された。

② 地藏菩薩立像「妙円地藏」(菊野台一―三三)

甲州街道沿いにあり、文化二年に作られた。地域に密着した由緒の明確な地藏として極めて貴重とされる。

③ 百万遍供養塔(入間町一―四四中央電気通信学園敷地内)

天明元年、百万遍供養塔を兼ねた泉村泉龍寺(狛江市)への道標である。現在地の南西約一五メートルの道路わきに立っていた。当時の庶民信仰と古道を知るうえで貴重な石造物である。(郷土博物館)

(三) 市の文化施策と市議会

鈴木良雄議員(自由民主党)は、体育・スポーツというのは施設においても、支援体制においても内容の充実が図られてきているが、一方で文化行政についてはスポットが当たっていないのではないかと、また調布市内には人間国宝と認定された中村勝馬さん、版画家の関野準一郎先生を初めとして音楽、芸術、学術の先生方が四〇〇人もいるが、文化事業を推進するうえで「人」や「場所」はまだまだ少ない状況にある。そこで、体育協会に事務所があるように文化団体に場所を確保することができないだろうか、また多くの芸術品を寄贈された場合に保管したり、購入するための基金の創設ができないだろうかという提案がなされた(昭和六十年第四定例会)。市長も、今回武者小路実篤先生の貴重な遺品の寄贈を受けて市民に公開できたことは存外の喜びであるので、そのような文化芸術が散逸しないような仕組みを将来に向かって取り組む必要があると答弁している。

三 児童館網の完成

(一) 児童政策と基本計画

児童館は、昭和四十(一九六五)年五月につつじヶ丘児童館が開館し

て以来、今回の調布ヶ丘児童館の完成で一〇館目となり、基本計画の児童館網の整備が完了した。

基本計画では、地域のすべての児童が健全な遊びと遊び場の提供、健康の増進、そして豊かな情操などが得られるよう、市内に一〇館設置する計画となっていた。児童館の役割は、家庭にもない、学校にもない、児童にとっては第三の生活の場としての独自の魅力を持たせるとともに、家庭や他の施設とも協力し合って未来を担う児童の健やかな成長に寄与することにある。

(二) 調布ヶ丘児童館の完成

昭和五十九年四月一日、調布市緑ヶ丘二―二〇―六に九番目の児童館(定員六〇名)が緑ヶ丘に開設された。同年十一月一日、調布市で一〇番目の調布ヶ丘児童館が開館した。これにより、調布市内の児童館網が完成した。

この調布ヶ丘児童館には、ボール遊びやパドミントンができる遊戯室(約一六五平方メートル)、小さな大工さんたちの仕事場である工作室(約五四平方メートル)、そして自由に本が読める図書室(約四二平方メートル)と、みんなで話しができる児童集会室(約七二平方メートル)などがある。工事は約一億四四七万円、床面積は約五九八平方メートル、所在地は調布ヶ丘二―三六―一である。

染地学童保育 片岡将議員(日本社会党)は、昭和六十一年第一回定

所の統合問題 例会で染地学童保育所と染地第二学童保育所の統合問

題が喚起してきていることに関して、学童保育所の地域的なアンバランスと、父兄や子どもたちの立場に立った事業運営ができていないのではないかと市の態度をただした。

金子市長は、学童クラブ事業は全国様々な形態で実施されており、「かぎっ子対策」として児童の自立心や創造性豊かな子どもを目指して運営しているとして、染地学童保育所の統合は、借地変換を求められているなかで代替地が早急に対応できないためであり、当面の措置であると述べ、父兄とは運営面で引き続き話し合いをするということで合意しているところだと答えた。

第四章 「平成」新時代の幕開けと市議会

序説 新たな「平成」の時代へ

この第四章において扱う時期は、昭和六十二（一九八七）年六月から平成三（一九九一）年五月までの四年間である。

一 時代の背景

冷戦構造の終結
二〇世紀は、第一次世界大戦、第二次世界大戦にみられるように「戦争の世紀」であったと言われてい

る。とはいえ、その後半、第二次世界大戦後は、米国を中心とする資本主義陣営とソ連を中心とする社会主義陣営との対立、いわゆる東西冷戦構造の時代であり、世界的な戦争はなかった。しかし、地域的な戦争は絶えることはなかった。

昭和六十（一九八五）年、ソ連の書記長に就任したゴルバチョフは、ペレストロイカ（改革）とグラスノスチ（情報公開）を柱として民主化政策を推進した。ゴルバチョフ書記長は、計画経済から市場経済への移行、複数候補者制選挙の実施、大統領制の導入など大胆な改革を断行している。

外交的にも、東欧への不干渉、アフガニスタンからの撤兵、アメリカとの関係改善に努め、昭和六十二（一九八七）年十二月に中距離核戦力（INF）全廃条約に調印した。そして、平成元（一九八九）年十二月

に、ソ連のゴルバチョフ書記長と米国のブッシュ大統領は、マルタ（地中海の小共和国）で会談し、東西冷戦終結宣言を行った。ここに、戦後国際政治の大きな枠組みであった冷戦構造が終結している。

翌平成二（一九九〇）年三月、ゴルバチョフ書記長は、ソ連の初大統領に就任するが、その後の経済危機、民族問題の深刻化の中で、平成三（一九九一）年十二月に大統領を辞任する。これより、ロシア革命以後、世界の共産主義の母国と言われたソビエト社会主義共和国連邦は、消滅し、ロシアを始めそれぞれ主権を持つ一一の共和国からなる独立国家共同体（CIS）に再編されている。

このようなゴルバチョフのペレストロイカ、グラスノスチ政策は、東欧諸国にも大きな影響を与えた。昭和三十六（一九六一）年に、東ドイツが東西ベルリンの間に建設し、東西冷戦構造の象徴的存在であった「ベルリンの壁」が、平成元（一九八九）年十一月に市民の手によって破壊された。翌年、西ドイツが東ドイツを編入する形で、ドイツは統合されている。

地域紛争の続発

昭和五十五（一九八〇）年にイラク軍がイランに侵攻して始まったイラン・イラク戦争は、昭和六十二（一九八七）年七月の国連安保理の「イラン・イラク戦争即時停戦要求決議」が昭和六十三年に両国間で受諾され、終結した。また、昭和五十四年に、アフガニスタンのクーデターを契機にソ連軍が侵攻し、国連の仲介により昭和六十三年に和平交渉が合意されている。

これらの紛争問題は一応の決着をみたが、平成三（一九九一）年初め、クウェートに侵攻したイラクに対し、一月に米軍を中心とする多国籍軍が空爆を開始し、「湾岸戦争」が勃発した。我が国も多国籍軍への貢献

を迫られ、総額一三〇億ドル（約一兆七三〇〇億円）を支援している。

また、ソ連解体により、多くの共和国には紛争が多発し、ユーゴスラビアではクロアチア人とセルビア人の対立が激化し、内戦に突入している。

一方、中国においては、民主化を求める学生や市民が天安門に集結したが、平成元年六月、武力鎮圧されている（天安門事件）。

昭和から平成へ

国際政治を基底してきた東西冷戦構造が終結し、国際政治も大きく変貌しつつあったが、国内政治も大きく変化するきざしがみられた。

昭和六十二（一九八七）年秋に、昭和天皇は、腸の手術を受けられたが、その一年後に多量に吐血され、重態に陥った。一進一退の容態は連日マスコミを通じて報じられ「自粛ムード」が漂った。秋の運動会やイベント、地域のお祭りや行事が中止されたり、結婚式なども中止・延期されることもあり、関連産業にも経済的に大きな影響を及ぼすことになった。

このような状況の中で、昭和六十四（一九八九）年を迎えたが、一月七日早朝、天皇は御逝去され、八七年の命を閉じられた。昭和天皇は、歴代天皇のうちでも高齢であり、最も長い在位期間を記録された。そして、皇太子明仁親王が即位した。政府は、新元号を「平成」と定め、一月八日から施行し、新しい時代が始まった。

新聞は「激動の昭和終わる」などの特集を組み、平和と繁栄をもたらしたとして天皇の業績をたたえた。週刊誌なども特集号を組み、民放テレビはコマーシャル抜きの追悼番組の放送を続けていた。

リクルート事件

この時期、政財界を揺り動かす大きな事件が発生した。昭和六十三（一九八八）年、リクルート社の関連不動産会社リクルート・コスモス社の未公開株が川崎市の助役に譲渡され、川崎駅周辺の再開発事業で便宜が図られたという疑惑である。助役はこれにより一億円を取得し、解職になった。この事件は政界、官界、財界にまで波及し、元閣僚、代議士、現職の中央官庁の事務次官、日本最大の企業NTT会長、役員など八〇人にも及び、戦後最大級の構造汚職疑惑事件と言われている。なお、このリクルート事件の端緒になったのは川崎市議会（神奈川県）の一〇〇条調査委員会においてであった。

この疑惑により、民社党の塚本委員長が辞任し、宮沢大蔵大臣も辞任した。疑惑は、竹下首相、中曽根前首相にも及んだが、これら「灰色高官」の疑惑は解明されることなく、国民の強い政治不信だけが残された。そして、平成元（一九八九）年六月、竹下首相は退陣した。

消費税の導入

昭和五十年代に入り、「ドル・ショック」「オイル・ショック」により国の財政赤字は巨額となり、財界などから、直接税中心の現行税制に不満が増大してきた。戦後確立された税制（シャープ税制）を根本的に見直すべきとして議論されていた。しかし、大平内閣における一般消費税の導入、中曽根内閣における売上税の導入など、大型間接税の導入はいずれも失敗していた。

というのは、消費税は、消費する行為に担税力を求めて課税するものであり、消費する人の所得や財産に関係なく一律の割合で課税される。したがって、所得の低い人ほど税金の負担感が強くなる逆進性があり、消費税に対して一般の国民には極めて抵抗感が強いものがある。

昭和六十二（一九八七）年秋に発足した竹下内閣は、消費税の導入の検討を行い、自民党が国会で過半数を占めているタイミングを踏まえ、消費税導入等税制改革関連六法案を閣議決定した。昭和六十三（一九八八）年の国会は、消費税導入等税制改革関連六法案の審議とすでに述べたリクルート疑惑の拡大と同時に進行了。自民党は、リクルート問題を野党の分断に利用した。中曽根内閣のときの売上税には反対する野党の足並みがそろったが、今度は、公明党と民社党の両党にもリクルート疑惑が波及し、野党は、一致団結して強硬な反対の戦術を取るこゝとができなかった。このため、社会党と共産党の両党は「牛歩戦術」を行つたが、結局、昭和六十三年十二月、消費税導入等税制改革関連六法案が成立した。翌年の平成元年四月から大型間接税として「消費税」（税率三％）が実施されている。

この消費税の導入直後に行われた平成元年七月の参議院議員選挙では、消費税の白紙撤回を選挙の公約にした社会党が「一人勝ち」し、社会党六六人、自民党三六人であり、参議院では、社会党が第一党に就いた。このほか、昭和六十三年度から、竹下首相の提唱した自主的なまちづくりを支援するため全国の自治体に一億円（地方交付税による）の「ふるさと創生」事業が開始されている。また、行政改革により、昭和六十二年度から国鉄が、東日本鉄道会社（JR東日本）など七つの会社に分社・民営化されている。

二 昭和六十一年市長選挙

吉尾市長の誕生

この期に入る前、昭和六十一（一九八六）年七月二十日に、調布市長選挙が行われ、金子佐一郎市長が推薦し、当時市議会議長であった吉尾勝征が他の三人の候補を破って当

表4-1 市長選挙の結果（昭和六十一年七月二十日執行）

当落	候補者氏名	年齢	党派	新現元	得票数*
当	吉尾かつゆき	四二	無所属	新	三〇、五二四
	山田禎一	六〇	無所属	新	一五、三六三
	吉田洋一	四五	無所属	新	一二、三五八
牧	もとめ	四二	無所属	新	四、九五七

*得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。
出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

選している（表4-1）。

第六代市長に就任した吉尾市長は、金子市政を継承しながらも独自色を打ち出し、最初の昭和六十一年九月十九日から開かれた第三回定例会において、冒頭で所信を表明した。基本的な時代認識として、「東京の都市構造が一点集中型から多心型」へと変化し、「人々は物の豊かさから心の豊かさを求める」ようになり、「個性あるまちづくりがより一層求められる」時代になってきたと述べ、次の四点を重点的に展開していくとしている。それは、「市民文化の振興による魅力あるまちの顔づくり」、「市民の力を結集したふれあいのまちづくり」、「ともに信頼し心あたたまる自前改革」、「信頼・公正・清潔な市民本位の市政」であると述べた。

なお、『調布市史』（下巻八九五頁）も「今日の調布市が実現している高福祉は、明らかに本多市政が残した遺産が、その後の金子・吉尾市長の中でも確実に継承発展させられていることを示している」と記している。

三 その他の選挙

鈴木知事の圧勝

昭和六十二年（一九八七）年四月十二日、第一一回統一地方選挙の前半に東京都知事選挙が行われている。

東京都知事選挙は、一人が立候補して戦われ、事実上現職の鈴木俊一候補と和田静夫候補の二人の候補者の争いになった。その結果は、自・公・民推薦の鈴木候補が二位の社会党推薦の和田候補に一四〇万票近くの大差をつけて圧勝し、三選を果たしている（表4—2）。

表4—2 東京都知事選挙の結果（昭和六十二年四月十二日執行）

当落	候補者氏名	性別	党派	新現	得票数*	
					調布市	東京都
当	鈴木 俊一	男	無所属	現	三〇、九八二	二、一一八、四七六
	和田 静夫	男	無所属	新	一四、七七一	七四九、六五九
	畑田 重夫	男	無所属	新	九、六六四	六九八、九一九

*得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。
出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

二期八年の実績を強調した鈴木候補に対し、社会党など革新陣営は候補者の一本化をはかることができなかった。

東京都全体の投票率は、前回より四・五ポイント低い戦後最低の四三・一九％であり、調布市の投票率も四一・七九％と戦後最低を記録している。

都議選現職強し

都知事選、統一地方選挙のおよそ二年後の平成元（一九八九）年七月二日、東京都議会議員選挙が実施されている。調布市は狛江市とともに北多摩第三選挙区であり、定数二人

のところに五人が立候補した。選挙結果は、日本社会党の片山哲、自由民主党の須田耕作現職二人が当選し、現職の強さを示した（表4—3）。

表4—3 東京都議会議員選挙の結果（平成元年七月二日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数*	
				調布市	北多摩第三区
当	片山 哲	日本社会党	現	二九、一九六	三八、七二二
当	須田 耕作	自由民主党	現	一四、八七二	二六、〇一八
	元木 輝昌	無所属	元	一三、八三八	一七、四六一
	雨宮 幸男	日本共産党	新	九、〇六二	一一、九三九
	大久保正二	無所属	新	一〇、一一七	一一、〇八〇

*得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。
出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

調布市の投票率は、五四・七一％であり、前回に比べると一〇・二二ポイントも高いものである。東京都全体の投票率は、五八・七四％であり、前回に比べ五・二四ポイントも高い。

この都議選直後の七月二十三日に参議院議員選挙が行われている。この地方区、定数四人のところに四三人が立候補した東京都選挙区の結果は、田英夫（無所属）、原文兵衛（自由民主党）、野末陳平（税金党）、黒柳明（公明党）の現職四人が当選した（表4—4）。

表4—4 東京都選出参議院議員選挙の結果（平成元年七月二十三日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数*	
				調布市	東京都
当	田 英夫	無所属	現	二三、〇七四	一、一六四、五一二

当	原 文兵衛	自由民主党	現	一七、〇一七	一、一四三、八七八
当	野末 陳平	税金党	現	一五、〇〇二	八八九、六三三
当	黒柳 明	公明党	現	一〇、八六二	七七六、八七八
	内藤 功	日本共産党	現	九、九九〇	六七六、四〇一

*得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。
出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

いずれの当選者も調布市における得票数の上位獲得者である。

参院選における投票率は、東京都全体では五七・九五%であり、調布市では五八・四三%であり、全国では七一・三二%である。

そして、平成二（一九九〇）年二月十八日、第三九回衆議院議員選挙が行われ、調布市が属する東京都第一選挙区は定数五人のところに一人が立候補して争われた。選挙の結果は、現職の山花貞夫（日本社会党）、石川要三（自由民主党）、斉藤節（公明党）、元職の伊藤公介（自由民主党）と新人の長谷百合子（日本社会党）が当選を果たしている（表

表4-5 衆議院議員選挙の結果（平成二年二月十八日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数*	
				調布市	東京都
当	山花 貞夫	日本社会党	前	二一、〇七一	一七七、六〇五
当	伊藤 公介	自由民主党	元	一六、八一九	一六六、五一五
当	石川 要三	自由民主党	前	一一、〇七四	一三二、五三六
当	斉藤 節	公明党	前	一一、一三四	一二九、一六九
当	長谷 百合子	日本社会党	前	一一、九五八	一二七、七四二
当	石渡 照久	自由民主党	前	六、一〇一	一一三、七二二

*得票数の小数点以下は切り捨て省略とした。
出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

4-5)。このように当選者五人は、自民党二人、社会党二人、公明党一人であった。

この総選挙の投票率は、東京都では六五・五五%であり、前回の昭和六十一（一九八六）年に比べると四・四ポイント高くなっている。調布市では前回より五・五ポイント高い六四・三三%であった。なお、全国の投票率は七三・三一%である。

第一節 市議会議員選挙と市議会

一 市議選の結果

自民、公明、昭和六十二年四月の統一地方選挙の後半戦として、四月二十六日に、第九期の調布市議会議員選挙が行われている。

本市議会の法定定数は四〇人であるが、昭和三十八（一九六三）年に制定された「調布市議会議員定数条例」、いわゆる減員条例は議員定数を三〇人と定めている。昭和六十二年四月の選挙において、この条例定数三〇人のところに、現職二五人、元職二人、新人九人と合わせて三六人が立候補した。競争率は一・二倍である。選挙の結果、現職二三人、元職一人、新人六人が当選した（表4―6）。

当選者は、男性二六人、女性四人であり、政党別では、自由民主党七人、日本社会党七人、公明党六人、日本共産党三人、民社党二人、無所属五人である。自由民主党七人、公明党六人、民社党二人は全員当選している。なお、党派別得票数の割合は、日本社会党二三・四％、自由民主党二一・九％、公明党一七・六％、日本共産党一二・〇％、民社党五・八％などである。

新議員の平均年齢は、全国平均から五〜六歳も若い四九・八歳であり、最高年齢者は六二歳の有山守三議員（日本社会党）、最少年齢者は三〇歳の阿部哲史議員（日本社会党）である。

また、投票率は五一・二五％であり、前回に比べ二・三二ポイント、前々回に比べ五・一四ポイントも低くなっている。そして、この投票率

表4―6 市議会議員選挙の結果*（昭和六十二年四月二十六日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元	得票数**
当	遠藤まもる	自由民主党	現	二、六七九
当	川口三八	自由民主党	現	二、四九三
当	白井さだはる	無所属	新	二、四六四
当	清水しづえ	日本社会党	新	二、三六五
当	山口茂	民社党	新	二、三〇二
当	横山かおる	日本社会党	現	二、二七二
当	そのだ治夫	公明党	現	二、二六八
当	富沢みのる	無所属	現	二、二六三
当	津金ただし	自由民主党	現	二、二四九
当	おくやま繁	公明党	現	二、一〇九
当	鈴木良雄	自由民主党	現	二、〇七〇
当	関口たけひさ	自由民主党	現	二、〇六九
当	関郡司	日本社会党	現	二、〇五四
当	漁木勇	無所属	現	二、〇五〇
当	元池一郎	日本社会党	元	二、〇四五
当	熊沢たけし	日本社会党	現	二、〇三三
当	飯野いさお	日本共産党	現	二、〇二六
当	佐々木ひさ子	公明党	新	二、〇一三
当	有山守三	日本社会党	現	一、九九〇
当	そねざき順子	公明党	現	一、九五九
当	福重たかお	公明党	現	一、九二九
当	前当えつろう	公明党	現	一、八九七
当	阿部てつし	日本社会党	新	一、八三一
当	小川広吉	自由民主党	現	一、八一九
当	田中秋男	無所属	現	一、七八九
当	入江一朗	日本共産党	現	一、七四九
当	関口昌昭	自由民主党	現	一、七四三
当	村上せいじ	民社党	現	一、六八二
当	大久保正二	無所属	現	一、六四二
当	とうみ千衛	日本共産党	現	一、六二六
当	片岡将	日本社会党	現	一、六一八

*次点までの氏名をあげた。

**得票数の小数点以下は切り捨て省略した。

出所：調布市選挙管理委員会、『選挙の記録』

は指定都市を除いた全国市議会議員選挙の平均投票率より一九ポイントも低いものである。

市議補選の結果

平成元（一九八九）年五月、小川広吉議員（自由民主党）の死去、六月大久保正二議員（自由民主党）の辞職により二人の欠員が生じ、平成二（一九九〇）年七月九日の市長選挙と同時に市議会議員補欠選挙が行われている。

定員二人のところに、自由民主党、日本社会党、日本共産党の三党からそれぞれ一人が立候補し、自由民主党一人、日本社会党一人が当選している（表4—7）。

表4—7 市議会議員補欠選挙の結果（平成二年七月八日執行）

当落	候補者氏名	党派	新現元別	得票数
当	藤塚 昭子	自由民主党	新	二七、一三六
当	広瀬 美知子	日本社会党	新	二五、八五四
	福地 正夫	日本共産党	元	八、六四〇

出所：調布市選挙管理委員会、「選挙の記録」

当選した二人とも新人であり、そして投票率は四四・二九％である。

二 市議会の構成・人事

最大会派、 第九期市議会議員の選挙の結果時における政党構成は、

自民 一人 自由民主党七人、日本社会党七人、公明党六人、日本共

産党三人、民社党二人、無所属五人の計三〇人であった。

選挙後の政党の構成は、無所属五人のうち四人が政党に入り、自由民主党一人、日本社会党七人、公明党六人、日本共産党三人、民社党二人、無所属一人となっている。これらの政党が中心になって、実際に議

表4—8 第9期の会派の構成（単位：人）

会 派	人 数
自由民主党	11
日本社会党	7
公明党	6
日本共産党	3
民社党	2
自政会	1
計	30

注：昭和62年6月現在

昭和63年6月、自民党から1人が脱退し、民主クラブを結成するが、平成元年6月に解散する。

会運営の中心になる「会派」が結成されている

なお、議会運営委員会に委員を出すことのできる、いわゆる交渉会派要件は二人以上である。最大の会派は自由民主党一人であり、次いで日本社会党七人、公明党六人、日本共産党三人、民社党二人である。そして、無所属の一人は自政会を結成している（表4—8）。

議長は自民、 調布市議会の議長は、「議長及び副議長の任期は、議員副議長は社会の任期による」（地方自治法第一〇三条第二項）の規定

にもかかわらず、従来からの議会の申し合わせにより、一年で交代している。議長のほか議会三役と言われる副議長、監査委員（議会選出）も同様である。しかも、これらの三役の選出はいずれも指名推選によって行われている。

この第九期の四年間は、最大会派の自由民主党が議長を、第二会派の日本社会党が副議長を、第三会派の公明党が監査委員を占めている。議長は、昭和六十二年度、六十三年度、平成元年度の三年間は、市議三期の津金理議員（自由民主党）、平成二年度は市議三期の関口昌昭議員（自

由民主党)が就任している(表4―9)。

副議長は、昭和六十二、三年度の二年間は市議七期の有山守三議員(日本社会党)、平成元、二年度は市議三期の横山薫子議員(日本社会党)が就任している。議会選出の監査委員は、四年間を通じて市議四期の奥山繁議員(公明党)が就任している。

表4―9 第九期の議会三役

役職名	昭和六二年度	昭和六三年度	平成元年度	平成二年度
議長	津金 理③ (自由民主党)	津金 理③ (自由民主党)	津金 理③ (自由民主党)	関口 昌昭③ (自由民主党)
副議長	有山 守三⑦ (日本社会党)	有山 守三⑦ (日本社会党)	横山 薫子② (日本社会党)	横山 薫子② (日本社会党)
監査委員	奥山 繁④ (公明党)	奥山 繁④ (公明党)	奥山 繁④ (公明党)	奥山 繁④ (公明党)

注：○内の数字は当選回数

このように、議会三役が一年交代を慣例としている割には、この期の役員の異動は少ない。

正副委員長等 本市議会の四つの常任委員会委員の任期は一年である
ストの配分 (委員会条例第三条)。このため、常任委員会の正副委

員長の任期も一年となっている。この正副委員長は、委員会の互選で選ばれ(委員会条例第八条第二項)、本会議において報告される。

議会の総務、文教、厚生、建設の四つの常任委員会委員長、この期の四年間は委員会ごとに、同じ会派が独占している。総務委員会と文教委員会は自由民主党が、厚生委員会は日本社会党が、建設委員会は公明

党が独占している。副委員長は、厚生委員会の公明党を除いて、複数の会派が就任している。そして、議会三役と同様に、同じ議員が複数年正副委員長に就任している。なお、法定の委員会ではない事実上の組織である議会運営委員会の委員長は、議長が自由民主党であることもあり、自由民主党が独占し、副委員長は民社党が独占し、同じ議員が就任している。

三 市議会の活動

年間会期約五〇日 この第九期(昭和六十二年六月から平成三年五月)の定例会、臨時会の会期と本会議の開催日「開会

日」は、表4―10に示すとおりである。この四年間に、本会議は、定例会一二回、臨時会三回、あわせて一五回開催されている。会期は、定例会一九三日、臨時会三日、あわせて一九六日である。本会議を開いた開会日(会議日数)は、定例会七〇日、臨時会三日、あわせて七三日である。

これを一年間でみると、定例会の会期は四八・三日であり、全国平均の五五から六〇日からみるとやや短い。本会議の開会日は、一七・五日であり、全国平均の一七から一八日と同じ期間である。

表4-10 会期及び開会日数

合計	計	小計	平3	小計	平2	小計	平元	小計	昭63	小計	昭62	年次
一五回	定例会二回 臨時会三回	定一回 臨一回	第一回定例会 三月五日～二〇日	定四回 臨一回	第一回定例会 三月六日～二三日 第二回定例会 六月五日～二日 第一回臨時会 八月二日 第三回定例会 九月一日～二日 第四回定例会 二月六日～一八日	定四回 臨一回	第一回定例会 三月八日～二四日 第二回定例会 六月七日～一五日 第一回臨時会 八月八日 第三回定例会 九月二日～二日 第四回定例会 二月七日～一九日	定四回	第一回定例会 三月八日～二四日 第二回定例会 六月一四日～二二日 第三回定例会 九月九日～二〇日 第四回定例会 二月七日～一九日	定三回	第二回定例会 六月一八日～二四日 第三回定例会 九月一六日～二五日 第四回定例会 二月八日～一七日	会 期
一九六日間	一九三日間 三日間	一六日間 一日間	一六日間 一日間	五〇日間 一日間	一八日間 八日間 一日間 一日間 一三日間	四九日間 一日間	一七日間 九日間 一日間 一日間	五一日間	一七日間 九日間 二日間 一三日間	二七日間	七日間 一〇日間 一〇日間	開会日
七三日	七〇日 三日	六日 一日	六日 一日	一八日 一日	四日 四日 一日 四日	一七日 一日	五日 四日 四日 四日 一日	一八日	四日 四日 四日 四日	一日	三日 四日 四日	

委員会は年 この期の四年間における総務、文教、厚生、建設の四常
間一五日 任委員会の開催状況は、表4-11に示すとおりである。

すべての開催日は、最も短い文教委員会五二日、最も長い厚生委員会六三日などであり、あわせて二三八日である。平均すると年間一委員会一四・九日である。全国平均一二から一三日であるので、やや長い。

全議員で組織され、法的根拠のない全員協議会は、この期の四年間に一三回(日)開かれている。一年ではおよそ三回(日)である(表4-12)。

表4-11 常任委員会の活動日数

委員会名	昭六二年	六三年	平元年	二年	三年	計
総務委員会	八	一六	一四	一八	五	六一
文教委員会	九	一二	一二	一五	六	五二
厚生委員会	八	一六	一六	二〇	三	六三
建設委員会	一二	一五	一五	一五	五	六二
計	三五	五九	五七	六八	一九	二三八

注：各年委員会を構成してから解散まで

表4-12 全員協議会の開催日数

年次	昭六二年	六三年	平元年	二年	三年	計
日数	一	四	四	三	一	一三

ところで調布市議会は、この期において、議案五八三件、請願・陳情二六一件、合計八四四件を議決している(表4-13)。一年間にとすると、議案一四六件、請願・陳情六五件、合計二二一件である。

表4-13 第九期議会の処理件数

件数	条例の制定・改廃	予算・決算	契約・財産	人事・選挙	市道の認定・廃止	議員提出議案	その他	小計	情 陳 願 請			合計
									採決	不採決	その他	
162	128	24	91	61	110	7	583	43	19	199	261	844

議案の内容では、最も多いのは「条例の制定・改廃」で二八%を占め、次いで、「予算・決算」で二二%、さらに、意見書・決議など「議員提出議案」で一九%を占めている。

予算大幅増
この期の平成二

(一九九〇)年、

三年に、バブル経済はピークに達する。この四年間に、一般会計予算と国民健康保険事業特別会計など四つの特別会計予算をあわせた予算総額は、吉尾市長が初めて編成した昭和六十二年度五四〇億円、対前年度伸び率一〇・八%である。それが、昭

和六十三年度に六〇〇億円を超え、平成元年度に七〇〇億円を超え、さらに平成二年度には七八八億円に増加している。いずれの年度も対前年度伸び率は一〇%を超えている。

高い平成元年度では一五七・九%である。なお、平成三年度の伸び率はマイナス四七・四%に急激に落ち込んでいる。

本市の請願・陳情の特色 調布市の請願・陳情の特色は、採択されると意見書と反対、義務教育国庫負担制度の堅持などの意見書は、その前に、請願・陳情を採択している。

また、この点と関連するのが、請願・陳情を採択する割合が低いことである。全国の市議会における請願・陳情の採択率はおよそ三割であるが、調布市の場合、その約半分である。なお、本市議会において、陳情は請願と同様に審査されている。

市に行政執行を求める請願・陳情には、「道路幅員の拡張と整備に関する陳情」(昭和六十二年第二回定例会)、「文化会館建設についての陳情」(昭和六三年第四回定例会)、「私立保育園への助成強化に関する陳情」(平成二年第一回定例会)などがある。

そして、平成元年第一回定例会で、議会報「調布市議会だより」に議員名、党派の掲載を求めた「市議会だよりの議員の番号表記についての陳情」は、漁郡司議員(日本社会党)、入江一郎議員(日本共産党)が採択を主張したが、結局不採択と決定した。

その後、市議会だよりは、平成四(一九九二)年四月号(第二二九号)から議員の名前、会派名を入れることになる。

昭和六十二年 昭和六十二年四月統一地方選挙後の初めての議会である**第二回定例会**は、六月十八日から二十四日までの七日間の会期で開かれた。最初に、議長に津金理議員(自由民主党)、副議長に有山守三議員(日本社会党)を指名推選の方法で選挙し、議会選

一般会計予算だけを見ると、昭和六十二年度は三七六億円、昭和六十三年度は四二八億円と四〇〇億円を超え、平成元年度は四七二億円、平成二年度は五三二億円と五〇〇億円を超えている。

バブル経済は、土地の高騰に象徴されるが、用地特別会計予算の対前年度の伸び率は、最も低い昭和六十三年度でも三五・四%であり、最も

出の監査委員に奥山繁議員（公明党）の選任に同意した。また、常任委員会委員、各種組合議会の選任など、議会人事を行った。この定例会では、市長提出になる議案一四件を審議し、原案可決した。特に、即決した「調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の専決処分を、日本共産党を代表して任海千衛議員の「大蔵省、自治省とも一年限り、こういうように弁明したものであり、本来、延長どころか、削減撤回を求めべきものであります」との反対討論、自由民主党を代表して関口昌昭議員の「地方税法の一部が改正されたことに伴い、調布市税賦課徴収条例の改正が生じたものであります」と、賛成討論のあと、起立多数で承認した。

そして、議員提出による意見書九件を原案どおり可決し、関係大臣に送付した。特に、政府は、昭和六十年限りとして、一律国庫補助金負担率の引き下げを実施したが、その後六十一年度以降三カ年継続することとした。これに対し、地方自治体は強く反発し、本市議会も「国庫補助負担率の特例措置の速やかな廃止を求める意見書」を可決し、関係大臣に送付した。また、昭和六十年頃から、薬害エイズ（HIV、後天性免疫不全症候群）事件が起こり、世間を震撼させた。これに対して、「エイズ対策の充実、強化に関する意見書」を満場一致で可決し、関係大臣に送付した。

一般質問は、六人の議員から「地方分権の中で、国・都に対する要望について」、「情報公開と表裏一体のプライバシー保護について」、「駐輪場建設の見直しと総合的な放置自転車対策について」などが質問された。

昭和六十二年 昭和六十二年第三回定例会は、九月十六日から二十五
第三回定例会 日までの一〇日間の会期で開かれた。市長提出による

議案二三件を審議し可決した。特に、昭和五十（一九七五）年、国立市（東京都）が「国立市電子計算組織運営条例」を制定し、個人的秘密の保持を規定し、日本初のプライバシー保護条例として注目された。その後、全国の地方自治体が、次から次へと個人情報保護を目的とする条例を制定した。この定例会に、「調布市電子計算組織に係る個人情報保護に関する条例案」が提出された。吉尾市長は提案理由として「市民サービスの向上と事務の効率化を図るため、住民記録オンライン処理を昭和六十三年二月から実施するに当たり、電子計算組織により処理する個人情報保護を保護するとともに、その適正な運用を行うため」と述べている。この条例案を満場一致で可決した。また、昭和六十一年度水道事業会計決算を認定した。

議員提出による意見書二件、決議一件を可決した。特に、地価高騰に関連して、三年ごとに行われている、昭和六十三年度の固定資産の評価替えを前に「固定資産税評価替えに関する意見書」を満場一致で可決し、関係大臣に送付した。また、決議一件は「交通安全都市宣言に関する決議」である。

交通安全都市宣言

交通安全都市宣言（全文）

市民の最大の幸福は、健康で明るい生活が維持できることである。しかるに、昨今の交通量の増加に伴い生活道路にまで波及し、交通事故を発生させ、市民生活に大きな不安を与えていることは、まことに憂慮すべき事態である。

よって、調布市議会は、市民の生命と安全を守り、健康で明るい連帯のある町づくりを目指し、全市民が一体となって、交通事故の絶滅を期するため、ここに調布市を「交通安全都市」とすることを宣言する。

昭和六十二年九月二十五日

調布市議会

出所：『調布市議会だより』昭和六十二年十月二十三日・第一一一号

一般質問は、七人の議員から「水と緑の基金設置について」、「地価高騰の市民生活等への影響、対策について」、「余裕教室整備の基準等について」などが質問された。

昭和六十二年

本年最後の第四回定例会は、十二月八日から十七日まで

第四回定例会

での一〇日間の会期で開催された。市長提出になる議

案三四件を審議し、可決した。特に、歳入総額三八八億二四五二万円・歳出総額三七六億五六六六万円の昭和六十一年度一般会計決算を、日本社会党を代表して漁郡司議員の「国の、この地方への負担転嫁を無批判的に受け入れている」との反対討論、自由民主党を代表して関口武久議員の「市民生活の向上を第一に、みずからの行財政体質の強化に向け、職員定数の削減や経常経費の抑制に努め」との賛成討論、日本共産党を代表して入江一郎議員の「国の悪政から市民を守る地方自治体としての役割が予算案の中に十分貫かれていない」との反対討論、公明党を代表

して園田治夫議員が「第三次基本計画を着実に実行し、我がまち調布のまちづくりの目標の実現に向けて全力投球された」との賛成討論のあと、起立多数で認定した。さらに、昭和六十一年度国民健康保険事業など五件の特別会計決算を討論のあと認定した。

さらに北部公民館等用地買収費など二八億二八八七万円を増額補正する昭和六十二年一般会計補正予算を任海議員の「都市基盤整備事業基金として五億円余の基金積み立てが入っている」との反対討論のあと、起立多数で可決した。

議員提出による議案五件をいずれも可決した。特に、政府は、昭和六十三年度予算編成に当たって国庫補助負担率の引き下げと趣旨を同じくする、公立小・中学校事務員、栄養職員の人件費に対する国庫負担（半額）を廃止し、地方に負担を転嫁する方針を打ち出した。これに対して、陳情を採択し、同時に、「義務教育費国庫負担制度の堅持と既に削減・除外された費用の復元を求める意見書」を満場一致で可決し、文部大臣などに送付した。

一般質問は、六人の議員から「都市計画税の税率引き下げについて」、「二一世紀を展望した総合計画立案について」、「保健センター早期建設について」などが質問された。

昭和六十三年

昭和六十三年に入って最初の第一回定例会は、三月八

第一回定例会

日から二十四日までの一七日間の会期で開催された。

本会議初日に吉尾市長が「市政運営の基本方針」を表明し、「信頼され親しまれる市政、公正でわかりやすい市政、清潔で市民本位の市政を目指して市政運営に臨んでまいりました」、また予算編成に当たり「三つの課題を設定いたしました。道の『み』、緑の『み』、ごみの『み』につ

いて、本年度の重点課題として取り組もうとするものであります」と述べている。

昭和六十三年年度予算、条例案など市長提出の議案四五件を審議し可決した。特に、予算総額四二億八九一四万円の昭和六十三年年度一般会計予算を、日本社会党を代表して熊澤武司議員の「土木費の前年度比に対する伸び率が四五%、六十二年度決算の見込み比でも一二・五%という驚異的伸びを示しています」との反対討論、自由民主党大久保正二議員の「教育・福祉・健康・安全はもとより、商工業などあらゆる面で都市機能の水準を高めていくための施策を盛り込んだ予算」との賛成討論、日本共産党を代表して入江一郎議員の「低所得者に対する親切な指導がなされているとは考えられない」との反対討論、公明党を代表して奥山繁議員の「市長のやる気といえますか、よし、頑張ろうという意気込みが見える予算」との賛成討論のあと、起立多数で可決した。このほか、五つの特別会計予算を可決した。

また、「市民に行政情報の公開を求める権利を保障し、実施機関に公開することを義務づけるとともに、情報公開を総合的に推進することにより市民と行政との信頼関係を増進し」と市長の提案理由で説明された「調布市情報公開条例」を満場一致で可決した。さらに提案理由で「自然樹林地及び緑地の保全並びに緑化推進に必要な経費を確保するため」の「調布市緑の保全基金条例」を満場一致で可決した。なお、緑の保全基金の額は三〇億円である。

議員提出議案六件のうち五件を可決した。特に、陳情を採択し「新型間接税導入反対に関する意見書」、「公団家賃の高家賃化に対する意見」を可決し、関係大臣に送付した。

市長の基本的施策に対して行われる代表質問は五会派の代表から「基本構想の見直しと新たな基本構想策定根拠について」、「公的福祉制度の充実について」、「旧関東村跡地の今後の見直しについて」、「重点的なまちづくりなど、市街地整備の総合的戦略について」、「二一世紀、市のあべき都市像について」などが質問された。

一般質問は、七人の議員から「プライバシー保護と関連について」、「手づくりのまちづくりへ、地区別市民との話し合いについて」、「市民生活に生かした市税減免基準について」などが質問された。

昭和六十三年 昭和六十三年第二回定例会は、六月十四日から二十二日までの九日間の会期で開催された。津金議長、有山

第二回定例会

副議長の辞職を許可し、正副議長の選挙を行った。指名推選の方法で再び議長に津金理議員（自由民主党）、副議長に有山守三議員（日本社会党）を選挙し、議会選出の監査委員に再び奥山繁議員（公明党）の選任に同意した。また、任期満了に伴う常任委員会委員・各種の組合議会議員・委員会委員などの選任を行った。

市長提出による議案一五件を審議し、原案のとおり可決した。特に、緑の保全基金など六億四〇二六万円を増額補正する昭和六十三年一般会計補正予算の専決処分、地方税法の改正に伴う「調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の専決処分を承認した。また、鉄筋コンクリート造・地下一階地上二階、延べ床面積七四三平方メートルの北部公民館（仮称）新築工事請負契約を原案可決した。

議員提出の議案五件を可決した。特に、陳情を採択し「入院ベッドの確保に関する意見書」を満場一致で可決し、東京都知事に送付した。さらに、自由民主党税制調査会が六月十四日、税制改革大綱を決定し、

「消費税」という大型間接税導入を正式に打ち出した。これに対し、「消費税」の導入に反対する意見書を可決し、関係大臣に送付した。

一般質問は、五人の議員から「基本計画の前期の評価と今後の見通し、都市像について」、「空き教室の改造と活用に対する学校・地域の要望について」、「都市計画における保全農地について」などが質問された。

昭和六十三年 昭和六十三年第三回定例会は、九月九日から二十日まで第三回定例会 での一二日間の会期で開かれた。

市長提出による議案二四件を審議し可決した。特に、今期の純利益二億六四二二万円の昭和六十二年水道事業会計決算を認定し、一〇億六二二三万円を増額補正する昭和六十三年一般会計補正予算を満場一致で可決した。吉尾市長が「今後はさらに住民の意向を反映できる制度の確立と活用が必要であります」との提案理由の「調布市都市計画等の案の作成手続に関する条例」を可決した。

議員提出による議案五件を審議し可決した。なかでも、七月に川崎市議会（神奈川県）の一〇〇条調査委員会において、疑惑事件、リクルート事件が発覚した。そのリクルート・コスモス社の未公開株の譲渡先が次から次へと明らかになり、竹下登首相、宮沢喜一蔵相をはじめ自由民主党の幹部、民社党、公明党の国会議員、労働省、文部省、日本経済新聞社の幹部、N T T会長、東大教授にまで及んだ。この事件により、平成元（一九八九）年六月、竹下内閣は総辞職する。

そして、「政治に対する国民の信頼を著しく失墜させた責任は極めて重大」とする「リクルート疑惑の真相解明を求める決議」を可決、関係大臣に送付した。また、第二回定例会と同様に「消費税導入に反対する意見書」を可決し、関係大臣に送付した。

一般質問は、九人の議員から「消費税に対する基本的立場と財政的影響について」、「調布市の地域イメージづくりについて」、「ノーマライゼーションについて」、「市民参加による基本構想の改正について」、「市のまちづくりと文化行政について」などが質問された。

昭和六十三年 昭和六十三年第四回定例会は、十二月七日から十九日まで第四回定例会 までの一三日間の会期で開催された。市長提出議案二

七件を審議し、可決した。特に、歳入総額四三三億二一四〇万円・歳出総額四二二億四〇四八万円の昭和六十二年一般会計決算を、日本社会党を代表して阿部哲史議員の「歳入部分の極めて大幅な増収というものが、果たして歳出部門での例えば応能応益からいって適正な形で市民に還元されたか」との反対討論、公明党を代表して園田治夫議員の「おくられたところの都市基盤整備を進め、産業振興に意を注いだ」との賛成討論、日本共産党を代表して入江一郎議員の「調布の生活保護者は約一〇〇名も減少している」との反対討論、自由民主党を代表して関口昌昭議員の「財政指標ともなる財政力指数、公債費比率、経常収支比率等々いずれも前年度より改善されており」との賛成討論のあと、起立多数で認定した。さらに、昭和六十二年国民健康保険事業など四件の特別会計決算を認定した。また、電子計算組織により印鑑登録・証明の処理を可能とする「調布市印鑑条例の一部を改正する条例」を満場一致で可決した。

議員提出議案六件を審議し、可決した。特に、「年金の六五歳への繰り延べは、憲法に保障された生存権も否定する」として「年金改悪に反対する意見書」を可決し、関係大臣に送付した。また、「老人福祉政策の充実・強化を求める意見書」を可決し、関係大臣に送付した。

一般質問は、六人の議員から「防災自立都市の実現について」、「可燃ゴミの毎日回収、不燃ゴミの年末市内全域回収について」、「障害者用マップの作成について」、「多摩川河川敷と周辺整備の基本的な位置づけについて」などが質問された。

平成元年第 一 回定例会 新しい年号のもとでの第一回定例会は、三月八日から二回定例会 十四日までの一七日間の会期で開催された。この定例会では、本会議初日に、吉尾市長が「市政運営の基本方針」を表明し、「本年度も道づくりを主体とした都市基盤整備と、うるおいのある文化の花開くまちづくりを重点課題と位置付けました」と述べた。

市長提出の議案三九件を審議し可決した。特に、予算総額四七二億八九二四万円の平成元年度一般会計予算を、日本社会党を代表して横山薫子議員の「土木費の二年連続の大幅な伸び、さらに構成比は、今年度とうとう民生費を抑えナンバーワンに上昇。一方教育費は前年度比マイナスとなっており」との反対討論、公明党を代表して奥山繁議員の「次の世代によりよい調布を引き継ぐために、都市基盤の整備に重点的に財源を投入する予算編成」との賛成討論、日本共産党を代表して入江一郎議員が「大悪税に対して、吉尾市長は一貫して容認の立場をとっており」との反対討論、民社党を代表して山口茂議員が「福祉・教育面へのレベラダウンを来たさなという強い信念のもとに編成され、加えて財源の重点かつ効率的な配分に留意された」との賛成討論、自由民主党を代表して関口昌昭議員が「前年度に引き続き、高い伸び率を示し、市民福祉向上のため、積極的に編成された」との賛成討論をしたあと、起立多数で可決した。さらに市役所の週休二日制推進のため「土曜閉庁方式」を導入する「調布市の休日に関する条例」を満場一致で可決し、四月一日

から毎月の第二・第四土曜日の閉庁が実施された。これと関連して、会議規則、委員会条例が改正された。

議員提出議案七件のうち五件を可決した。特に、リクルート事件について「リクルート疑惑の究明に向けて、中曽根前首相を国会に喚問することを求める意見書」を可決し、同時に「政治倫理を確立して、政治に対する国民の信頼の回復に努めるべきである」とする「政治倫理の確立に関する意見書」を可決し、関係大臣に送付した。

市長の「市政運営の基本方針」の表明に対して行われる代表質問は、五会派の代表から「リクルート疑惑の見解について」、「消費税の賛否と元年度予算の影響について」、「基本構想策定に向けた基本的見解について」、「基地跡地利用について」などが質問された。

一般質問は、五人の議員から「イベント行政への取り組み・考え方について」、「子育て施策の拡充と対応について」、「生活保護実施にあたっての基本的考えについて」などが質問された。

平成元年第 二 回定例会 平成元年第二回定例会は、六月七日から十五日までの九日間の会期で開催された。この定例会では、津金議長、有山副議長の辞職願が許可され、正副議長の選挙が行われた。選挙は指名推選の方法で行われ、再び議長に津金理議員（自由民主党）、副議長には新たに横山薫子議員（日本社会党）を選出し、議会選出の監査委員に再び奥山繁議員（公明党）の選任に同意した。また、任期満了に伴う

常任委員会委員、各種組合議会議員、委員会委員などを選任した。

市長提出議案九件を審議し、可決した。特に、「調布市基本構想」については提案理由で、吉尾市長は「二二世紀を間近に控えた今日、市民を取り巻く生活環境や都市環境は、従前の予想をはるかに超えて急速に

変貌しつつあります。…自立、快適、交流を基本に据えて、創意あふれるまちづくりを進める」と述べた。討論では、熊澤武司議員（日本社会党）の「策定にかかわる手続の中で市民の声がどれだけ反映されたか」との反対討論、園田治夫議員（公明党）の「市長の言う、『すてき』という言葉の裏にあり、より強い主体的な意志を高く評価する」との賛成討論、任海千衛議員（日本共産党）の「産業優先で市民が住みにくくなる」との反対討論、山口茂議員（民社党）の「人間優先の精神をまちづくりの基本に据えて、人と自然と都市が見事に調和する基本方向を示している」との賛成討論、関口昌昭議員（自由民主党）の「将来に向けて必要な施策展開の基本方向を、自然と暮らしと産業が複合的に調和したまちづくり」との賛成討論のあと、起立多数で可決した。

この基本構想は、平成十三（二〇〇一）年度、人口二五万人を想定目標とし、まちづくりの目標を「すてきに暮らしたい・愛と美のまち調布」として、新しい時代に対応したまちづくりの展開を目指して、「ゆたかな文化と人を誇れるまちづくり」など六つの基本方向を示している。

議員提出の議案六件を審議し、四件を可決した。特に、四月一日から消費税が導入されるが、「消費税は国民の生活に税金をかける悪税」とする「消費税の撤廃、税制の抜本的改革を求める意見書」、さらに「リクルート関係議員の引退、衆議院解散、総選挙実施を求める意見書」を可決し、総理大臣などに送付した。

一般質問は、七人の議員から「ごみ処理体制の中・長期的構想について」、「空港のあるまちとしての位置づけについて」、「福祉文化のまちづくりへ、長期的視野に立つ福祉版の基本構想・基本計画の策定について」などが質問された。

平成元年第 平成元年第一回臨時会は、工事請負契約案一件を付議事一回臨時会 件として招集された。この臨時会は八月八日、一日の会

期で開催された。市長提出議案「調布市立金子保育園改築工事請負契約」は原案のとおり可決された。なおこの案件は、私立の金子保育園の保育室、遊戯室等を含む鉄筋コンクリート造り二階建て、延べ床面積六七六平方メートルを改築するものであり、契約金額は二億三二二九万円であった。

平成元年第 平成元年第三回定例会は、九月十二日から二十一日まで

三回定例会 の一〇日間の会期で開催された。市長提出議案一九件を審議し、可決した。特に、母子家庭及び父子家庭等のいわゆるひとり親家庭に対し、医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進をはかる「調布市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例」を、満場一致で可決した。また、「せせらぎの散歩道」設計費など八億七七八万円を増額補正する平成元年度一般会計補正予算を満場一致で可決し、昭和六十三年度水道事業会計決算を認定した。

議員提出議案一件を審議し、いずれも可決した。特に、再度「消費税廃止を求める意見書」、「抜本的な国・地方間の行財政制度の改革を実施すべきである」との「地方財政の充実・強化に関する意見書」、「米の輸入自由化に反対する意見書」を可決し、関係大臣に送付した。

一般質問は、五人の議員から「農地基盤整備事業について」、「基本計画の中に国際婦人年調布市行動計画の施策をどう位置づけるかについて」、「公共料金に対する消費税の転嫁について」などが質問された。

平成元年第 平成元年第四回定例会は、十二月七日から十九日までの

四回定例会 一三日間の会期で開催された。

この定例会では、市長提出の議案二六件を審議し、可決した。特に、歳入総額四八四億二二三万円・歳出総額四六七億四七九〇万円の昭和六十三年度一般会計決算を、熊澤議員（日本社会党）の「歳入については過小に見積もり、不要額を多額に生み出す結果」との反対討論、園田議員（公明党）の「道、緑、ごみの問題を市政の重点課題に予算を編成し、それが執行されてきた」との賛成討論、入江議員（日本共産党）の「生活保護世帯の一二七名減ということであり」との反対討論、関口武久議員（自由民主党）の「福祉の充実、産業振興など市民福祉増進のため、効率的な執行がなされた」との賛成討論、村上精二議員（民社党）の「経常経費の抑制に努力され、それぞれの財政指数は健全な状況」との賛成討論のあと、起立多数で認定した。さらに、四つの特別会計決算を認定した。

そして、第五地域地域福祉センター建設工事費など歳入歳出二三億六一一九万円を増額補正する、平成元年度一般会計補正予算を可決した。

議員提出議案九件を審議し、いずれも可決した。特に、「四割台の得票で、八割の議席を占められる小選挙区制の導入」に対し「小選挙区制の導入に反対する意見書」を可決し、総理大臣に送付した。政府の市街化区域内農地の宅地並み課税の意向に対し、「長期営農継続農地制度・相続税等納税猶予制度の堅持ならびに都市農業確立施策についての意見書」を可決し、関係大臣に送付した。

一般質問は、九人の議員から「リサイクル運動に対する姿勢について」、「ナショナルトラスト運動の展開について」、「在宅福祉推進について」、「まちづくりの基本的な考えについて」、「駐輪場の確保について」などが質問された。

平成二年第一回定例会は、三月六日から二十三日までの

一回定例会 一八日間の会期で開催された。本会議初日に、吉尾市長が「平成二年度における基本施策」を表明し、「人への思いやりを基調として、深大寺の森や多摩川の水の流れを生かすなど、調布らしさを求めつつ、整った都市環境の上に、潤いのある文化の花開くまちづくりの達成のため、積極的な予算を編成致しました」と述べた。

市長提出議案三七件を審議し、いずれも可決した。予算総額五三三億二七四万円の平成二年度一般会計予算を、日本社会党を代表して熊澤議員の「土木費偏重の財政構造は依然として平成二年度も引き続いております」との反対討論、公明党を代表して奥山議員の「市民の多様なニーズにこたえ、市民生活の向上に臨む市長の意気込み」との賛成討論、日本共産党を代表して入江議員の「憲法が保障した生活保護負担金は、前年度を下回っており、生活保護者への苛酷な締めつけは必至であります」との反対討論、民社党を代表して山口議員の「市政全般にわたって新規事業やレベルアップ事業を配置した積極的な施策の展開が伺える」との賛成討論、自由民主党を代表して関口（昌）議員の「市民の福祉向上に向けて積極的に予算編成された」との賛成討論のあと、起立多数で可決した。このほか、五件の特別会計予算を可決した。

そして、高齢者福祉を推進するために、「調布市高齢者入院看護料資金貸付基金条例」、「調布市在宅高齢者介護休養手当条例」、「調布市高齢者入院看護料資金貸付条例」、「調布市特殊疾病患者福祉手当条例」をいずれも可決した。また、市長の諮問に答申する「調布市生涯学習推進協議会条例」を可決した。

さらに、吉尾市長の「世界各国の人々との友好、発展の“かけ橋”と

して市民レベルの国際交流を通じ、連帯を深め、平和で文化的な国際都市の実現を目指す「一翼を担う」ためとの提案理由の「国際交流平和都市宣言」を満場一致で可決した。

国際交流平和都市宣言

調布市国際交流平和都市宣言

世界には たくさんの国があり、
その国には それぞれに人が生きている。
赤ちゃんもいれば、お年寄りもいる。
言葉や文化の違いはあっても、
みんな仲良く生きたいと思う。

調布の人も、そうでない人も、
日本の人も、そうでない人も、
いま 私たちは世界にとびたつ。
いま 私たちは世界の人を迎える。

地球には たくさんの方が生きている。
みんな平和に生きたいと思う。
きっとそうなる、きっとできると

私たちは 宣言する。

平成二年三月二十三日

調布市

出所：『市報ちょうふ』平成二年四月五日・第七九九号

議員提出議案五件を審議し、いずれも可決した。特に、再び「消費税の見直しの撤回と廃止を求める意見書」を可決し、本島長崎市長に対する短銃狙撃に対して「長崎市長に対する暴力行為に抗議し自由と民主主義を守る意見書」を満場一致で可決し、関係大臣に送付した。

市長の施政方針に対して行われる代表質問が五会派から行われ、「市長が、四年前公約した政治姿勢について」、「調布の立地特性からのまちづくりの基本的考え方について」、「ごみ対策のビジョンについて」、「婦人施策の発展について」、「生涯学習社会の形成について」などが質問された。

一般質問は、五人の議員から「食品の安全行政について」、「過大校解消と小・中学校の適正配置について」、「基金行政のあり方について」などが質問された。

平成二年第 二回定例会 平成二年第二回定例会は、六月五日から十二日までの八日間の会期で開催された。この定例会では、津金議長、

横山副議長の辞職願が許可され、正副議長の選挙が行われた。選挙は指名推選の方法で行われ、議長に関口昌昭議員（自由民主党）、副議長に再び横山薫子議員（日本社会党）を選出した。議会選出の監査委員に続けて奥山繁議員（公明党）の選任に同意した。任期満了に伴う常任委員会委員、各種組合議会議員、委員会委員などの選任が行われた。

市長提出議案一〇件を審議し、可決した。特に、公共施設建設事業基金積立金など五億七七一〇万円を増額補正する平成元年度一般会計補正予算と「調布市税賦課徴収条例の一部を改正する条例」の専決処分を承認した。

議員提出の議案八件を審議し、七件を可決した。特に、全国的に悪質な不法投棄に対し、「産業廃棄物処理に関する意見書」を満場一致で可決し、三年ごとの固定資産税評価替えを前にして「固定資産税の評価替えと相続税の軽減を求める意見書」を可決し、関係大臣に送付した。また、「すべての国民が生活にゆとりを持ち、充実した自由な時間と潤い

のある生活を送ることができるように」との「ゆとり宣言の決議」を満場一致で可決した。

一般質問は、四人の議員から「余裕教室の活用について」、「国旗・国歌おしつけに対する市の総括的判断について」、「職業観・目的意識を持つための教育について」などが質問された。

平成二年第一回臨時会は、一般会計補正予算を付議事件一回臨時会として招集され、八月二日、会期一日で開催された。一億一八五〇万円を増額し、狭あい道路整備協力奨励金制度の関係経費増額などを行う平成二年度一般会計補正予算を審議し、満場一致で可決した。

平成二年第三回定例会は、九月十一日から二十一日まで三回定例会の二日間で開催された。市長提出の議案二〇件を審議し、可決した。特に、北部地域にデイホーム・サービス事業の実施に係る経費など二億二八八万円を増額補正する平成二年度一般会計補正予算を満場一致で可決した。また、平成元年度水道事業会計決算を満場一致で認定した。

議員提出の議案九件を審議し、すべてを可決した。平成二年八月、イラク軍がクウェートに侵攻し、原油価格は急騰する。それに対して「イラク・クウェート問題に関する意見書」を可決し、同時に市民生活の影響について「石油製品等の便乗値上げ防止に関する意見書」を満場一致で可決し、関係大臣に送付した。また、請願を採択し、「米市場開放阻止、農業基本政策強化に関する意見書」を可決し、関係大臣に送付した。

一般質問は、一〇人の議員から「放置自転車・バイクの路上乗り捨てに対する対応と問題点について」、「国・都に対する対応の基本的考えに

ついて」、「社会保障の将来について」、「ゴミリサイクル都市宣言について」、「女性総合センターの建設について」などが質問された。また、調布飛行場問題について、二人の議員から「緊急質問」が行われた。

平成二年第四回定例会は、十二月六日から十八日までの四回定例会の三日間の会期で開催された。各会計決算など市長提出の議案三〇件を審議し、可決した。特に、歳入総額五三七億一五七三万円・歳出総額五二五億五五二万円の平成元年度一般会計決算を、熊澤議員の「し尿処理費、あるいは老人入浴などの有料化、保育料の値上げなどあります」との反対討論、山口議員の「目標に向けた多面にわたる施策の展開が図られた」との賛成討論、入江議員の「高齢者など生活保護世帯に対する締めつけがいかにか苛酷なものであるか」との反対討論、遠藤衛議員（自由民主党）の「(仮称)市民プラザの建設構想の実現や高齢者社会対策、教育施設の充実など、市民生活に密着したまちづくりを積極的に推進した」との賛成討論のあと、起立多数で認定した。このほか四件の特別会計決算を認定した。また住民情報システム開発経費など九億三四〇二万円の増額補正する平成二年度一般会計補正予算を満場一致で可決した。

議員提出になる議案九件を審議し、八件を可決した。特に、湾岸戦争との関連で自衛隊の「海外派兵反対に関する意見書」を可決し、「公害の防止に係る国の財政上の特別措置に関する法律の期限延長に関する意見書」、地価高騰のなかで「固定資産税評価替えに伴う負担調整等に関する意見書」を可決し、関係大臣に送付した。

一般質問は、八人の議員から「甲州街道フェスティバルについて」、「登校拒否の予防措置について」、「中学校の授業へのデイベート採用に

ついで、「環境都市宣言について」、「米飯給食について」などが質問された。

平成三年第一回臨時会は、議員の招集請求（定数の四分一回臨時会の一以上）により、議員提出による意見書一件を付議事件として招集され、二月十五日会期一日で開催された。

湾岸戦争も激しくなり、「湾岸戦争の即時停戦と早期平和的解決の努力を求める意見書」を起立多数で可決し、総理大臣などに送付した。

平成三年第一回定例会 この第九期の議員の最後になる平成三年第一回定例会は、一回定例会 三月五日から二十日までの一六日間の会期で開かれた。

本会議初日、吉尾市長は「平成三年度における基本的施策」のなかで「清潔な市政」「公正な市政」「信頼していただける市政」を不動の理念に据え、初志貫徹の精神で市民福祉の向上に向けて最大限の努力を傾けてまいる」と述べた。

各会計予算など市長提出の議案三七件を審議し、いずれも可決した。特に、予算総額五七七億三七四万円の平成三年度一般会計予算を、日本社会党を代表して熊澤議員の「公共施設建設事業は理解するが、財政調整基金まで取り崩す必要があったのか」との反対討論、公明党を代表して奥山議員の「実施計画の事業化、あるいは市民ニーズの具体化、大変な作業であった」との賛成討論、日本共産党を代表して入江議員の「最低生活を強いられている生活保護者に対する苛酷な締めつけは必至であります」との反対討論、自由民主党を代表して津金議員の「市民の福祉向上に向けて積極的に予算編成がされた」との賛成討論、民社党を代表して山口議員の「市政全般にわたり新規事業やレベルアップ事業を配置して積極的な施策の展開を目指している」との賛成討論のあと、起立多

数で可決した。このほか五件の特別会計予算を可決した。

また、「国際交流事業を円滑かつ効率的に推進するための財源を確保するため」の「調布市国際交流基金条例」を満場一致で可決し、そして「地球環境保全事業の推進に必要な資金を充てるため」の「調布市地球環境保全基金条例」を満場一致で可決した。

議員提出の議案六件を審議し、いずれも可決した。特に、老人医療費を引き上げる法案に対し「老人保健法の改悪に反対する意見書」を可決し、さらに「子ども権利条約批准等の促進に関する意見書」を満場一致で可決し、関係大臣に送付した。

市長の基本的施策に対して行われる代表質問は、五会派から「今年度予算について」、「福祉サービスの基本的な考え方について」、「今後の社会福祉協議会について」、「まちづくりについて」などが質問された。

一般質問は、四人の議員から「地域保健医療計画の策定について」、「お年寄りの入院見舞金制度の実施について」などが質問された。

第二節 基本構想の策定と都市づくり

一 第三次基本構想の策定

昭和四十四（一九六九）年、住民に最も身近な市町村の行政運営の基
本を定め、総合的、計画的な行政運営を図るため、地方自治法が改正さ
れている。この改正により、その第二条に「市町村は、その事務を処理
するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画
的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうよう
にしなければならない」（第五項、現四項）との項が加えられている。

第三次基本 すでに調布市では第一・二次基本構想を策定し、まちづ
構想策定 くりに取り組んできたが、第二次基本構想の目標年次（昭
和六十五年）を目前に控えた、昭和六十三（一九八八）年七月、市は、
基本構想を中心とした総合計画策定の方針を決定するとともに、庁内に
助役を議長とする「調布市企画会議」と同時に「基本計画策定プロジェ
クト・チーム」を発足させている。

そして、同年八月に市政に関する市民意識調査、十月に人口動向分析
調査、十一月に総合計画基礎調査などを実施している。翌平成元（一九
八九）年一月、専門的な助言指導を受けるため「調布市総合計画策定推
進委員会」（委員八人）を設置した。また、同時に昭和五十三（一九
七八）年から継続的に設けられている「第八期まちづくり市民会議」に、
基本構想と基本計画を諮問した。この第八期まちづくり市民会議は、全
体会議を都合七回開催し、五月に基本構想（試案）の答申を行っている。
時を同じくして、総合計画策定推進委員会においても基本構想がまと

められている。吉尾勝征市長は、この調布市基本構想を、議会の各会派
に説明したあと、平成元（一九八九）年第二回定例会に提出した。

基本構想の 吉尾市長は、平成元（一九八九）年第二回定例会に計画
審議・議決 目標を平成十三年次、推計人口を二五万とする基本構想

を提案し、その提案理由として、「二一世紀を間近に控えた今日、市民
を取り巻く生活環境や都市環境は、従前の予測をはるかに超えて急速に
変貌しつつあります。また、国際化が進む中で、長寿社会、高度情報社
会の進展と合わせて価値の多様化が進んでおり、さらには都心における
急速な都市の再編成や周辺地域でのニュータウンの熟成と業務都市の形
成などから、調布市はこれまで以上に都市的変貌の波にさらされるもの
と予測されます」と述べている。

この後、基本構想は全員協議会で検討、協議された。全員協議会は、
平成元年六月十三日に開かれ、熊澤武司議員（日本社会党）は「基本構
想という調布市の憲法を決めるには、大変短い期間のものだったのでは
ないか」と質問した。これに対して、佐藤企画調整部参事は「期間、あ
るいは手続きの問題等につきましては、基本的には最大限努力させてい
ただいた」と答えている。同じ六月の本会議では、全員協議会の審査報
告は省略され、討論に入った。熊澤議員の「何をいわんとしているのか、
市民の前に具体的に見えてこないというのが率直な感想であります。市
民のだけれどもわかる方向性にすべきである」との反対討論、園田治夫議
員（公明党）の「『すてき』という言葉の裏にある、より強い主体的な
意思を高く評価するものであります」との賛成討論、任海千衛議員（日
本共産党）の「産業優先で市民が住みにくくなる」との反対討論、山口
茂議員（民社党）の「人間優先の精神をまちづくりの基本に据えて、人

と自然と都市が見事に調和する基本方向」との賛成討論、関口昌昭議員（自由民主党）の「将来に向けて必要な施策展開の基本方向を……適確にとらえられている」との賛成討論が行われた。この後、基本構想の採決に入り、起立多数で可決している。

基本構想は、まちづくりの基本的な考え方として、**基本構想の概要**

「自立性を高めて活力あるまちをつくる」、「快適さをひろげて魅力あるまちをつくる」、「交流を深めて飛躍するまちをつくる」をあげ、「市民・関係団体・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となって、持てる力を総合的に発揮してまちづくりを進めていきます」と述べている。そして、この基本構想はまちづくりを総合的に進めるための活動の指針であると位置づけられている。

そして、この基本構想の目標年度は、平成十三年度とし、人口規模はおおむね二五万人を基本目標としている。将来の都市像を「すてきにくらしい・愛と美のまち調布」と定め、①ゆたかな文化と人を誇れるまちづくり、②心がかよう幸せあふれるまちづくり、③くらしよく活気に満ちたまちづくり、④うるおいとくつろぎのあるまちづくり、⑤美しく調和のとれたまちづくり、⑥ふれあいの輪がひろがるまちづくりの六本の柱を基本方向に据えている。

そして、この基本構想を実現するためには、「行政のみの努力で達成できるものではなく、市民参加を進めるなかで、市民・関係団体・行政がそれぞれの役割を分担しながら、調布市の総力を結集していくことが大切です」としている。また、基本計画、実施計画を策定するとしている。

基本構想の策定と同時に進められた基本計画は、基本構想に定める将来の都市像「すてきにくらしい・

基本計画の概要

愛と美のまち調布」を実現するため、各行政分野における施設・事業を総合的に、長期的に、計画的に行うものである。

この基本計画の策定過程において、平成元（一九八九）年十一月、第八期まちづくり市民会議は、市長の諮問に答えて、基本計画（試案）に意見と要望を提出している。意見と要望は、①教育文化について、②生活環境について、③社会福祉について、④都市環境についての四項目にそれぞれ付けられ、八つの意見と四九項目の要望に及んでいる。市長は今後の計画作りに反映させるとしている。

これらの意見と要望などを踏まえて策定された基本計画は、平成二年度を初年度とし、平成七年度までの六カ年計画であり、実効性を高めるため、前期（平成二～四年度）の三カ年と後期（平成五～七年度）の三カ年に区切っている。人口規模はおよそ二万人を想定している。

基本計画に提示された六本の基本計画事業予算は表4-14に示した。なお、予算総額は、前期四四六億円、後期七三〇億円、あわせて一、一七七億円である。主なものは、①ゆたかな文化と人を誇れるまちづくりでは、（仮称）市民プラザの建設が約二三〇億円、実篤記念館資料館の新設が約五億円余り、②心がかよう幸せあふれるまちづくりでは、特別養護老人ホームの建設が約二六億円余り、成人病検診の充実が約一九億円、がん検診の充実が約一七億円、③くらしよく活気にみちたまちづくりでは、産業振興センターの設置が約一九億円、④うるおいとくつろぎのあるまちづくりでは、多摩川緑地の整備が約二四億円、ごみ焼却場の整備が約一四億円、リサイクルセンターの整備が約一五億

表4—14 基本計画の事業予算（平成2～7年度）

（単位；百万円）

事業	前期	後期	計
	平成2～4年度	平成5～7年度	
① ゆたかな文化と人を誇れるまちづくり	19,224	23,926	43,150
② 心がかよう幸せあふれるまちづくり	4,605	7,838	12,443
③ くらしよく活気に満ちたまちづくり	539	2,456	2,995
④ うるおいとくつろぎのあるまちづくり	6,939	13,180	20,119
⑤ 美しく調和のとれたまちづくり	13,109	24,870	37,979
⑥ ふれあいの輪がひろがるまちづくり	196	823	1,019
合計	44,613	73,095	117,708

出所：『調布市総合計画』

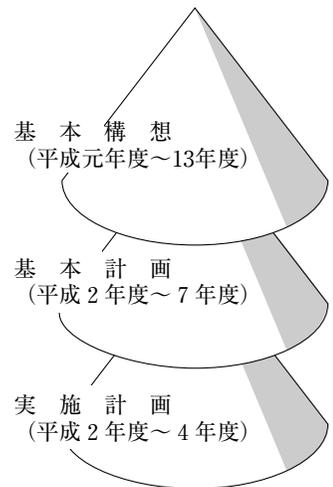


図4—1 総合計画の構成

二 市の組織改革と土曜（第二・第四）閉庁へ

年号が「昭和」から「平成」に変わる頃より、「小さな政府」の実現を目指す国の行政改革において、「規制緩和」と「地方分権」の二つの政策が採られている。

この期には、地方もバブル経済がピークに達する中で、厳しい行財政改革を迫られた。当然、調布市も例外ではありえない。昭和六十二（一九八七）年四月、市の職員定数を一五人減じて、一四三五人にし、内部の定数変更で対応している。

市の組織改革

吉尾市長は、平成元（一九八九）年第一回定例会に、「調布市組織条例改正案」を提出した。その提案理由において吉尾市長は、「市の組織が多様化する市民の要求に効率的かつ柔軟に対応できるよう改めることを基本理念といたしました。中でも、道路づくりを主体とした都市整備とうるおいのある文化の花開くまちづくりの推進体制を強化するものであります」と述べている。

この組織条例改正案は、総務委員会に付託され、審査され、定例会の最終日に、遠藤衛総務委員長の報告のとおり、他の八件とともに一括採決され、満場一致で可決された。そして、平成元年四月一日より施行された。昭和六十年以来の組織改革である。これにより、従来の一〇部五三課一一八係から一〇部五一課一一三係一本部となっている。

組織改革の目玉として、まず、市民のかつてない文化的要求の高まりに対応するため、新たに設置する文化振興課と婦人課、グリーンホール

本市は、平成二年三月、基本構想と基本計画、その後策定された平成二年度から四年度まで三カ年の実施計画を合わせて「調布市総合計画」として取りまとめ、公表している。この総合計画の構成は、図4—1に示した。吉尾市長は、「これまで培ってきた歴史や文化遺産を受け継ぎ、福祉と教育、文化など市民の暮らしを重視した施策を位置づける」と述べている。

との三課で構成する「生活文化部」を新たに設け、生活のなかから生まれる文化を大切にするとしている。従来の都市整備対策室を発展的に解消し、調布駅北口周辺地区、国領駅周辺地区などの整備、京王線の線増連続立体交差事業を強力に推進するため、「開発事業本部」を設けている。

また、従来の「社会福祉部」は「福祉部」に、「生活環境部」は「環境部」に改められ、「都市整備部」と「建設部」は統合されて「都市建設部」になっている。そして、市民文化のあり方を追求し、行政の中で国際交流、平和、姉妹都市交流などすべての事業を文化の視点でとらえ、調整するために「文化振興課」が設けられている。「市報ちようふ」は「組織改革特集号」（平成元年四月一日号・第七六三号）を組み、「新しい組織でスタート 都市基盤整備と文化振興の推進体制を強化」と報じている。

また、平成三（一九九二）年第一回定例会で、再び「調布市組織条例」が改正され、四月一日から施行された。この改正により、従来の「婦人課」が「女性課」に、「老人福祉課」が「高齢者福祉課」に、「土木課」が「みちづくり課」に、さらに「都市計画課」が「都市計画係」になっている。

土曜（第二） 我が国の勤労者の労働時間は、フランス、ドイツなど**第四）の閉庁** 欧州諸国に比べ年間三〇〇〇〜五〇〇〇時間も長いとされ、しかも欧州諸国の労働時間はさらに短縮される方向にある。そして、これが一つの国際的な経済摩擦の要因といわれている。

政府は、国際協調を図るため労働時間の短縮に努めている。そこで、国家公務員法など関連法令を改正し、平成元年一月から、中央省庁など国の行政機関の隔週土曜の閉庁を開始している。また、全国の金融機関

の土曜全体、すなわち週休二日制が、同年の二月から始まっている。

地方公務員については、昭和六十三（一九八八）年十二月、地方自治法（第四条の二第二項）が改正され、一月一日から隔週土曜の閉庁が施行された。これにより、地方公共団体は、条例により毎月の第二土曜日、第四土曜日の閉庁を始めている。

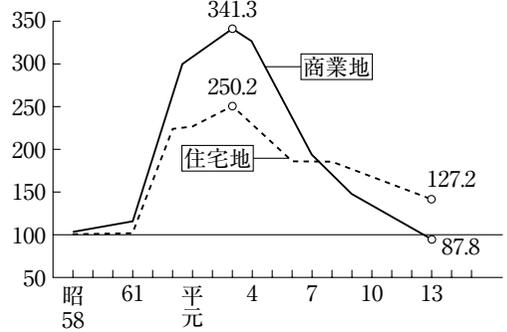
吉尾市長は、先の市の組織条例改正案と同じ平成元年第一回定例会に、「調布市の休日に関する条例案」を提出した。吉尾市長は、提案理由で「市民サービスの向上などにつきましては、今後とも十分留意いたしまして、この条例の運用を図ってまいる所存であります」と説明している。

この条例案は、市の組織条例改正案と一括採決され、満場一致で可決され、平成元年四月一日から施行されている。

なお、平成四（一九九二）年五月から国の行政機関は、毎週土曜日を閉庁して、完全週休二日制を実施することになる。そして、調布市役所も、同年八月から完全週休二日制となる。さらに、九月から公立学校の第二土曜日が休みとなり、学校も週休二日制に向かって進むことになる。

三 土地高騰の問題

昭和五十（一九七五）年代の後半から、「バブル（泡）経済」といわれるように諸物価が異常に高騰し始めた。特に、土地は高騰し、首都圏の土地の公示価格は、昭和五十八（一九八三）年を一〇〇とした指数で見るとピーク時の平成三（一九九二）年、住宅地は二五〇、商業地は三四一となっている（図4-2）。土地は必ず高騰するという、いわゆる土地神話などがマスコミを賑わしていた。調布市の土地高騰には、さら



出所：日本経済新聞 平成13年3月26日

図4-2 首都圏の公示地価（昭和58年=100）

に、当時有楽町にある東京都庁が副都心の新宿に移転するとの決定が加わった。なお、都庁は、平成三（一九九一）年四月に新宿に移転している。

土地高騰と 吉尾市長は、昭都市づくり 和六十二（一九

八七）年第一回定例会における、市政の基本方針（施政方針）の中で、税制改革、円高不況に加え、「異常な地価高騰など、市の守備範囲を超えた課題」と述

第三セクターの導入、あるいは都市再開発事業や土地基盤整備の促進を図り、地価高騰のショックを最小限に抑える努力を今後とも進めてまいると答えている。

この第二回定例会で「良好なまちづくりを進めていく上で大きな障害となる」旨の「地価高騰抑制対策を求める意見書」を満場一致で可決し、内閣総理大臣をはじめ、関係行政庁に提出している。

翌第三回定例会で、田中秋男議員（自由民主党）は、「地価の高騰が市民生活や公共施設の整備事業に対し、どのような影響を及ぼし、どのような対策を必要としているのか」と質問した。これに、吉尾市長は、「特に昨今の土地の急騰が地方自治体をお預かりするわたしたちもといましては、これからの都市基盤整備事業を中心とする諸行政を進めていく上においては、全く予期もしなかった大きな課題が出現したということ率直に申し上げなければならないと思います」と、強い戸惑いを表明している。

さらに、土地高騰について、昭和六十三年第一回定例会の施政の基本方針において、吉尾市長は、「本市は、地価の高騰による用地取得困難や都市計画税負担の軽減の新たな問題を抱えつつ、国、都の動向に目を向けるとき、地方自治体の自主性と勇気ある決断を求められるという状況下にあります」と述べている。

再び、山口議員は、土地高騰に関し、「基本的な考え方」を質問し、吉尾市長は「一自治体だけで解決できない問題」（平成元年第四回定例会）と、土地問題に対する市の対応には限界があると答えている。

固定資産の評 市町村の自主財源である固定資産税は、三年に一度土地
価替え問題 地の評価替えを行い、その評価額にしたがって税率を

べ、「最近の地価の高騰は、まさに異常な状態にあります。私は、高騰する地価が市政に与える影響を、単に公用地の取得を困難にするという面ばかりではなく、良好なまちづくりを進めていくうえでの問題として受け止めております」と、市政、まちづくりに大きな影響があると述べている。

そして、この期に入って最初の昭和六十二年第二回定例会において、山口茂議員は、「地価の異常な高騰は、市民生活と都市基盤の整備を中心とした市の事業両面に極めて暗い影を落とすこととなりますが、このことについて、行政としてどのように考察し、対処されようとしているのか」と質問した。これに、加藤都市整備部長は、「この条例（東京都土地取引適正化条例）に基づく価格指導を厳正に行うことによって、即時的、迅速的な対応をまいりますとともに、今後買取制度の活用、

掛けて決定される。昭和六十三年度はその評価替えの年に当たっている。

昭和六十二年第二回定例会で、山口議員は、「明年には、三年に一度の固定資産の評価替えを控えているわけでございますので、調布市としての評価替えに対する取り組み方の基本をお伺いしておきたいと思えます」と質問した。これに対して、石坂市民部参事は、「最近の都心部をはじめ区部に隣接した市周辺の土地取引の実態を見ましても、その高騰は異常なものがございます。こうした要素を税負担と直結する固定資産評価額に反映させることは、適当ではないと考えられます」と答えている。

また、同年第三回定例会で、任海干衛議員は、「異常な地価高騰が固定資産税・都市計画税にはね返るならば、多少の調整措置や激変緩和措置をとったにしても、住民負担が耐えられないところまで高まり、生活と営業を直撃することは必至であります」と質問した。吉尾市長は、これに、「本年当初の市議会におきましても、この異常な取引の実態が評価替えに反映しないで済むよう努力してまいる所存とお答えいたしました。今後とも引き続き努力してまいりたい」と答えている。加えて、石坂市民部参事は「地方税という現行法制の枠組みの中で実施されていることを、ひとつ御理解いただきたいと思えます」と答えている。

そして、この昭和六十二年第三回定例会において「市民の税負担は著しく増大し、市民生活に壊滅的な影響を及ぼす」として、「固定資産の評価替えに関する意見書」を満場一致で可決し、関係行政庁に提出している。

政府は、昭和六十二年十二月、昭和六十三年度税制改正を決め、「新

評価額（昭和六十三年一月一日現在）は、昭和六十二年分の課税標準額に対する上昇率に応じて定める負担調整率を毎年度、前年額の税額に「乗じて求める」としている。簡単に言えば、急激な上昇を避けるため三年間で段階的に引き上げる負担調整措置を講ずることになった。

この問題は、土地が急騰したり、急落した場合に必然的に発生する問題であった。三年後の平成二（一九九〇）年第一回定例会において、任海議員は、「前回の評価替え以降、調布市でも二倍、三倍に引き上げられた地価価格が固定資産税、都市計画税にどう影響を与えるか」と質問した。これに、吉尾市長は、「土地の急騰が即固定資産評価にもろにぶつかることのないよう配慮しながら対応してまいりたい」と答えている。

その後第二回定例会で、「過大な額の固定資産税が住民や中小商業者にかげられることになり、暮らしや営業を大きく圧迫する」旨の「固定資産税の評価替えと相続税の軽減を求める意見書」を可決し、関係行政機関に提出している。

しかしながら、平成二年第三回定例会で、「固定資産税、都市計画税の負担軽減を求める請願」は、阿部哲史議員（日本社会党）、入江一郎議員（日本共産党）により採択の主張があったが、継続審査となった。第四回定例会に、同趣旨の「固定資産税、都市計画税の評価替えに関する請願」が提出されたが、先の請願とともに継続審査に付された。この期の議員の任期最後の平成三（一九九二）年第一回定例会において、これらの請願は、先の阿部議員、入江議員の採択の主張にもかかわらず、関口（武）総務委員長報告のとおり、いずれも不採択と決定された。

四 駅周辺のまちづくり

調布市の市域を東西に貫通する私鉄の京王線には九つの駅がある。通

勤、通学、その他日常生活に欠かせない駅の周辺地域の整備は、市のま
ちづくりにとって重要な位置を占めている。

吉尾勝征市長は、昭和六十二（一九八七）年第一回定例会における施
政方針の中で都市基盤整備の主要な施策として、①調布駅北口周辺地区
の整備、②国領駅周辺地区の再開発、③飛田給駅周辺地区の再開発の三
カ所を挙げている。

調布駅南口 その後、調布駅南口周辺地区の整備、特に市役所に隣接
周辺の整備 する、徳力精工株式会社工場敷地問題が急浮上してき

た。昭和六十三（一九八八）年第三回定例会で、漁郡司議員（日本社会
党）は、「徳力跡地の用地取得に向けて、調布市はどんな基本姿勢のも
とにどのように取り組まれてきたのか」と質問した。これに対して、吉
尾市長は、「今世紀最大の事業ともなり得べく重要な施設であります」
と述べている。また、同年の十一月の全員協議会では「調布市の顔、い
や多摩地域の心となり得る諸条件をそなえた地域でもあり」と、その重
要性を強調している。

この徳力精工の工場用地は、調布駅にも近く、公共施設にも最適な地
域であり、市は、二〇年ほど前から、工場を移転する場合には公共用地
に提供して欲しいとの意向を示してきた。なお、工場用地の面積は
七・七ヘクタールである。

その後、昭和六十二年一月、三菱地所から国土法に基づく届け出があ
り、三菱地所は徳力精工の工場跡地を全部利用しての事業計画案を立て
ていた。このため、市は工場跡地の一部を割愛して欲しい旨を申し入れ
たが、拒否されていた。六十三年に入り、三菱地所は、用途地域等の変
更を前提条件に、協議に応じる意向を示してきた。

市民プラザ構想

最終的に、市は、工場跡地を住宅地域から商業地域
に地目変更し、その工場跡地の約三分の一、約四、

二〇〇平方メートル（道路用地七〇〇平方メートルを含む）を五三億九
〇〇〇万円で、その借地権を取得した。同時に、取得した工場跡地の利
用計画（地区計画）案も策定していた。その中心に、「市民プラザ構想」
を打ち出し、中央公民館、中央図書館、保健センターなどを計画してい
た。

昭和六十三年第三回定例会で、漁議員は、「事前の対応の中で、議会
への説明、合意形成、協力的体制づくりが果たしてどこまでなされたで
しょうか」と質問した。これに、吉尾市長は、「ただあの土地が十月ま
でにタイムリミットですよといわれるときに、手をつけないで、では無
理だからやめたというよりは、こういう事情にあるということを議会の
皆さんや市民の皆さんに知っていたら、なおかつ施設計画に盛りられ
ているものは、市民の福祉や文化をたかめるための施設なんだから御理
解がいただける道があるかどうか、それを勉強しながら努力をしてみよ
うということ、今庁内を奮起させているさなかでございます」と、時
間的制約のある中で、議会への説明は難しかったと、また、そのうち全
員協議会において説明したいと答えている。

同じ、定例会における任海議員の図書館、公民館を含む「文化プラザ
構想」についての質問に、吉尾市長は、「総体的な意味合いでは一九万
市民に大きな意味での合意がいただける施設計画であると信じておりま
す」と答えている。

市は、このあと、昭和六十三年十月、市民のライフステージに応じた
学習、文化活動の場とした複合施設としての「調布市市民文化プラザ（仮

称」の基本方針を決めている。平成元（一九八九）年七月に策定された「すてきにくらしたい・愛と美のまち調布」を都市像とする基本構想のシンボルとして、「市民文化プラザ（仮称）」の基本計画が「市報ちゅうふ」（平成元年七月五日号〈第七七三号〉）に発表された。

市民文化プラザは、地上二階、地下三階、総床面積約三万二、五〇〇平方メートル、高さ約五八メートルで、「平成五年度完成に向けて計画しています」と報じられている。具体的な施設としては、図書館、公民館、視聴覚センター、ホール、ギャラリー、市民ロビーなどが計画されている。

その後、平成三（一九九一）年四月五日の「市報ちゅうふ」（第八三〇号）は「市民文化プラザの基本設計決まる」と一面で報じている。この市民文化プラザは、総床面積約三万平方メートル、地上二階、地下三階、敷地面積約六三〇〇平方メートルで、低床棟、ホール棟、高層棟の三棟により構成される。主な施設として、健康センター（低床棟一〜四階）、劇場ホール（ホール棟二〜五階）、展示・ギャラリー（ホール棟一階）、エントランスホール（高層棟一〜三階）、図書館機能（高層棟四〜六階）、視聴覚センター機能（高層棟八〜九階）、公民館機能（高層棟一〇〜一一階）などである。

なお、この市民文化プラザの名称は、市民から公募し、「調布市文化会館たづくり」と決定し、約三三〇億円の事業費で平成七（一九九五）年二月に竣工する。

用途地域 平成元（一九八九）年十月に、昭和五十六（一九八一）

区の改正 年四月以来全都一斉に用途地域地区等が改正され、施行された。同時に、建ぺい率等も改正された。たとえば、第一種住居専用

地域の建ぺい率三〇％、容積率六〇％は住宅地で建ぺい率六〇％、容積率二〇〇％に改定されている。また、市民文化プラザ計画を含む、小島町二丁目地域地区計画が都市計画決定された。そして、都市計画道路の名称（特に路線番号）が変更になった。

その他の駅前 昭和六十三年第一回定例会の市政運営の基本方針の中心で、吉尾市長は、調布駅北口周辺地区の整備に加え、

周辺の整備 「さらには、国領駅周辺の再開発につきましては、西地区の都市計画決定の実現を目指し、加えて、南地区の準備組合設立に向けて意向醸成に努めてまいります。また、仙川駅、京王多摩川駅、飛田給駅、西調布駅などの他の各駅につきましては、地域の方々が中心となってまちづくりを進めていただけるよう積極的に支援する」と表明している。

そして、平成二（一九九〇）年第二回定例会において飯野久子議員（日本共産党）は、「国領西地区再開発は、計画づくりからの住民参加はどうだったのか、何か問題はなかったのか」と質問した。これに、吉尾市長は、「議会での御指導は御指導としてうけとめさせていただきましたけれども、どうぞ温かい目で間接的に御指導いただければと思っております」と、質問には明確に答えていない。さらに、小嶋開発事業本部長は、「地区の発展と京王線高架関連事業の整備推進を目的として協定書も交わしております。地元説明会や話し合いを行い、昭和六十三年三月、市の都市計画審議会に諮問し、答申をいただいたところであります」と、具体的に答えている。

平成三年第一回定例会の平成三年度の基本的施策の中で、吉尾市長は、「モデル地区として国領駅周辺の各地域での事業の推進に鋭意取り組んでいるところではありますが、関係利権者の基本的合意を頂き、その

実現に一歩前進させたいと考えております」と述べ、さらに、「仙川駅周辺地区におきましては、地区計画を活用してまちづくりを行えるよう合意形成を図ってまいりましたが、駅前を通る南北道路をはじめとする区画道路を整備することにつきましては、大筋において関係者の御理解が得られたところであります。調布駅北口地区等々につきましても、市民の皆様ともども研究、協議を進めてまいります」と表明している。

五 飛行場跡地の問題

調布市の北西に位置し、府中市、三鷹市の三市にまたがる「調布飛行場」(基地)の跡地利用の問題は、昭和四十八(一九七三)年に米軍から返還されて以来、国、都と三市にかかわる大きな問題となってきた。調布基地の跡地の面積は、二〇三・六ヘクタールであり、このうち国有地〇・六ヘクタール、都有地一四二・九ヘクタールである。

そして、昭和六十一(一九八六)年十一月、東京都が、調布、府中、三鷹の三市の市長と議長によって構成される「調布基地跡地対策連絡協議会」(通称・六者協)に「調布基地跡地利用計画」(案)を示した。これにより、跡地利用計画は新しく動き始める。

跡地利用計画案

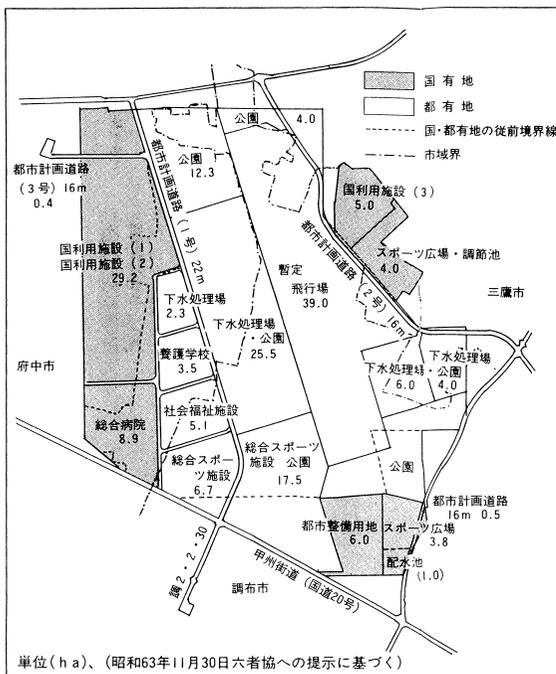
この期の始まる前の昭和六十二年第一回定例会における六十二年年度の施政方針の中で、吉尾市長は、「本市の土地利用を左右し、二十一世紀に向けたまちづくりに大きなインパクトを与える課題に、調布基地跡地の早期有効利用があります」と、跡地問題の大きさを述べている。

三市からの要請で、東京都は、昭和六十三年十一月基地跡地の利用や整備計画の大綱を六者協に示した。しかし、平成元(一九八九)年第一回定例会の元年度施政方針の中で、吉尾市長は、「地元三市の要望書を

とりまとめ、都知事あてに要請したところ、一定の回答が示されました。その内容は、跡地利用の大綱を合意するには至らない大変厳しいものでありました」と、都と三市の考えが大きく異なると述べている。

その後、東京都は、平成二年五月、六者協に跡地利用の計画と飛行場整備方針を示した。跡地の利用計画案は、図4-3のとおりである。この案は、府中市の区域に東京外国語大学、警察大学など、三鷹市の区域に航空宇宙技術研究所、調布市の区域は、当面、施設計画を留保する。都は、野川公園、府中基地跡地、調布基地跡地などの緑のオープンスペースを有機的に結び、教育、文化、スポーツ施設を配置した「武蔵野の森」を完成するというものであった。

その具体的な内容は、①全国的な大会が可能な総合スポーツ施設の建



出所：『市報ちょうふ』平成2年5月20日・第802号

図4-3 土地利用計画案

設、②体育高校の設置、③高度処理の流域下水処理場の建設、④府中養護学校の移転、⑤重度の精神薄弱者の福祉施設の建設、⑥特養老人ホームなどの施設用地の提供、⑦総合病院の誘致などである。なお、これらの土地利用計画がほぼ決定するのは、平成五（一九九三）年になってからである。

飛行場の位置づけ

この飛行場の跡地利用問題は、現在の調布飛行場の位置づけの問題と密接に関連するものであった。特に、この期は大きな問題になっている。

現在、暫定使用中の調布飛行場について、昭和六十二年第四回定例会で、阿部議員は、「全面撤去、全面移転問題についてお伺いします」と質問した。これに、吉尾市長は、「運輸省は、調布飛行場を移転させるために候補地を選定する調査を継続中であります」と答えている。また、大島、新島に加えて、「この神津島の空港設置許可に対して市長はどのような考えをお持ちなのか」と質問した。吉尾市長は、「東京都は離島の振興対策の一環として島嶼空港の整備を図るとしており、今後、運輸省と東京都が調布飛行場をどうするのか、本市として基本的な考え方を求めているところであります」と答えている。なお、平成四（一九九二年）七月、調布と神津島間に不定期運行が開始される。

その後、法的には「場外離着陸場」である調布飛行場のコミュニティ空港化が話題となり、平成元（一九八九）年第二回定例会で、任海議員は、「コミュニティ空港化反対と、将来全面移転をさせた後、市民の文化・芸術施設を要求することについて」と質問した。これに、吉尾市長は、「全面移転の可能性というものにつきましては、大変困難と考えているのが現状です」と、全面移転は困難であると答えている。なお、この第二回

定例会で調布飛行場について、阿部議員は市民的な合意、大久保正二議員（民主クラブ）は「今までの経過の中で移転する兆しなり、移転できると考えているのか、不可能と考えているのか、お聞かせいただきたい」と厳しく質問をした。これに吉尾市長は、「私も非常に苦慮しつつ、悩み多き課題であります。これをまちづくりや市民生活の中にプラスにしていくにはどうしたらいいかということ三〇人の議員さんの御指導を頂きながら、前に向かつて進んでまいります」と、質問には明確に答えず、考え方を示している。

東京都は、平成元年七月、六者協に、調布飛行場の都営正式飛行場化を提案している。その後、都と六者協は、平成八（一九九六）年七月、正式飛行場化に合意し、平成十（一九九八）年十月、調布飛行場が正式に許可されることになる。

六 地域産業の政策の充実

調布市は、東京のベッドタウンとして発展してきたが、古くからの農業、商業と工業がある。市民の日常生活にとって、商業や農業などの地域産業は非常に重要な役割を担っている。

地域産業政策

産業問題について、昭和六十三（一九八八）年第一回定

例会の市政運営の基本方針で、吉尾市長は、「産業振興を図ることは、働く場所の確保・創出、所得水準の向上、日常生活に必要な物品・サービスの提供等地域経済の発展に大きな役割を果たしていくと考えております。本市の立地特性や自然環境、歴史的条件を加味し特色ある産業の育成に向けてなお一層の努力をしてまいりたい」と述べている。

この第一回定例会で、前当悦郎議員（公明党）は、「我が調布におき

ましても、産業振興対策として、二一世紀を目指して市内の商業や工業の社会的環境の変化に対する適応力を高めるとともに、地場産業の活性化を図ることが大切になってきています」と質問した。これに、吉尾市長は、「豊かな市民生活の実現のためには、商業、工業、都市農業との調和のとれた産業の育成・発展が必要であります。産業構造が大きく転換期に直面している現在、ニューメディア産業、文化関連サービス産業などの都市型産業の振興育成や商業環境の整備と商業の振興、居住環境と調和のとれた工業の振興、そして都市農業の確立等、トータルな視点からの対策が求められております」と、産業政策には総合的な視点が必要であることを述べている。

都市農業の役割

調布市内の産業のうち、まず、都市農業について、昭和六十三（一九八八）年第一回定例会の市政運営の基本方針で、吉尾市長は、「都市農業は、土地条件や自然環境では不利な面が多い反面、多数の消費者と極めて近接した位置にあり、情報交換が容易で、供給ルートが短いなどのメリットがあります。市街化が急激に進む大都市周辺地域での都市農業を続けていくためには、必要な土地規模や自然環境を確保することが不可欠であります」と都市農業の利点を述べている。

同じ第一回定例会で、川口三八議員（自由民主党）は、「本市の農業の特徴につき、どのようにお考えかお尋ねしたい」と質問した。吉尾市長は、農業は、商業、工業と並び重要な施策の一つと指摘し、「本市内の農業の特徴は、まず第一に、都市化の進展によりまして農地の細分化、日照や通風の障害、あるいは周辺の環境の変化などがあり、土地条件や自然環境の限られた中で行われなければならないことにあります。

第二に、多数の消費者の方々が近接しておりますので、農産物を直接販売し、きめ細かい情報交換することが可能であります。また、市内スーパーなどへの契約出荷するにしても、供給ルートが短く新鮮なものを供給することも重要な利点になっておりまして、本市農業の特徴であると考えております」と答えている。

農業の実態

調布市の面積は、二一五一ヘクタール（二一・五一平方キロメートル）であり、農地は二七〇ヘクタールであり、地域の一二％を占めている。そして、平成二（一九九〇）年二月現在、市内の農家は、四七〇戸で、全世帯の〇・六％である。そして、専業農家はわずか七戸（一％）であり、兼業農家は四六三戸（九九％）である。兼業農家のうち、農業を主とする第一種兼業農家は七四戸（二六％）、農業を従とする第二種兼業農家は三八九戸（八四％）である。このように市内の農業は、兼業が多く、しかも農家の経営規模、耕作面積は、典型的な都市農業にみられるように小さい（表4-15）。平成二年二

表4-15 農家の経営規模別構成（各年次2月1日現在）

年次		0.5ha未満	0.5～1.0ha	1.0～1.5ha	1.5～2.0ha	2.0ha以上	合計
昭和60年	農家数	313	156	32	12	6	519
	構成比(%)	60	30	6	3	1	100
平成2年	農家数	268	148	35	11	8	470
	構成比(%)	57	32	7	2	2	100

出所：『調布市統計書』

月現在で、〇・五ヘクタール未満が二六八戸、全体の五七%を占めている。吉尾市長が農地の細分化と述べているとおりである。

市街化農地の問題

政府は、昭和時代が終わるころに、大都市圏内の農地を積極的に保存し、良好な都市環境をつくる、一方では住宅用地を供給するために「生産緑地法」（昭和四十九年制定）を改正し、長期営農継続農地制度・相続税等納税猶予制度を廃止し、市街化区域内の農地は、都市計画において「保全する農地」と「宅地化する農地」に分ける方針を示した。

これについて、平成元（一九八九）年第一回定例会で、前当議員は、「市街化区域内に農地を残すべきか否かなど基本的な視点を早急に定めることが必要ではないか」と質問した。これに、吉尾市長は、「私たちのまちはすべて市街化区域と指定をされておるわけでありまして、……まち全体がこうした状況にある中で農地でありますから、いまおっしゃられましたいろんな都市づくりの要因からいたしましたもどろし農地を守っていくといえますか、残していく、いろんな御指摘の難しさもあります、そうした物の考え方で、これからも農地の計画的な存続を図っていくにもどうしたらいいのかということも、もちろん私どもでできることではございませんが、これを政策の柱として考えて育成してまいりたいと思っております」と非常に歯切れ悪く答えている。

市議会は、平成元年第四回定例会で、長期営農継続農地制度の廃止の動きに対し、「長期営農継続農地制度・相続税猶予制度の堅持ならびに都市農業確立施策の実施に関する請願」を採択し、同趣旨の意見書を満場一致で可決し、関係大臣に送付している。

さらに、平成二（一九九〇）年第二回定例会で、熊澤議員は、「農地

の宅地並み課税反対とまちづくりにつきまして、若干お伺いいたすところであります」と質問した。吉尾市長は、「市街化区域における長期営農継続農地制度は、都市における農地が持つ機能、役割を評価し、創設されたものであり、都市農業を継続していくためには、相続税、納税猶予制度とともに欠くことのできない制度となっております。市街化区域内農地に対する課税強化は、農地の持つ多目的機能や役割を崩壊させるばかりでなく、スプロールの宅地開発につながり、健全なまちづくりにとって大きな障害となるものと考えます」と、農地に対する課税強化はまちづくりの障害になると答えている。

なお、生産緑地法の大幅な改正は、平成三年九月から施行される。

バイ調布運動

調布市内の消費を高めるための「バイ調布運動」の推進について、昭和六十二年第二回定例会において、佐々木功議員（公明党）は、「商業の振興『バイ調布運動』これらを通じまちの活性化の現状と将来像とを伺います」と質問した。これに、吉尾市長は、「『バイ調布運動』を通じ、活性化の現状と将来ということですが、市民の日常生活をより豊かなものにするためには、地域産業としての商業活動が活発に行われることが必要であると認識しております」と答えている。また、岩本市民部長は、「『バイ調布運動』は、商店と市民の交流を深め、購買力の市外流出を防止し、市内消費を高めることにより活気あるまちづくりを目標とした施策であります。『バイ調布、心で結ぶ店と客』をテーマによる啓蒙活動や、標語の入った『信頼の傘』を公共施設や市内の一七商店に設置するなど、その運動を展開しております」と、具体的に答えている。

そして、昭和六十二年、東京都のモデル商店街振興事業として、天神

通り商店街協同組合が指定され、三カ年計画で振興事業が助成されている。その第三回定例会で、佐々木議員は、「モデル商店街事業の見直しについて」質問した。この質問に、吉尾市長は、「調布市としてのモデル化事業というものを打ち立てていく時期になっていないのではないかという気がします」と答えている。

吉尾市長は、平成元年第一回定例会における市政運営の基本方針で、他の商店街が個性的で魅力ある商店街づくりを目指す際の助成制度として、「商店街環境整備事業助成制度を本年度からスタートしてまいります」と述べている。この助成制度について、平成三年第一回定例会で、園田議員は、「今後の補助金助成に対する基本的な考え方」を質問した。

これに、吉尾市長は、「特にまちづくり関連であります。補助金は大別いたしますと、市民負担軽減を図るもの、各種団体等の育成等を図るもの、さらには、まちづくりを誘導するものとの三つに分けられると思います。これらはそれぞれ公益性を勘案し制度化されておりますが、地域の特性に則した魅力あるまちづくりを進めていくためには、効果的な助成制度の活用を図っていかねばならないと考えております」と答えている。

第三節 福祉行政の推進

一 福祉施設の充実

昭和六十一年（一九八六）年七月、第六代調布市長に就任した吉尾勝征市長は、本多市政、金子市政のもとで従来から「福祉のまち調布」と言われ、培われてきた福祉行政を重視する政策を継承し、充実を図っている。

昭和六十一年に着工し、調布市で最初の特別養護
調布八雲苑の完成
老人ホーム「八雲苑」は、六十三年八月に完成し、

九月にオープンした。八雲苑は在宅老人デイ・サービスマスターを兼ねる。事業の内容は、特別養護老人ホームは定員六〇人、ショートステイ



調布八雲苑

は定員四人、入浴サービスは定員一日四人、配食サービスは一日二〇人などである。

この八雲苑は、市内八雲台一丁目にあり、鉄筋コンクリート造り、地下一階、地上三階建て、建築面積一五九平方メートル、延べ面積二九三八平方メートル、敷地面積二

九四八平方メートルであり、総工事費は七億八九〇〇万円である。なお、平成五（一九九三）年十月に、この八雲苑を天皇、皇后両陛下がご訪問されている。

昭和六十二年（一九八七）年第二回定例会において、清水静枝議員（日本社会党）は、高齢者の現状を述べた後に「急増する高齢化を迎え、市民の要求にこたえていくためには拡充が必要ですよ」と質問した。これに、吉尾市長は、「現在の状況の考えられる最高のものが、今、八雲苑に設置されているといっても過言ではないかな、そんな気がしてなりません」と、自信を持って答えている。

そして、昭和六十三年第四回定例会において、佐々木功議員（公明党）は、プライバシーの尊重の重要性を指摘し、「今後の増床や建設に当たりましては、個室を原則にさせていただきたい」と質問した。これに、土方社会福祉部長は、「まだ一長一短あるような意見もございまして、再度と申しますか、これからいまま少し検討結果というか、内容をみきわめたいと思います」と、歯切れが悪く答えている。なお、八雲苑は、個室・二室、二人部屋・七室、四人部屋・一一室、合わせて定員六〇人である。

この点について、吉尾市長は、平成元（一九八九）年第一回定例会における施政方針で「調布基地跡地に予定しております特別養護老人ホームにベッドを確保するための措置を講じてまいります」と述べている。さらに、平成三（一九九一）年の施政方針でも同様に強調している。平成元第三回定例会で、入江一郎議員（日本共産党）は、「市内の特別養護老人ホームの増設を強く主張するものであります」と質問した。これに、土方福祉部長は「現在、実現に向けて検討しているところござい

表4—16 老人ホーム措置者数 (単位:人)

	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	計
昭和62年度	48	224	272
63年度	48	218	266
平成元年度	44	215	259
2年度	42	203	245

出所:『調布市統計書』

います」と答えている。

また、平成二年第三回定例会において、鈴木良雄議員(自由民主党)は、「要望度も高い、より充実を求められているのが、第二の八雲苑であり、第三の八雲苑ではないでしょうか」と、施設の拡充を質問した。これに、吉尾市長は、「一朝一夕にはいかないことばかりです……とりあえず平成七年までの間の計画にありましては、在宅サービスセンターをつくること、特別養護老人ホームを整備すること、さらにはデイホームを中心とした地域拠点施策や、在宅福祉の基本ともなる高齢者住宅の建設を急ぐこと、こうした大

きな課題が幾つかございます」と、福祉行政の課題を述べている。
 なお、市内の老人ホーム措置者は、表4—16のとおりである。この措置数には、私立の施設を含めるが、多くは市立の施設である。

高齢者住宅の対策

土地の高騰、家賃の高騰する中、昭和六十三年第一回定例会で、前当悦郎議員(公明党)は、「ひと

り暮らしの高齢者を対象にした、シルバーピアと名づけたケアつきの集合住宅の必要性が叫ばれるようになりました」と前置きして「ひとり暮らしのお年寄りや老人世帯ができるだけ自立した生活がおくれるよう

布として高齢者集合住宅の検討を始めるときに思いますが」と質問した。この質問に、吉尾市長は、「当市の市営住宅の建てかえ時にも、可能な限り老人向け居室の確保を図ってまいりたいと存じます。さらに、民間アパートの借り上げ方式による居室の確保につきましては、他市の状況も調査しながら検討したいと考えております」と、積極的に対応すると答えている。

同じ第一回定例会で、清水議員は、「例えば、国有地、都用地、市有地、そういう土地を活用した創意工夫による発想の転換のもとに市営住宅建設を進めてほしいと思います」と質問した。これに、堀口総務部長は、「なかなか用地取得というようなことの困難性があるうかと思えます。新たな計画ということは現在ございません」と答えている。

そして、平成二年第一回定例会において、任海千衛議員(日本共産党)は、「市長は、収入に見合った住宅の確保、市民の住宅という、この衣食住の住ということについて、どういう基本理念を持って市政運営に当たっているのか」と質問した。これに、吉尾市長は、「家賃等々が高くなった面を、ほかの還元策で補う道はないかという総合的な市政施策の中で、私どもはまちづくりを考えてまいりたいと思っています」と答えている。さらに、土方福祉部長は、「本年度から二〇戸ではございますが、高齢者住宅の確保という事業を進めさせていただく予定になっております」と事業計画を述べている。

シルバーピア深大寺

平成二年十月、民間建て主の協力により、市で最初の民間借り上げの高齢者住宅「シルバーピア深大寺」(一〇戸、深大寺北町二丁目)の募集が行われた。申し込み者二九人のうち、翌三年二月、一〇人が入居した。シルバーピア深大寺



調布市シルバー総合センター

は、高齢者が安心して生活できるように、管理人のほか緊急連絡用システムを備えている。一室は、約二六平方メートル、浴室、トイレが付いている。

なお、同時にシルバーピア深大寺の一階に「深大寺デイサービスセンター」が開設し、市では、最初の八雲苑以降、四番目のデイサービスの拠点となっている。

このほか市は、すでに昭和六十二（一九八七）年七月に、独立した建物を持つ高齢者事業団は全国的にも珍しく、都内では最初の「調布市シルバー総合センター」を建設している。このシルバー総合センターは、小島町二丁目にあり、二階建て、建築面積五三二平方メートル、一階に学習室、研修資料室、休憩室、二階に会議室（大・小）、面接室などがある。

シルバー総合センターの調布市高齢者事業団は、最初任意団体として、昭和五十三（一九七八）年一月に「調布市高齢者事業団」が発足するが、昭和五十五（一九八〇）年十二月に法人化され、「社）シルバー人材センター調布市高齢者事業団」として再発足している。この高齢者事業団は、健康で働く意

欲のある高齢者を会員として、市民から各種業務を受託する。そして、その会員が、受託した各種業務に就業し、生きがいとし、経済的な収入と福祉を増

進するものである。

二 福祉行政の充実

我が国は、高齢化社会が進む中で、高齢者だけでなく、福祉行政の充実・強化の必要性が叫ばれている。このような時代を背景に、政府は、平成元（一九八九）年に「高齢者健康福祉推進計画一〇カ年戦略」、いわゆるゴールドプランを策定し、続いて翌二年六月、老人福祉法を改正し、市町村に「市町村老人福祉計画」（法第二〇条の八）の策定を義務付けている。また、老人保健法を改正し、「市町村老人保健計画」の策定を義務付けている。

在宅福祉事業 調布市は、伝統的に福祉重視の政策を採ってきている。

業団の創設 そして、平成元年六月の基本構想において、六つの基本指標の一つとして「心がかよう幸せあふれるまちづくり」を掲げている。

吉尾市長は、昭和六十三（一九八八）年第一回定例会における施政方針演説の中で、「公的福祉制度の谷間を埋める方策として、近年とみに各方面から要望の高い、いわゆる有償福祉サービスの課題を解決するため、調布市在宅福祉事業団を創設してまいりたいと思います」と述べている。

この在宅福祉事業団の設立には、各党それぞれ賛成の立場を採っており、この第一回定例会の代表質問で、熊澤武司議員（日本社会党）は、「ハンディを持った人々に対して行われてきた福祉サービスについて、受益者負担の名のもとに費用負担が加重になったり、福祉サービスを後退させることのないよう望むものであります」と質問した。これに、吉尾市長は、「公的福祉サービスの提供だけでなく、地域住民、民間団体などの自己行政にだけ依存するシステムではなく、地域住民、民間団体などの自

主的な支援行動を組み込んだ地域福祉サービスのシステム作りが最も必要と考えます」と、公と市民の協力、協働のシステムが必要であると答えている。

この昭和六十三年八月、市は、在宅の高齢者、障害者、さらに単親家庭や病気療養中の家庭に対し、有償の福祉サービスを提供する「調布市在宅福祉事業団」を、総合福祉センターに発足させている。なお、この在宅福祉事業団は、平成二年十一月、財団法人化され「財調布市ゆうあい福祉公社」になっている。

この事業団が発足した直後の第三回定例会で、清水議員は、「公的福祉が後退するようなことのないよう、今後の取り組みについて伺います」と質問した。これに、吉尾市長は、「公的福祉が置き去りにされる、あるいは高まる道を閉ざしていくことへの阻害要因に絶対にならないということだけはしっかりお願いをする」と答えている。また、飯野久子議員（日本共産党）は、「在宅福祉事業団の発足にもなっており、老人福祉施策の何を公的福祉として実現させるのか」と質問した。この質問に、吉尾市長は、「在宅福祉事業団に関係なく、一般論として老人対策の福祉という意味でございましたら、これは毎年毎年予算等に御案内、御議決を頂いておりますとおり、新たな事業を加味させていただきます」と、新しい分野であるかと答えている。また、土方社会福祉部長は、「福祉はすべて無償であるということではなくて、利用者の適正な負担もある程度無理のない範囲でいただいで、またその財源を一つのものとして、次の新たな施策の展開に充当していくべきだという考えの中から位置づけてございますので、御理解いただきたいと思えます」と答えている。

そして、市議会は、昭和六十三年第四回定例会において、「人口の高齢化と核家族化の進展により、老人福祉サービスの需要は急増するとともに、その内容も高度化、多様化してきている」と、「特養老人ホームの増設」「在宅介護を充実するため、サービス体制の確立」を訴える「老人福祉対策の充実・強化を求める意見書」を日本共産党（三名）が退席する中、満場一致で可決し、関係行政庁に提出している。

三 婦人行動計画の策定

国際連合は、昭和五十（一九七五）年を「国際婦人年」と定め、女性の地位の向上、男女平等を実現することを明らかにした。同年の第一回世界女性会議は女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択し、第二回は、昭和五十五（一九八〇）年、「国際婦人の一〇年中間世界女性会議」として、「女子差別撤廃条約」の署名式を実施した。昭和六十（一九八五）年、第三回の「婦人の一〇年最終世界女性会議」は「西暦二〇〇〇年に向けての女性の地位向上のための将来戦略」を採択している。このような世界の動向の中で、わが国も、都道府県などは、女性の地位向上のための行動計画などを策定し、多様な施策を展開している。

婦人行動計画の策定

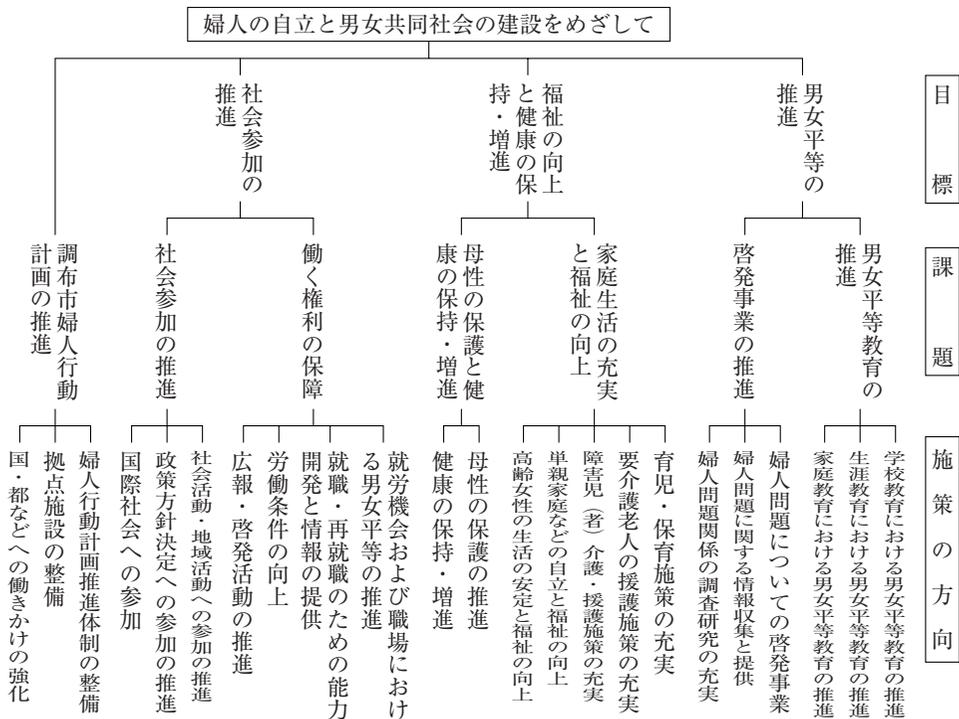
調布市は、昭和六十年七月、市民参加を得て「調布市婦人問題懇話会」を立ち上げた。この婦人問題懇話会は、昭和六十二（一九八七）年三月、最終報告書を取りまとめている。最終報告書は、二一世紀に向かって「婦人の自立と男女共同参画社会」の建設を目標として、第一に、婦人行動計画策定の基本的な考え方では、憲法の精神、女性の地位に関する国際文書の精神を生かし、婦人の自立と男女共同参画社会の建設、第二に、女性のライフサイクルの課題と解決方向を提言、第三に、婦人行動計画を総合的に推進す

るための提言を行っている。「市報ちようふ」は、この提言を「婦人の自立と男女共同社会の建設をめざして」と題して報じている（昭和六十二年四月二十日・第七〇五号）。

この最終報告書を踏まえて、昭和六十二年第二回定例会で、清水議員は、「市の施策の中に、女性問題、婦人問題をきちんと位置づけていただくことが、今は大変急がれていると思います」と質問した。吉尾市長は、「今日的課題でもありませんし、懇談会の答申を尊重させていただく中で行政計画を立案し、また議会の御指導を頂きたいと考えております」と答えている。

そして、市は、この婦人問題懇話会の提言を受けて、婦人行動計画の策定に取り組み始めた。翌六十三（一九八八）年三月、「婦人の自立と男女共同社会の建設を目指して」を目標とする「調布市婦人行動計画」を策定した。この計画は、「男女平等、社会の発展、平和の達成のためあらゆる分野に、女性がともに参画することが強く望まれ、現実に女性は、家庭に、職場に、地域社会に大きな役割を果たしています。しかし、長い歴史の中で培われた社会習慣や、人々の意識の中に性別役割分業意識が根強く残っています」と述べている（「市報ちようふ」昭和六十三年四月五日・第七三三号）。

この婦人行動計画の目標体系図は、図4-4に示した。目標に三つの柱、すなわち、①男女平等の推進、②福祉の向上と健康の保持・増進、③社会参加の推進である。そして、それぞれの目標に、二つの課題をあげ、さらにその課題に複数の施策の方向を挙げている。たとえば、①目標の男女平等の推進には、課題として男女平等教育の推進、さらに施策の方向として、①学校教育における男女平等教育の推進、②生涯教育に



出所：『市報ちようふ』昭和63年4月5日・第733号

図4-4 調布市婦人行動計画の目標体系図

おける男女平等教育の推進、③家庭教育における男女平等教育の推進である。

なお、市は、昭和六十三年五月に、グリーンホールで、調布市婦人行動計画策定報告会を開いている。

婦人行動計画の議論
婦人行動計画に関して、昭和六十二（一九八七）

年第三回定例会で、佐々木議員は、「種々の計画

推進がなされる中で、こうした行動にふさわしい、新たな中心拠点としての婦人会館の建設を御提案申し上げます」と質問した。これに、吉尾市長は、「御指摘いただきました婦人会館を中心とした問題等々につきましてそこで詰めさせていただきますと、その結果、方針を定めていきたいと思っております」と述べている。

そしてさらに、平成元（一九八九）年第三回定例会で、飯野議員は、「このたび、平成二年度から平成七年度までを目標としての調布市基本計画要綱試案が発表されました。この計画を作成するに当たり、婦人行動計画をどのように位置づけたのか」と質問した。この質問に、吉尾市長は、「新しい基本計画の中でも、その行動計画の実現に努め、市の婦人問題解決と、心のふれあいや思いやりのある人間性豊かな、今度の基本計画で申し上げております『愛と美のまち調布』を目指したまちづくりを推進してまいりたいと思っております」と答えている。

また、平成二年第三回定例会で、曾根崎順子議員（公明党）は、「これまで主張してまいりましたが、『婦人の平和像』の建設と『婦人の平和宣言』、もしくは『婦人と平和憲章』を制定しては、と考えますが、いかがでしょうか」と質問した。この質問に、吉尾市長は明言を避けたが、松本生活文化部長は、「御提言いただきました『婦人の平和像』『婦

人と平和宣言』『婦人と平和憲章』につきましては、女性と平和の行政のあり方という観点から、新しい女性プランの策定経過の中で、市民の御参加を得まして御検討いただくよう努力してまいります」と答えている。

第四節 交通環境の整備

一 道路の整備

吉尾勝征市長は、市長に就任して二回目の予算編成を迎えた昭和六十三（一九八八）年第一回定例会の市政運営の基本方針において、「特に予算編成に当たりましては、三つの課題を設定いたしました。道の『み』、緑の『み』、ごみの『み』について、本年度の重点課題として取り組もうとするものであります」と述べ、いわゆる「三つのみ」政策を強調している。

調布市は、「すてきに暮らしたい・愛と美のまち調布」を都市像と定めた基本構想において六つの基本的方向の一つとして「美しく調和のとれたまちづくり」をあげている。そして、その基本構想に基づいて策定された基本計画の中で「安全で便利な交通環境を高めるために」を施策の方向としている。吉尾市長が常々主張するように、都市整備の基本は道路づくりにあると言える。

そして、市は、平成二（一九九〇）年五月緊急車両の通行障害となる箇所を解消するため「消防車両等通行障害対策連絡会」を立ち上げている。その通行障害箇所は一〇〇カ所にも上っているという。

市の道路の現状

調布市の道路の総延長は、約四一六キロメートルである（表4—17）。その内訳は、国道（中央高速道を

含む）は約一二キロメートル、全体の三％、都道は二二キロメートル、五％であり、このうち、主要地方道約七キロメートル、一般都道は約一五キロメートルである。市道は約三八二キロメートルで、全体の九二％

表4—17 種類別道路延長（平成2年4月1日現在）
（単位：m/%）

	国 道	都 道	市 道	計
延 長	11,563	22,412	382,464	416,439
構成比%	3	5	92	100

出所：平成2年度『調布市統計書』

表4—18 種類別改良道路延長（平成2年4月1日現在）
（単位：m/%）

		改 良	未改良	計
国 道	延 長	11,563	0	11,563
	構 成 比	100	0	100
都 道	延 長	22,412	0	22,412
	構 成 比	100	0	100
市 道	延 長	168,536	213,928	382,464
	構 成 比	44	56	100
計	延 長	202,511	213,928	416,439
	構 成 比	49	51	100

出所：平成2年度『調布市統計書』

表4—19 幅員別未改良道路の延長

（平成2年4月1日現在）
（単位：m/%）

	5.5～3.5m	3.5m未満	計
延 長	5,402	208,246	213,648
構 成 比	3	97	100

出所：平成2年度『調布市統計書』

を占めている。

この種類別改良の状況は表4—18に示した。国道と都道はすべて改良済みであるが、市道の改良済みは、半分にも満たない約一六九キロメートルで、四四％である。残る二一四キロメートルは未改良である。

そして、この市道の未改良道路を幅員別にみると、「三・五メートル未満」が大半の約二〇八キロメートル、九七％を占めている（表4—19）。

そして、この「三・五メートル未満」は、市道の五四％を占めている。しかも、このうち、約一〇二キロメートル、四九％と半分の道路は自動車交通が不能である。この自動車交通不能道路は市道の二七％を占めている。市内の道路がいかに狭い道路が多いかが理解されよう。「市報ちようふ」も、「市の道路の七三％は四メートル未満 その延長は二八

一キロメートルにも……」とのタイトルで、安全で快適なまちにするため「狭あい道路拡幅整備要綱」ができましたと報じている（平成二年四月五日・第七九九号）。そして、助成や奨励金制度を定めた要綱を分かりやすく、「後退用地を、公道として使用できるように市へ寄付をお願いします」（図4—5）、「市がお手伝いすることは……」（図4—6）と図示している。この道路拡幅整備要綱について、関口昌昭議員（自由民主党）は、平成二年第一回定例会において、「狭あい道路協力奨励制度を創設し、積極的に道路問題にメスを入れていくことになりましたことは、やっつと、という感があるにせよ、拍手を送りたいと思います。消防活動困難区域あるいは生活道路の整備は、今一番急がねばならないと市民の誰もが認めていることではないでしょうか」と述べている。

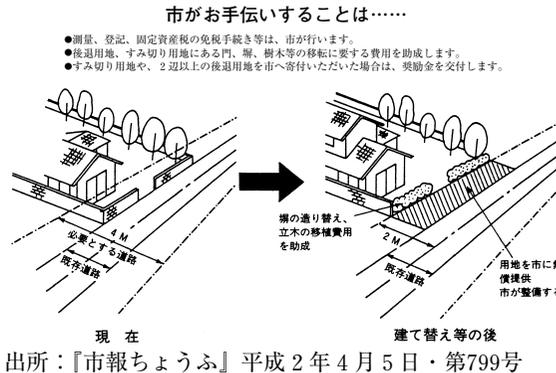


図4—6 市の役割

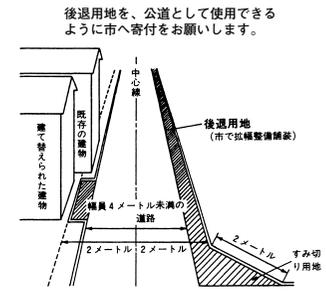


図4—5 市民へのお願い

また、平成三（一九九二）年第一回定例会の代表質問で、村上精二議員（民社党）は、「とりわけ狭あい道路整備事業がうれしい悲鳴を上げているところではありますが、その現状と今後の課題や対応についてお聞きいたします」と質問した。これに、吉尾市長は、「市民の関心は予想をはるかに上回りました。現時点での執行状況は受付件数で五倍を超え、実施件数も四倍余の実績となっております。現在は、主として建築基準法第四二条二項に該当する地権者にお願ひしているところでございますが、二項道路以外の狭あい道路の対応につきましては、今後の大きな課題となっております」と答えている。

そして、昭和六十三（一九八八）年第一回定例会において、園田治夫議員（公明党）は、その代表質問で「特に道路をはじめとする都市基盤施設の未整備は、多摩各都市の中でもおかれており、このままでは健全なる都市の発展は望むべくもありません」と質問した。これに、吉尾市長は、「地価高騰は都市基盤の整備、とりわけ道路の整備を困難なものにいたしております」と、土地の高騰の影響を述べている。

なお、市議会は、昭和六十三年第一回定例会で、「道路拡張お願ひの陳情」を、第四回定例会で、「歩道設置方お願ひの陳情」を趣旨採択としている。

道路に対する 吉尾市長は、六十三年度に施政方針で、「今、道づくり市長の考え をこれからのまちづくりの基本に据えてさまざまな取り組みを進めてまいらねばならないと考えております。……特に四メートル未満の狭あい道路の拡幅については、補償的な措置を講じるなど、より市民の御協力が得られやすい方策を確立して、積極的に推進してまいります」（昭和六十三年第一回定例会）と述べている。

より市民の御協力が得られやすい方策を確立して、積極的に推進してまいります」（昭和六十三年第一回定例会）と述べている。

そして、平成三年第一回定例会で、熊澤武司議員（日本社会党）は、代表質問で「改めて道づくりの基本理念を明らかにしていただきたいと思いません」と質問した。吉尾市長は、「道路は都市の血管であると認識いたしております。……身体に不自由な方々や子供、お年寄りの方々が安心して楽しく歩ける道、美しく心を豊かにする道づくりが重要視される時代となりましたので、今後は時代の要請にあった道づくりに努力してまいる所存であります」と、道路の重要性に対する考えを吐露している。

都市計画道路 外郭環状道路は、東京都及び神奈川県、埼玉県、千葉県を整備の問題 県を都心から一五キロメートル圏域で結ぶ総延長八五

キロメートルの環状線であり、川崎市、大田区、世田谷区、狛江市、調布市、三鷹市、練馬区、浦和市（現さいたま市）、川口市、松戸市、市川市などを通過する。この道路は、昭和四十一年（一九六六）年に練馬区から世田谷間一八キロメートルが都市計画決定されたが、住民の強い反対により凍結状態となっていた。その後、昭和六十一年（一九八五）年練馬区大泉地区一・五キロメートルを突破口とする事業化の推進への動きが急に進展した。

調布市議会も、この期に入る直前の昭和六十二年第一回定例会で、「実施されると地域分断、騒音等環境への影響が明らか」とし「東京外郭環状道路建設反対に関する意見書」を満場一致で可決し、建設（現国土交通）大臣、東京都知事に提出している。

そして、昭和六十二年第二回定例会において、阿部哲史議員（日本社会党）は、「地元市長として、はっきりとこの計画に反対である。そのように表明し、その方向で関係諸機関への働きかけを行う、そのような

立場をとっていただきたい」と、外郭環状道路の計画反対の立場を鮮明にするようにと質問した。この質問に、吉尾市長は、「今日の段階におきまして、性急に賛否の結論を申し上げるのは差し控えていただきたい」と、行政を預かる立場上と思われる、消極的な姿勢を示した。さらに、入江一郎議員（日本共産党）も、「公害をまき散らし、健康と緑破壊の外郭環状道路建設に反対して、行政をあげて立ち上がるべきである」と質問した。これにも吉尾市長は、「決意を表明させていただく時期にあるとは考えていません」と、明確に答えている。

また、調布深大寺線について、阿部議員は、「都市計画道路二・二・二七（現三・四・三〇）号線の問題につきましては現況及び今後の方向についてどのように考えていらっしゃるのか」と質問した。再度の質問に、加藤都市整備部長は、「昭和六十四年三月いっぱいまで期限が参ります。この期限までになんとしても開通させたい」と答えている。

さらに、昭和六十三（一九八八）年第一回定例会で、任海千衛議員（日本共産党）は、「鶴川街道の拡幅と環境問題についてお伺いをいたします」と質問した。なお、鶴川街道は、現在の調三・二・六号線である。この質問に、吉尾市長は、「道路整備と環境問題は、相互に協調性を保ちながら推進してまいりたいと考えております。したがって、本道路建設事業につきましては、事業者であります東京都に対し、本市と十分協議し、周辺環境保全に配慮するよう要望しております」と述べている。そして、加藤都市整備部長は、「南北交通の慢性的混雑の解消と都市形成に寄与するものと思えます」と答えている。

なお、昭和六十二年八月五日、市は、「市報ちようふ」（第七一三号）でもっと分かりやすい道路とするため、道路の「愛称」を募集している

識経験者並びに建設省、都、その他企業の協力を得て、市民のコンセンサスが得られるよう協議・検討を進めております」と答えている。

さらに、代表質問で入江議員は、京王線の立体化事業は「財源規模の小さい一地方自治体に負担を強要するのではなく、国並びに東京都、そして、直接の企業である京王電鉄の負担で実施されるべきであります」と質問した。この問題に、吉尾市長は、「しよせん東京都がやるべき」とを国や、あるいは京王電鉄にやらせるべきだと。市がやるべき筋合いの、金を出すべき筋合いのものではない、こういう発想では一〇〇年経ってもできない」と、強い態度で答えている。

京王線高架化　そして、大久保正二議員は（自由民主党）は、平成元

の阻害要因　（一九八九）年第二回定例会で、京王線の高架化事業

が府中、稲城等で実現に向けて着実に動いていると指摘し、「調布市における事業化の進展と事業化を阻止している要因は何なのか」と、端的に質問した。この質問に、吉尾市長は、昭和五十（一九七五）年前後の京王の高架化事業提案に「私どもがそれに全面協力する体制をつくりきれなかった。……事業主体がゴーサインを出せたときに環境整備を整え切れなかった。私ども自体にも大きな責任があるというふうには、今痛感をいたしております。そのおくれを取り戻さんがために、その後何度も何度もそれぞれの方がそれぞれの場で御努力をいただいております。……私どもが中座をいたしております過程で、よその自治体がどんな手を上げていった。そこには、事業主体からも乗り込みましたけれども、環境整備もそこら辺のところはうまくやられた」と答え、さらに、「今日の地価の急騰、非常に高くなった等々のことを考え合わせます」と困難になってきていると答えている。

また、平成三（一九九一）年第一回定例会における代表質問で、遠藤衛議員（自由民主党）は、「昨今の都市環境の変化によりましてますます道路と鉄道の平面交差は社会活動の大きな障害になり、一日も早い事業化が望まれております」と質問した。これに吉尾市長は、「連続立体交差化調査について平成二年度後半から着手されております」と答えている。

いずれにせよ、機を逸したといえる京王線高架化事業の実現には時間を要しているといえよう。

三 放置自転車の対策

我が国において、アメリカ式文化の影響で、物の大量生産・大量消費が進み、それにもなつて、国民の生活意識が大きく変化してきている。国民の物に対する価値観が変わってきている。その一つの現れが、通勤、通学に日常使用する自転車の放置であろう。特に、鉄道の駅周辺の放置自転車は、歩行者の安全な通行の妨げとなるばかりでなく、一刻を争う消防自動車、救急車、パトローカーの走行の妨げ、消防活動、救急活動の障害となっている。しかも、街の景観を大きく損なっている。これは、調布市だけでなく、大都市を中心に全国的な傾向であるといえよう。

放置自転車の現状

このような現状を踏まえて、政府は、昭和五十五年（一九八〇）年、自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（一九八〇）年、自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律を制定している。この法律は、地方自治体に条例により放置自転車の撤去と保管することを義務付けている。

この法律に基づき、調布市は、昭和五十九（一九八四）年「調布市自

転車等の放置の防止に関する条例」（現調布市自転車等の駐車対策の総合的推進に関する条例）を制定し、施行している。市は、この条例により計画的に駅周辺に駐車場を整備し、放置自転車の撤去・保管を行っている。このように、放置自転車対策は、行政的には駐輪場の設置と放置自転車の撤去・保管にあると言えよう。

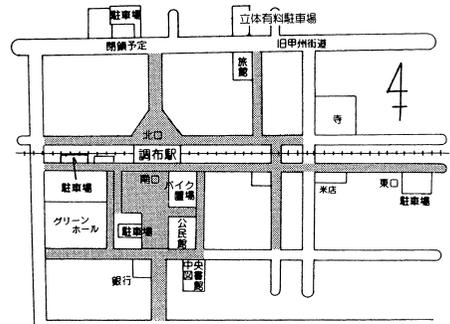
昭和六十二（一九八七）年第二回定例会において、この放置自転車について、阿部議員は、「調布の駅南北、あるいはつつじヶ丘の駅北口、西調布駅の北口等々、非常に人のすれ違うのもやっとなという部分もあるようでございます。……この放置自転車の問題は、まさにお年寄りやお子さんととっても大きな問題であるところでございます」と指摘した。

これに、谷戸建設部長は、「現在、市内にあります京王線九駅における昨年一年間に整理いたしました放置自転車の台数約一万一〇〇〇台であります。……五九年度は約七〇〇〇台、六十年代は七五〇〇台となっております。……自転車駐車場につきましては、調布駅北口に二カ所の立体駐車場を今月から開設することができました。これを含めまして、市内には二カ所の自転車駐車場を整備することができました」と、放置自転車が毎年増加していると答えている。

放置自転車の対策

このような現実に対し市は、昭和六十二年六月に調布駅周辺の駐車禁止区域と立体の北口有料駐車場を開設した。その位置は図4—8に示した。また、昭和六十二年十月に、市のモデルケースとして、登録制による自転車駐車場を仙川駅北口に開設している（図4—9）。この駐車場の収容台数は約三五〇台である。

そして、昭和六十三（一九八八）年第一回定例会の代表質問において、



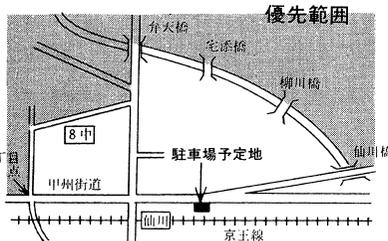
注 昭和62年6月開設
出所：『市報ちょうふ』昭和62年4月20日・第705号

図4—8 調布駅北口有料自転車駐車場と駐車禁止区域（黒の部分）

入江議員は、「駅から多少離れた場所でもよいから、無料駐輪場の設置を急ぐべきであります」と指摘した。この指摘に、吉尾市長は、「多少遠くてもいいから無料のものをつくれということですが、現実には調布の方が、御承知のとおり

ちよつと布田よりになりますけれども、無料のものがあることはあるわけでありまして」と答えている。

市は、基本構想の基本方向で「美しく調和のとれたまちづくり」において、自転車駐車場の整備促進をあげている。そして、市は、毎年十一月中旬に「放置自転車クリーンキャンペーン」を行い、「市報ちょうふ」で、「みんなが通る道路だから……」（昭和六十三年八月五日号・第七四



出所：『市報ちょうふ』昭和62年8月20日・第714号

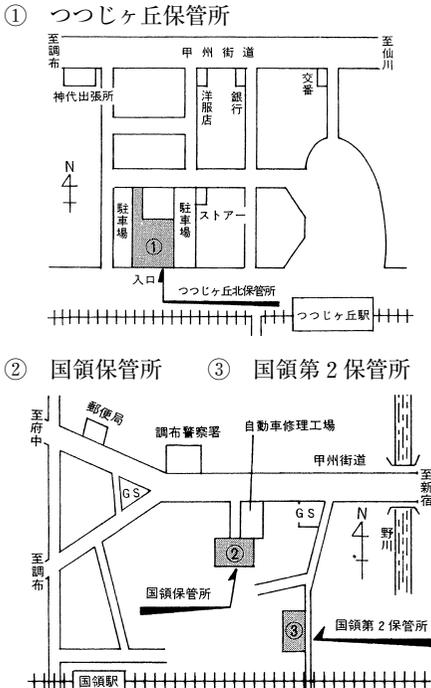
図4—9 仙川駅北口自転車駐車場

三号）などを掲載している。また、平成二（一九九〇）年七月五日号・第八〇七号に「放置自転車の市民意識調査」の結果を掲載し、「危険、

迷惑を感じ、規制の必要性が九割に」と報じている。

そして、吉尾市長は、平成元年度の施政方針で、「自転車対策につきましては、各駅周辺を中心とした、これまでの主として朝夕の時間帯における放置の防止、秩序の確立を図ってまいりましたが、本年度は、日中の時間帯についても実施してまいります。また、長時間の放置により撤去した自転車につきましても、交換時に費用の御負担をお願いすることも検討してまいりたいと存じます」（平成元年第一回定例会）と、その放置自転車の撤去には有料化の考えがあると答えている。

市は、平成元年十一月から撤去自転車の返還時に移送費用の負担を実施した。「放置自転車の変換が有料になります」とのタイトルで「交通渋滞、交通事故の原因はもとより歩行者の安全歩行を妨げる原因となっています」と報じている（「市報ちようふ」平成元年十月二十日号・第七八二号）。なお、移送費用は、自転車一台一〇〇〇円、バイク一台二



出所：「市報ちようふ」昭和63年11月5日号・第751号

図4-10 移送した自転車の返還場所

〇〇〇円とされた。撤去自転車の保管場所は、①つっじヶ丘保管所、②国領保管所、③国領第二保管所の三カ所である（図4-10）。

平成元年第四回定例会において、遠藤議員は、「当市におきましても、これからの都市整備事業の中で、駐輪場を重要な施策の一つとして扱うべきであると考えますが」と質問した。これに、吉尾市長は、「今日、市内九つの駅に、それぞれ不十分なが設置され、それでもなおかつ需要に追いつかない」と、放置自転車への対応の難しさを答えている。

放置自転車の対策

放置自転車問題と並んで、一時マスコミを賑わした駐車場の増設について、平成元年第四回定例会で、漁郡司議員（日本社会党）は、「路上駐車、不法駐車の問題は、改めて言うまでもなく、防災上の問題、歩行者・通行者への安全性の問題、円滑な交通への阻害の問題、そして都市景観上の問題などがあり、もう一方では、駐車場の増設、確保にともなう自然や緑の後退の問題があり、都市環境や都市機能に対して重要な影響を生じせしめる問題となっている」と質問した。吉尾市長は、この質問に、「都市基盤の整備を促進し、活気あるまちづくり、快適な住環境作りを進めたいと考えておりますので、都市の現代病とも言えるべき駐車場問題に対して、鋭意取り組む所存でございます」と答えている。

さらに、平成二年第三回定例会で、山口茂議員（民社党）は、「放置自動車は路上に捨てられているケースを見たわけですが、…緊急車両及び歩行者の通行支障や、ガソリンが残っている場合は火災の危険もあるでしょう」と質問した。これに、北浦環境部長は、「廃棄物に関するマナーの確立を図る努力をすることと、将来に備え対応ができる

法整備を国に求めているかなければならないと考えております」と答えている。

四 バス路線の充実

調布市の公共交通は、東西に走る私鉄京王線であり、南北は京王線の駅をターミナルとする京王バス、小田急バスを中心とするバス路線である。これらのバス路線は、現在、調布駅南口一二系統、北口一三系統、仙川駅九系統、つつじ駅ヶ丘駅五系統、飛田給駅五系統である。

調布駅から三鷹 昭和六十二（一九八七）年十二月市議会に、「三鷹・など北口発着 吉祥寺行きバスの調布駅北口広場への乗り入れ即時

実行に関する陳情」が

提出された。その第四回定例会の本会議で、この陳情を審査した建設委員会の前委員長は、採択すべきと決定した旨報告した。これに、熊澤議員は、「北口開発ビルの建設や、あるいは北口開発、都市開発との関係において、十分見きわめることも必要だと考えました」と、継続審査にすることを求めた。しか



調布駅北口バス発着所

し、この意見は否決され、陳情は採択と決まった。

その後、「市報ちようふ」は、平成元（一九八九）年八月二十日・第七七七号で「調布駅から北方面へのバスはすべて北口で乗車できます」と一面で報じている。さらに、南口に発着していた北方面に向かうバス路線が北口となったため「調布駅一号踏切（調布駅西側府中寄り）を通過するバス路線が無くなり、踏切通過による危険性の解消と定時運行の維持、さらに駅から停留所までが遠く不便であったことが改善されます」と報じている。そして、平成元年第四回定例会で、前当悦郎議員（公明党）は、「市内循環バスの計画を念頭に置いて」と前置きし、「西調布駅方面から多摩川に向かう若宮八幡通り、市道三・四・三一号線の拡幅整備の見通しと現状について」を質問した。これに、吉尾市長は、「通称若宮八幡通り、三・四・三一号線は、多摩川の土手まで拡張することによって、市の西部地区のバス不便地区解消に不可欠な道路でありますので、ぜひとも実現したい道路の一つであります」と答えている。また、村松環境部長は、「若宮通りは、当面標準幅員八メートルとして整備をいたしたい考えでございます」と、具体的に答えている。

第五節 生活環境の整備

一 ごみ問題の深刻化

わが国のごみ問題は、生活水準の向上、大量生産、大量消費など社会経済の発展、生活様式の変化の中で、大きな政治的、行政的な課題になってきている。

「ごみ、重点課題」

ごみに関して、調布市も例外ではなく、大きな行政課題となっている。吉尾市長は、この期の最初

の予算を編成する昭和六十三（一九八八）年第一回定例会における予算編成方針で、三つの「み」の課題を設定し、その一つにごみの「み」をあげ、ごみ問題を重点課題として取り組むと表明している。まず、ごみの減量とリサイクルを推進するため、「クリーンシティ推進委員制度」を設け、委員として三九二人に委嘱している。



二枚橋焼却場

翌平成元（一九八九）年第一回定例会においても、ごみを重点課題とすると表明している。

吉尾市長は、平成二（一九九〇）年第一回定例会の、市政運営の基本方針において、「リサイクルセンターの現状を含めて、市民の皆様につきまばらかに御報告、ごみを出さない、つくらないを合い言葉として、ごみ減量の協力を求めてまいりたいと存じます」と重ねて表明している。さらに、平成三年第一回定例会の三年度の市政運営の基本方針で、「これらごみ減量リサイクル運動の徹底とあわせ、日常生活のちょっとした工夫や行動が地球環境の保全に役立つことをさらに強く市民の皆様にご訴えてまいります」と、ごみ問題への取り組みを表明している。

市は、ごみ問題について、市民の理解、協力を訴えるために、「市報ちようふ」にごみ問題についての記事を再三再四掲載している。特に、昭和六十二（一九八七）年十二月十六日・第七二三号は「年末年始ごみ特集号」、昭和六十三年四月十七日・第七三四号は「ごみ減量特集号」、ごみ焼却場がパンクしそう！、同年十二月五日（第七五四号）は「年末年始ごみ特集号 二枚橋ごみ焼却場がパンクします！」、平成元（一九八九）年四月二十八日（第七六六号）は「ごみ減量おねがい特集号 二枚橋焼却場・リサイクルセンターがピンチ！」、同年十一月三十日・第七七八号は「空きビン分別収集・年末年始ごみ特集号 ふじみりサイクルセンターがパンク」、平成二年十二月十二日号・第八二二号は「年末年始のゴミ特集号」を重ねて組んで、市民に訴えている。

ゴミ非常事態宣言

そしてこの間、平成二（一九九〇）年頃には、ごみの最終処分場である西多摩郡日の出町の埋め立て地に限界がみえ、また、二枚橋焼却場とふじみりサイクルセンターの

老朽化により処理能力が限界に達していた。二枚橋焼却場について、平成二年第三回定例会で、漁郡司議員（日本社会党）は、「施設近代化計画が、現在の場所建てかえ計画を示されながら、小金井の住民の反対を受け、デッドロックに乗り上げる中で、東京都が野川の公園内への代替地等価値交換の条件を示し、…当然、そこには飛行場問題があるとしても、新たな施設での施設計画に着手され、このたび日量六六六トンの施設基本構想が示されたところであります」と、二枚橋焼却場の建てかえについて質問した。これに、吉尾市長は、この計画に三鷹市議会が、

反対の請願を採択したことを踏まえ、「三鷹市の皆さん、ICUの皆さん、それらの反対の理由を十分お聞かせいただき、どのように対応すれば御理解、御協力がいただけるか、最大限の努力を重ねていくことが行政の責任を預かる者のとるべき道であろうかと思っております」と答えている。

ている。

そして、市は、平成二年十二月一日に「ゴミ非常事態宣言」を行い、「こうした問題が未解決のまま継続されるならば、市民生活に重大な支障をきたすことは明白である」と訴え、市民に、①物の大切さ、②ゴミの減量化、③きちんとした分別などの協力を求めている。なお、「市報ちようふ」は、平成二年十二月五日（第八二〇号）で「ゴミ非常事態宣言を発令」と一面で報じている。

ゴミ憲章の募集

さらに、「市報ちようふ」は、平成二年十月二十日・第八一五号において、「市では増え続けるごみ問題を解決するため、不燃・可燃の分別や、資源・有害の分別収集などを行う一方、市民の皆さんの協力を得ながら、ごみの減量運動にも積極的に取り組んでいます」として、「『ゴミ憲章』を募集します」と市民から公募

快適な生活環境を維持するためには、ゴミが適切、有効に処理されなければならない。
近年、資源の浪費による環境破壊が続く、地球規模での環境保全が求められている折り、この重要性はますます高まっています。

次のことにつきご理解、ご協力をお願いするものである。
一、物の命を大切に、使える物をゴミとして出さず積極的な再利用を図る。
一、自家焼却、堆肥化などの方法により極力ゴミを減量する。
一、空きビン・空きカン、古紙は資源。資源回収日に置き場へ。

ゴミ非常事態宣言

我が市にあっても、市民生活の向上に伴い、ゴミの質、量ともに多様化、増加傾向が著しく、この処理をめぐって様々な困難に直面している。
二枚橋焼却場やふじみりサイクル・センターは、それぞれ施設が老朽化し処理能力の限界を超え、最終理立て処分地も限界に近づい

を得るに至らず今日に及んでいる。こうした問題が未解決のまま継続されるならば、市民生活に重大な支障をきたすことになるのは明白である。
ここにゴミ非常事態を宣言する。

市は市民の皆様に対し、当面、

- 一、可燃ゴミ、不燃ゴミ、粗大ゴミそして有害ゴミ（乾電池、蛍光灯など）はきちんと分別する。

出所：『市報ちようふ』平成2年12月5日 第819号

ゴミ非常事態宣言

第二回定例会で、山口茂議員（民社党）は、「例えば『調布市ゴミ憲章』のようなものを市民参加のもとで策定したらいかがでしょうか」と提案した。この提案に、吉尾市長は、「全市民共通の理念なり、推進運動のシンボルがあれば大変素晴らしいこと」と答えている。

そして、「調布市ゴミ憲章」は応募された憲章案文を基に、ゴミ憲章等策定小委員会できまとめられた。市は、平成三年三月一日に「調布市ゴミ憲章」を制定した。このゴミ憲章は、「未来の子どもたちへ『美しい調布』『みどりの地球』を残す

調布市ゴミ憲章

私たちは、ゴミ問題が環境や資源の問題であることを深く自覚し、一人ひとりがくらしを見直すことによって環境にやさしいまちづくりをすすめて、未来の子どもたちへ「美しい調布」、「みどりの地球」を残すため、ゴミ憲章を定めます。

- ① ゴミ減量、まず我が家から始めましょう。
- ② ゴミは立派な資源です。捨てずにリサイクルを考えましょう。
- ③ ゴミを捨てるときは、責任を持って分別しましょう。
- ④ 過剰包装、ことわる勇気を持ちましょう。
- ⑤ 無駄な消費はつつしんで、心にゆとりある生活をおくりましょう。

平成3年2月1日制定
調布市

出所：『市報ちようふ』平成3年2月5日・第825号
調布市ゴミ憲章

ため、ゴミ憲章を定めます」と、①ごみの減量、②ごみのリサイクル、③ごみの分別などの項目を挙げている。

ごみの実態

調布市のごみ収集量は、この期の初めの昭和六十二年度元年度は六万五、一五八トンであり、年々増加し、最高の平成五年度である。この年度を境に、市のゴミ非常事態宣言の発令などの努力もあって、平成二年度は六万四、三六二トンと一・三％減となっている。

この収集したごみのうち「可燃」が約八割、「不燃」が約二割である。処分実態でみると、「焼却」処分が約八〇％、「埋立」処分が一五・六％、「資源化」が四・五％である。また、ごみのうち、市の収集は約九割であり、「処理場等に直接持ち入れ」が残り約一割である(表4-21)。市が収集したごみは、「可燃ごみ」が七七・八％、「不燃ごみ」が一四・五％であり、「粗大ごみ」がおよそ二％である。

市のごみ量のピークは平成元年度であるが、九年前の昭和五十五年度と比べると、量にして一万八九六〇トン、率にすると四一％も増加して

表4-20 ごみ収集・処分量

(単位：t)

年 度	収集人口万人	計	収 集 量		処 分 量		
			可燃	不燃	焼却	埋立	資源化
昭和62年度	19.3	61,777	49,537	12,240	49,333	9,763	2,681
63年度	19.4	63,180	50,118	13,062	49,550	10,040	3,190
平成元年度	19.4	65,158	52,035	13,123	50,381	11,373	3,404
2年度	19.5	64,362	51,189	13,173	51,065	9,856	3,441

人口は各年10月1日
出所：『調布市統計書』

いる。

ごみ問題の議論

このように厳しい状況の中で、再選を果たした吉尾市長に対して、平成二年第三回定例会において、漁議員は、「一期目に言われていた市政の重点、最重要課題、『三つのみ』の一つとしてのごみ行政に対して、第二期目も同様に最重要、重点課題の一つとして位置づけられ、取り組まれていくのか」と質問した。これに、吉尾市長は、「今や本市はごみ問題が重大な事態になりつつあるという認識を

持っております。…毎日の市民生活に欠くことのできない最重要課題であり、一日たりとも待たなければならない問題であるとは御承知のとおりであります」と、これからの大きな課題として取り組むと答えている。

二 ごみリサイクルの推進

調布市は、昭和三十三年(一九五八)年に、府中市、小金井市の三市共同で市内の野水二丁目二枚橋塵芥焼却場(現二枚橋ごみ焼却場)を建

表4-21 収集区分別ごみ量

(単位：t)

年 度	総 計	計	市 収 集					持ち入れ (可不燃)
			可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	有害ごみ	資源ごみ (再掲)	
昭和62年度	61,777	55,381	43,141	11,193	983	64	2,681	6,396
63年度	63,180	60,328	44,076	12,047	955	60	3,190	6,042
平成元年度	65,158	58,685	45,562	12,236	828	59	3,404	6,473
2年度	64,362	57,686	44,389	8,880	921	55	3,441	6,676

出所：『調布市統計書』

廃棄物広域処理組合（都内二六市一町で組織）は、西多摩郡日の出町谷戸沢にごみの最終処分地（第一期）を造り、投棄、埋め立てを開始している。

ごみの資源回収には分別回収が不可欠である。市も昭和五十九年五月

設し、昭和五十六（一九八一）年一月に、三鷹市と共同で、深大寺東町七丁目にふじみ衛生組合リサイクルセンター（粗大ごみ破碎選別処理施設）を建設し、稼働させている。

「ごみ資源の回収」そして、ごみの処理を

焼却、埋め立てから、できるだけ資源として回収するため、昭和五十五（一九八〇）年から、資源ごみを集団で回収する、自治会、子供会などに奨励金の交付を始めている。発足当初奨励金の交付団体は、一八九団体であり、紙、鉄、ビン、アルミニウム、繊維を二二二〇トン回収している。

そして、昭和五十九（一九八

四）年四月、東京都三多摩地域

から、電池、蛍光灯などの有害ごみを分別回収し始めた。その後、資源ごみの回収については、

平成元（一九八九）年 五月から 古紙、ダンボール類

十二月から 空きビン

平成二（一九九〇）年十二月から 空きカン

の分別収集（月二回）を行っている。「市報ちようふ」は平成二年三月二十日・第七九七号で「空きビン、三カ月で一五〇トン回収 古紙の分別回収にもご協力を」と、資源ごみの回収成果と協力を訴えている。

資源ごみの回収量は、昭和六十二（一九八七）年度の二六八トンから平成二（一九九〇）年度には三四四トンとこの四年間に二八%も増加している（表4-22）。

ごみの収集量に対する資源ごみ量の割合（資源化率）も毎年上昇している。平成元（一九八九）年第四回定例会で、阿部哲史議員（日本社会党）は、「いわゆるリサイクル運動についてでございます」と質問した。これに、山家清掃事務所長は、ごみの減量化の実態を述べ、「ごみ減量運動とリサイクル運動への認識であります。行政によるだけでなく、市民参加と協力がなければ解決されないものと考えます。幸い、本市は市民四〇〇余名を超えるクリーンシティ推進委員さんがおりますので、この組織を核として、さらに各種団

表4-22 ごみ収集量と資源化量（率）

	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度
ごみ収集量(t)	61,777	63,180	65,158	64,362
資源化量(t)	2,681	3,190	3,404	3,441
資源化率(%)	4.3	5.0	5.2	5.3

出所：『調布市統計書』

体にも御協力いただきながら、市民参加の輪を広げてまいりたい」と答えている。

そして、吉尾市長は、平成二年第一回定例会の二年度の施政方針において、「ごみを出さない、つくらないを合い言葉にして、ごみ減量に御協力を求めてまいりたい……本年度から庁内で使う紙類は、市報を含め原則として再生紙に切りかえ、市民の皆様にも積極的にリサイクルへの参加を呼びかけてまいりたい」と表明している。

平成三（一九九一）年第一回定例会において、白井貞治議員（自由民主党）は、「ごみ減量とリサイクルについて……今以上に拡大する必要があると思われませんが、特に分別収集についてどのようにお考えか」と質問した。吉尾市長は、これに、「全市的な協力体制を整えていく中で、分別収集こそが廃棄物処理の決め手であり、どこまでそれをやるかです。事後の廃棄物処理の運命が決まってくると思っております。今後、ごみ資源は収集段階でできる限り回収するよう全力を挙げて取り組んでまいりたいと存じます……平成三年度には牛乳パックの回収を計画させていただきます」と、分別収集と市民参加の必要性を今後の方針とすると答えている。

三 公園の整備と雨水ますの設置

調布市は、大都市、東京のベッドタウンとして発展してきているが、これと裏腹に、緑や自然が失われてきている。これは、ある意味ではベッドタウンとしての宿命であろう。ここに、公園の果たす役割の大きさがあ

緑の「み」 吉尾市長は、昭和六十三（一九八八）年第一回定例会の重点施策 六十三年度市政運営の基本方針において、三つの「み」、



樹木地（仙川）

ますと、都心に近いが、自然に囲まれた、居住環境良好で、未来性のあるすてきなところであるとイメージを持たれています。：都市化により大きくまちなみ、地形が変化してきております。：情緒豊かな自然の確保と都市化への開発のバランスは保てるでしょうか」と質問した。これに、吉尾市長は、住むことに誇りを感じ

道の「み」、緑の「み」、ごみの「み」を重点課題として取り組む方針を示している。そして、平成元（一九八九）年第一回定例会における、元年度の市政運営の基本方針では、「緑は、『遠い祖先からの贈り物、子孫からの借財』とも言われております。今、地球的規模で緑が失われ、樹木の大気浄化作用の低下、自然の生態系の変化が指摘されております。都市化の進展の中で、いかに自然本来の大規模な緑を残していけるかが、大都市周辺の都市に与えられた行政課題であると認識しております」と、都市化の中の緑の保全問題を表明している。昭和六十二（一九八七）年第四回定例会で、佐々木功議員（公明党）は、「調布とい

調布のまちの空、水、緑に郷愁を感じるようなふるさとづくりを目指していききたいと強調し、「現行の施策といたしましては、公共用地への植栽を積極的に進めるほか、開発指導要綱に基づく植栽の確保、あるいは生産地の積極的な指定、保存林・保存木等の指定と保存に対する助成、また、仲よし広場用地提供に伴う税の減免を行う等、緑の保全に努めております」と答えている。なお、市は、昭和六十三（一九八八）年四月から、「調布市緑の基金」を設けていたが、平成二（一九九〇）年九月に初めて、仙川右岸にある樹林地一三二六平方メートルを一〇億円余りで取得した。市は、この取得した土地とすでに都有地・民間借地七一〇一平方メートルとあわせて八四二七平方メートルに水と緑、花と鳥に親しめる施設を整備する方針を固めている。

公園の現状

基本構想の基本方向の一つである「うるおいとくつろぎのあるまちづくり」を掲げ、具体的には「公遊園・緑地等の整備」をあげている。市の管理の下にある公園の現状は表4-23のとおりである。平成二年でみると、都市公園のうち、児童公園二三カ所、四六五アール、近隣公園三カ所、三七〇アール、運動公園二カ所九七二アール、風致公園二カ所六八アール、あわせて三〇カ所一八七五アールである。そして、児童公園が九三カ所、五八八アール、その他の公園が四四カ所八〇八アール、合計一六七カ所三二七二アールである。また、市内には、都立の神代植物公園（四七〇〇アール）、野川公園（三八六〇アール）がある。

この公遊園について、平成元年第四回定例会で、遠藤衛議員（自由民主党）は、「この重要な役割を持っている公遊園が、税対策、特に相続税対策等のため返還要求が大変ふえております」と指摘した。これに、

表4-23 公園数と面積

(単位：100㎡ = a)

		総合計	都市公園					計	児童公園	その他の公園
			住区基幹公園		都市基幹公園	特殊公園	計			
			児童公園	近隣公園	運動公園	風致公園				
昭和62年	数	161	23	3	1	2	29	88	44	
	面積	3,002	465	367	713	68	1,613	579	810	
63年	数	161	23	3	1	2	29	89	43	
	面積	2,992	465	368	705	68	1,606	582	804	
平成元年	数	162	23	3	2	2	30	89	43	
	面積	3,271	465	370	972	68	1,875	582	814	
2年	数	167	23	3	2	2	30	93	44	
	面積	3,271	465	370	972	68	1,875	588	808	

出所：「調布市統計書」

村松環境部長は、「市で管理している公園は一六二カ所、面積で約三二万平方メートル、そのうち民間からお借りしている借地部分が四四カ所、ほぼ五万九〇〇〇平方メートルほどでございます。…：現在地主さんの御好意に対し、その点については感謝申し上げているところでございます」と、本市では返還問題はあまりないと答えている。また、公園の確保、買い上げについては、「独自の基金制度をつくり」の提案には、「独自の基金をと、こういうことでございますけれども、御指摘の趣旨、お考え、あるいは姿勢についてはそのとおりでありますので、運用の中で積極的に取り組ませていただきたいと考えております」と、さらに、「行政においても、トラスト運動を展開していただくよう、努力、研究する必要があるのではないか」との質問に、「御提言をいただいたとおりでございます」と答えている。

また、公園について、昭和六十二年第四回定例会で、佐々木議員は、「乳幼児の外遊びのために公遊園、なかよし広場の幼児遊具の充足をさせていただきたい」と注文した。これに、小嶋生活環境部長は、「地域性や各年代のニーズ等も考慮して、御指摘のように、特に未就学児向けの安全な滑り台、砂場やカラフルな動物遊具場の設置も検討してまいりたいと思っております」と答えている。

雨水ますの設置

雨水ますは、家や庭に降った雨を直接下水道に流すのではなく、地下に浸透させ、地下水を涵養するものである。

昭和六十三年第四回定例会で、横山薫子議員（日本社会党）は、「防災の観点からも、自然環境の保全と回復の上から、湧水や井戸水、緑を守るために地下水の涵養を図ることが重要であると考えられます。その具体的な措置として雨水浸透施設を制度化して推進していただ

きたいと考えます」と提案した。これに、谷戸建設部長は、「浸透ますにつきましては、規模の大小は別といたしまして、総合体育館をはじめ深大寺の市営住宅、深大寺の周景工事、道路雨水ます等であります。…：また、一般家庭におけます排水設備の改善用につきましては、今後の取扱窓口及び助成措置について新しいシステムでございますので、十分協議、検討していくことが必要ではないかと考えております」と答えている。

第六節 教育文化行政の充実

一 厳しくなる教育行政の財政

政府は、国の歳出削減のため行財政改革を行い、特に、昭和六十（一九八五）年度、一年限りとして義務教育関係を含む国庫補助金の負担率の一律引き下げを実施した。これに対して地方団体は、地方に負担を転嫁するものとして、こぞって反対した。

義務教育費国庫負担制度の堅持 しかもその後、政府は、この一律補助負担率の引き下げを昭和六十一年度以降三カ年継続する方針を示した。これに対しても、当然地方団体は強く反対し、調布市議会も、この期に入った昭和六十二年第二回定例会において、これは「自治体に対する国の負担転嫁であり、福祉、教育の後退と切り捨てをねらったものであり」とする「国庫補助負担率の特例措置の速やかな廃止を求める意見書」を起立多数で可決し、大蔵大臣などに提出している。その一年後の昭和六十三年第二回定例会でも「生活保護の切り捨てをはじめ福祉・教育費を中心として、国庫・補助負担率の一方的な削減を行ってきた」とし、「国庫補助・負担率の引き下げ廃止を求める意見書」を起立多数で可決し、大蔵大臣などに提出している。

さらに、六十三年第三回定例会で「義務教育費国庫負担制度の堅持並びに削減及び除外された費用の復元を求める意見書」を可決し、関係行政庁に提出している。この問題に関して、その後も、平成元（一九八九）年第三回定例会、二年第四回定例会でも同趣旨の意見書をいずれも満場一致で可決し、関係行政庁に提出している。このように、調布市にとっ

ても、義務教育費国庫負担制度の持つ役割の大きさが理解できよう。

さらに、政府は、昭和六十三年度の政府予算編成に当たって、歳出削減のため、公立小・中学校の事務職員、栄養職員の人件費の国庫負担（半額）を廃止し、地方にその負担を転嫁する方針を打ち出した。そこで、昭和六十二（一九八七）年第四回定例会は、「子供たちに行き届いた教育を保障する上で、不可欠の役割を果たしている学校事務員・栄養職員制度の維持と充実・発展を望む立場から」とする「義務教育費国庫負担制度の堅持と削減、除外された費用の復元を求める陳情」を採択している。また、「義務教育諸学校の学校事務職員給与費の国庫負担制度維持に関する陳情」も採択している。

そしてまた、市議会は、「地方財政に多大な負担を強いることとなり、国庫負担制度等により維持されてきた義務教育制度にも影響を及ぼす」として「義務教育費国庫負担制度の堅持と既に削減・除外された費用の復元を求める意見書」を満場一致で可決し、関係行政庁に提出している。

教科書有償 昭和六十三年秋に、大蔵省は、義務教育教科書の無償制の動き 度の見直しを検討し、実現を図ろうとした。そこで、第

四回定例会において、「義務教育教科書無償制度は、義務教育の無償を定めた憲法の精神に基づくもので、本制度を廃止し、義務教育教科書を有償化することは、憲法の精神を踏みにじるものと言える」とする「義務教育教科書無償制度の存続を求める意見書」を満場一致で可決し、文部大臣等に提出している。

二 学校教育行政の課題

調布市議会においても、教育行政に対してはさまざまな視点から指摘されている。教育行政自体が国や都の強い規制のもとにあり、いろいろ

と課題が多い。

学校教育に まず、この期の最初の昭和六十二（一九八七）年第二回
対する要望 定例会において、遠藤衛議員（自由民主党）は、「開かれ

た学校教育実現のためには、今、学校は地域に、地域は学校に何をすべきか、今日の課題としてクローズアップされています」と指摘した。これに、吉尾市長は、「私も地域は地域、学校は学校、それぞれの立場はあるにいたしましても相互に連絡をとりながら、家庭も一緒になって子供の夢のある健全な成長を願う制度、体制、システムというものを作り上げていかなければならないと思っていますけれども、要はやはり親の心、先生の心、子供の心、こうした心が一番豊かでなければならぬ」と、心の大切さを述べている。

そして、昭和六十三年第二回定例会で、佐々木功議員（公明党）は、異年齢混成教育について「核家族化の生活環境の変化が著しい現代にありまして、小学校、中学校において、低学年と高学年の混成による給食、集会、遊び、趣味を同じくする部活動などを通じての交流が、人間関係の形成や人格形成に好結果をもたらしていると考えられますので、さらに進めて拡大されるべきと考えますが」と質問した。これに、寶珠山教育長は、「現行の学習指導要領でいいと思いますと、特別活動における学年縦割り集団の教育活動を指していると思います。……本市内の各小・中学校では、それぞれ『ゆとりの時間』というものを設けまして、小学校では異年齢——学年の違う班の縦割りによる遊び、全校清掃、全校遠足、集団登校などを行っております。中学校では、文化祭、体育祭などの教育活動を実践しております」と、現状を答えている。

さらに、昭和六十三年第三回定例会で、清水静枝議員（日本社会党）

は、「家庭、地域、学校とのかかわりの中で、具体的に人権教育をどのような取り組みを進めてきましたのか、また今後の方針について」質問した。これに、寶珠山教育長は、「特に、人間尊重の精神を児童・生徒一人ひとりに培い、子供たちの成長と発展に寄与することが教育の根本であります。……中学校では、公民的分野で人間尊重と憲法について学ばせ、個人の尊重と人権尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として正しく認識させ、民主主義の理解を一層深めるよう努力してまいります」と答えている。また、遠藤議員は、「この人間教育のあり方について吉尾市長に御見解をお伺いしたいものであります」と質問した。これに、吉尾市長は、「ともすれば、他人を尊重する心が失われてきているとも言われておりますが、学校や家庭、地域の協力を得て、子供たちにいるいろいろな機会を通じて思いやりの心を育てていかなければなりません。人間は本来、思いやりと優しさを持っているものですが、それは人と人との触れ合いの経験を通してはじめて身についていくものであります」と、先の答弁と同様に心の重要性を強調して答えている。また、寶珠山教育長は、「本市の教育目標の一つに、人間尊重の教育の推進を掲げております。学校教育の中でも、生命を尊重する敬けんな心、友達を思いやるやさしい心など、子供たちに豊かな心を育てていく教育を一層進めてまいりたいと存じます」と答えている。

帰国子女教育

また、平成元（一九八九）年第四回定例会で、佐々木議員は、「海外帰国子女の教育について」質問した。これに、丹内学校教育部長は、「本市の教育委員会といたしましては、昭和五十九年に第一小学校が東京都教育委員会の帰国子女教育推進校の指定を受けまして、三カ年間研究しました。……本教育委員会では昭和六

十一年に調布市帰国子女教育推進校要綱を設け、第一小学校と上ノ原小学校を本市における帰国子女教育受け入れ校として、研究推進と補習教室等の指導実践を続け、今日に至っております」と答え、そして帰国子女の人数は、元年九月一日現在小学生一一一名、中学生九名と答えている。

さらに、平成二年第四回定例会で、清水議員は、「国際化が進む中で、二一世紀を担う子供たちの学校教育は、創造力、思考力を育成することが重要です。そのため、論理力を育成するディベート教育を提言するものであります」と提案した。この提案に、寶珠山教育長は、「国際的視野からの教育環境の見直しという視点から、今後は教科指導、特別活動等の分野の教育方法として、ディベート方式の積極的な導入を図っていく必要があると存じます。……現場で一層この方式を取り入れるように私も努力していきたいと思っております」と、積極的な意見を述べている。

三 空き教室の利用

わが国において、昭和五十年代に入って、少子化傾向が現れ、それ以降少子化は毎年着実に進んでいる。なお、一人の女性が生涯平均生む子供の数である合計特殊出生率は、昭和四十五（一九七〇）年二・一三であったが、平成十五（二〇〇三）年現在は一・二九まで低下している。静止人口（増減のない人口）を保障するには置換水準は二・〇七であるという。

児童・生徒の減 この全国的な少子化傾向の進行は、調布市において**少と空き教室** も同様であり、その結果は、小学校の児童数、中学校の生徒数の大幅な減少として現れている。

表4-24 市立小・中学校の児童・生徒数

(5月1日現在 単位：人)

		昭和62年度	63年度	平成元年度	2年度
小学校	学校数(校)	21	21	21	21
	学級数(組)	363	352	345	339
	児童数(人)	12,573	12,041	11,476	11,110
中学校	学校数(校)	8	8	8	8
	学級数(組)	171	163	158	148
	生徒数(人)	7,053	6,611	6,080	5,574

出所：「調布市統計書」

公立小・中学校において、この期の四年間だけでも、児童数は、昭和六十二（一九八七）年の一万二五七三人から平成二（一九九〇）年の一万一一〇人と一四六三人減、一一・六％減少し、学級数は、三六三組から三三九組と二四組減、六・六％減少している（表4-24）。児童数のピーク時は昭和五十四（一九七九）年であるが、その翌年の五十五（一九八〇）年と平成二年とを比べると、児童数は四九九六人減、三・〇％減少している。学級数は九二組減、二一・三％減少している。次いで、この四年間における生徒数をみると、昭和六十二（一九八七）

年の七〇五三人から平成二（一九九〇）年の五五七四人と一四七九人減、二一・〇％減少し、学級数は一七一組から一四八組と二三組減、一一・一％減少している。生徒数のピーク時の昭和六十一（一九八六）年と平成二（一九九〇）年とを比べると、生徒数は一七〇九人減、二三・五％減少している。学級数は二三組減、二三・五％減少している。

簡単に言えば、ピーク時からすれば、小学校で九二教室（組）、中学校で二三教室（組）が空き教室となつていると言える。

この期の空き教室の問題は、いわば緒についたばかりであると言えらる。少子化が大幅に進むこれ以降が大きな問題になると言えよう。これについて、昭和六十三年第二回定例会で、佐々木議員は、「空き教室利用状況について伺います」と質問した。これに、寶珠山教育長は、柏野小学校、北ノ台小学校のランチルーム給食を報告し、丹内学校教育部長は、「余裕教室の状況は一八校で、約数一〇教室がございます。これらの使用状況は、特別室の不足と管理諸室の狭あいに寄りまして、その半数以上を転用しています。さらに児童活動やクラブ活動等にも活用し、教育効果を図っているわけです」と答え、また、余裕教室の地域開放を述べ、「余裕教室の利用につきましては、今後、学校と地域の話し合いの中で順次進めていきたい」と答えている。

また、清水議員は、平成二年第二回定例会で、「余裕教室の活用、利用において、子供たちを主体に意見や要望を聞き、学校教育の展開を図っていくことが必要ではないでしょうか」と質問した。これに、吉尾市長は、「これは現在、学校当局が、児童や生徒、あるいは教育のために使っている財産でございます。そういった意味では、学校当局の考えも重要でありますし、地域とのコミュニティということになりますと、

地域の住民の皆さん方との御相談ということも大事になってまいります」と答えている。また、丹内学校教育部長は、「学校教育での活用のみならず、地域住民のためにも活用できるように心がけてまいります」と答え、その事例を紹介している。

さらに、平成二年第三回定例会で、佐々木議員は、「空き教室等を生涯教育の拠点として、社会教育施設としても利用できる整備が望まれております」と指摘した。これに、丹内学校教育部長は、「学校は、地域住民にとってシンボルとも言うべき施設でございますので、より身近な施設として積極的に利用していただき、地域住民の健康増進や生涯学習時代を迎えて地域文化の核となることが必要でございます」と、学校は地域住民に開かれるべきと答えている。

熊澤武司議員（日本社会党）は、平成三（一九九一）年第一回定例会の代表質問で、「全体の児童数減の中で、総体的、長期的に学校施設を考えるべきときに、一連の施設有効化への作業が場当たり的であり、解放されるべき地域住民とのコミュニケーションもまだまだ不十分であると思われまます」と質問した。これに、吉尾市長は、「地域にとりまして学校は最大のコミュニティ施設であります。……学校と地域の壁をなくすことは、その学校の児童・生徒の教育にも大きなプラスであることももとより、学校が地域に開かれることは生涯学習にとっても欠かすことのできない重要なことであります」と、学校の果たすべき役割の重要性を強調して答えている。

パソコン教育

パソコンが職場だけでなく、日常生活にも入り込んでくる状態において、小学校、中学校でのパソコン使用教育は大きな課題になっている。

昭和六十三年第二回定例会において、佐々木議員は、「我が市のこれからのコンピューター利用教育の取り組みについてお答えいただきたい」と質問した。これに、丹内学校教育部長は、「文部省は、新しい教育課程の改定に伴って、小学校は昭和六十六年度から、中学校は六十七年度からコンピューター教育を積極的に推進しようとしております。昭和六十二年三月現在の全国公立学校の設置状況でございますが、小学校で六・五％、中学校で二二・八％という状況でございます。……本市におきましては、将来を見通して、先生の研修も積極的に行いながら、情報社会に対応する教育として、コンピューター教育導入を検討してまいりたいと存じます」と答えている。

そして、平成二年第一回定例会の代表質問で、関口昌昭議員（自由民主党）は、「調布市が学校にパソコンを積極的に設置することは時宜を得たものでありますが、パソコンを活用してどのような教育実践を進めるかお伺いいたします」と質問した。これに、吉尾市長は、「学校におけるパソコンの活用は、個々の児童・生徒の学力差、学習スタイル、思考タイプ、知的好奇心の度合いなど個人差に応じることができるとともに、児童・生徒自ら学習しようとする意欲や創造性を高めるために、極めて有効であります」と、パソコン教育における効用を答えている。

平成三年第一回定例会の三年度市政運営の基本方針において、吉尾市長は、「パソコン教室の設置を進めてまいりましたが、他市に先駆けて中学校は本年度で完了し、小学校も平成四年度に完了する運びとなりました」と表明している。

四 学童保育行政

わが国において、核家族化の進行と、共働き家庭の増加により、学校

放課後の保育が十分に保障されていない小学校低学年（一～三年生）児童に対する保育が必要になってきていた。これが、以前は「かぎっ子」対策と呼ばれ、現在は、一般に「学童保育」と言われるものである。学童保育には、平成九（一九九七）年に児童福祉法が改正され、法的措置がなされている。なお、平成十五（二〇〇三）年現在、全国の学童保育の利用者は、約二三万人である。

児童館方針

この学童保育は、一般に、公立の小学校か、あるいは児童館が中心になって行われている。調布市では、市内に設けられた児童館、一〇館とその分館等三館のあわせて一三施設で学童保育が行われている（表4—25）。児童数は、昭和六十二年度末は六四八人であり、平成二年度末は五八四人とやや減少している。なお、市の児童館は、昭和四十（一九六五）年に地域児童館の本館になる調布市児童会館が作られ、その後、昭和五十九（一九八四）年までに一〇館が完成し、全市域を網羅している。

この学童保育児童館方式について、平成二年第三回定例会で、任海千衛議員は、学童クラブの統合、マンモス化問題を指摘し、「学童クラブは児童館方式だけだという従来の方針を改めて、ほかの三多摩の市で行っているように、単独学童クラブの新設を今後は施策に位置づけるべきであります」と質問した。これに、吉尾市長は、「今後、児童数の減少傾向からも、例えば小学校単位の学童クラブを設置するなどは考えられず、青少年の健全育成を図る全児童対策の観点から、国や東京都においても児童館併設方式を採用しており、二〇余年という歴史的な経過及び成果を尊重するとともに、現行の施策の変更は行わない考えでございます」と、現行の児童館方式を継続すると明確に答えている。

表4—25 学童クラブの児童数各年度末3月31日現在

(単位：人)

	児童館数	学童クラブ		
		施設数	定員	登録児童数
昭和62年度	10	13	790	648
63年度	10	13	790	624
平成元年度	10	13	790	592
2年度	10	13	730	584

出所：「調布市統計書」

行うことにより、入会希望者を措置してまいりました。……東部学童クラブの定員の再検討も引き続きさせていただきます。また、児童館、あるいは緑ヶ丘児童館での受け入れ体制も引き続き調整して、その中で対応していきたいというふうに考えております」と、近隣の児童館の調整で対応していると答えている。

五 生涯学習施策

生涯教育は、人間の発達・成熟の過程・段階に応じて、自由に選択された学習機会が学ぶことである。人生の初期に得た学歴によって人間を

また、昭和六十三（一九八八）年第二回定例会で、入江一郎議員（日本共産党）は、東部学童保育所が定員オーバーになるので、「東部第二学童の建設は緊急焦点の課題であります。市の対応はどうか」と質問した。これに、吉尾市長は答えず、土方社会福祉部長は、「東部学童クラブのように一時的に入会希望者が定員を超過するなど、そのバランス面において苦慮しているところです。……東部学童クラブの現状について申し上げますと、基本的には、保留児を出さないという考え方をもとに、近隣児童館との区域の調整を

評価する社会、いわゆる学歴社会から、生涯にわたって学習し、学んだことで人間を評価する社会、生涯学習社会への転換が目指されている。わが国では、昭和五十（一九七五）年代後半に、政策として具体化され始める。特に、東京都は、昭和六十二（一九八七）年六月、「高等教育機関や民間教育機関は他府県に例を見ないほど量と質を備えており、生涯学習のための多種多様な学習機会が提供され、多くの都民が学習に励んでいる。したがって、今後はこのような豊富な学習の機会や場を都民に対してより体系的に提供できるように整備するとともに、生涯学習に関する情報のシステム化を図っていく必要がある」と「東京における学習社会の実現を目指して」とのサブタイトルの「東京都生涯学習教育推進計画」をまとめている。その事業の計画は、①生涯学習の基礎づくり、②地域の活性化など五つの課題を設定し、その実現に向けて「施策の方向」「推進事業」を提示している。なお、「生涯学習振興法」（生涯学習振興のための施設の推進体制等の整備に関する法律）が制定されるのは、平成二（一九九〇）年である。

生涯学習施設

生涯学習について、平成三（一九九二）年第一回定例会の市政運営の基本方針で吉尾市長は、「社会変動が激しい今日、かつて学校などで蓄積された知識や経験だけでは、人間としての生涯を全うすることが困難な状況になっております。そのためには、市民一人ひとりが自己の充実や啓発、さらに生活の向上を目的に、生涯を通じて自然的意志に基づく学習が可能な社会、すなわち生涯学習社会の実現が必要になってきております」と、生涯学習の重要性を述べている。

そして、すでに昭和六十三（一九八八）年第一回定例会の市政運営の

表4—26 公民館の利用数 (単位：人)

年 度	中央公民館	東部公民館	西部公民館	北部公民館	合 計
昭和62年度	154,869	31,402	24,293	2,327	212,891
63年度	103,684	28,728	23,108	—	155,520
平成元年度	110,220	32,105	22,590	14,037	178,952
2年度	113,346	30,297	21,879	21,541	187,063

—は建設中で0人である。

出所：「調布市公民館30年のあゆみ」

基本方針でも、吉尾市長は、「本年度の文化、生涯学習の場の整備とい
たしましては、北部公民館を建設してまいります」と述べている。実際
に、北部公民館は、平成元（一九八九）年六月に完成する。

なお、生涯学習の中心的な拠点と言える公民館であるが、市内には、
中央公民館、東部公民館、西部公民館、北部公民館の四館があり、その
延べ利用人員は、表4—26に示した。その利用人員で最も多いのは、昭
和六十二年度で二二万人を超えているが、この四年間の平均は一八万人
強である。

昭和六十三年第三回定例会で、佐々木議員は、図書館の利用時間の問題等を述べ、「一般社会人にとりまして、図書館は生涯学習のための大事な拠点に位置づけられております」と質問した。吉尾市長は、これに、「市民文化の向上に寄与するため、あらゆる機会を通じて図書館サービスを提供し、また、そのサービスを広くお知らせすることによって図書館利用を促進し、生涯教育を推進する社会教育機関の一員として努力をしていきたいと考えております」と、図書館の重要性を強調して答えている。

また、同じ第三回定例会で、曾根崎順子議員（公明党）は、「従来の学校

教育・社会教育体系にかかわって、新しく生涯学習の理念に立った教育体系が求められてきているわけであり」と指摘した。この指摘に、寶珠山教育長は、「生涯教育を進めていくには、社会教育・一般行政における教育及び訓練の連携が必須であり、学校だけに教育の責任をゆだねるべきではなく、また学校だけで生涯教育を実現することは不可能であります。……本格的な連携及び調整を行うためには、全庁的な視点で生涯教育推進機関というべきものを設置する必要があると考えています」と答えている。

平成元年第一回定例会において、関口昌昭議員（自由民主党）は、「このような生涯学習に対する意欲の高まりにこたえるためにも、（仮称）市民プラザの建設は調布市にとって今世紀最大の事業であり、市民の期待も大きいものと存じます」と指摘した。これに、吉尾市長は、「仮称市民プラザの施設内容についてではありますが、いまさら申し上げるまでもなく、幼児からお年寄りまでがふれあう生涯学習の場と文化活動の拠点といたしたい考えであります」と答えている。

そして、市は、昭和六十三年十月、市民のライフステージに応じた生きがいのある地域社会を目指し、新しい時代に対応する生涯学習の場を確保するため、庁内に「調布市民文化プラザ設置本部」（本部長は吉尾市長）を設け、生涯学習や文化施設の基本方針の検討に取り組んでいる。吉尾市長は、平成元年第一回定例会の元年度市政の基本方針で、「中央公民館では、学習、文化的活動を行うため情報を迅速かつ正確に提供できる生涯学習情報提供システム事業に着手し、あわせて学習、文化活動の相談窓口を開設しております」と述べている。

市は、平成二年四月、生涯学習推進本部を設け生涯学習の推進に積極

的に取り組んでいる。そして、平成三年一月、市民一人ひとりの生涯学習に対する要望が強くなっているとし、「調布市生涯学習推進協議会」（委員一〇人）を発足させて、「生涯学習を進めるための基本的方策について」諮問している。

六 イベント行政の展開

この期に市は、昭和六十二年（一九八七）年に「ちようふ音楽祭」、平成元（一九八九）年に「映画まつり」として「シネマ・フェスティバル・イン・調布」、さらに、平成二（一九九〇）年に「甲州街道サミット」などを毎年のように立て続けに立案、開催し、いわゆるイベント行政に力を入れている。

ちようふ音楽祭

「市報ちようふ」は、昭和六十二年二月五日・第七二〇号で、グリーンホール開設一〇周年を迎え、これを契機として、「市内の音楽家・学校・愛好者の方々に参加していただく『ちようふ音楽祭』を開催します。クラシックからジャズ、ロック幅広くプログラムを組んでいます」と報じている。

この第一回ちようふ音楽祭は、グリーンホールを中心に昭和六十二年十一月十二日から年を越えて一月九日までの長期間にわたり開催された。具体的内容では、「タンゴの夕べ」、「アンサンブル ウィーン・ベルリン」、「三善晃 音のメッセージ」、「調布青少年音楽祭」、「都響 ニューイヤークンサート」などである。第二回ちようふ音楽祭は、昭和六十三（一九八八）年十一月一日から十二月二十三日、第三回ちようふ音楽祭は、平成元年十一月五日から七週間にわたって開催された。そして、第四回ちようふ音楽祭は、平成二年十一月四日から翌年一月二十七日までの十二週間にわたって開催された。市報「ちようふ」は、平成二

年十月三十日・第八一六号で「ちようふ音楽祭特集号」を組み、「晩秋から新春の調布は音楽のまち・響きあい通じあえる季節です」とのタイトルで報じている。

なお、音楽祭は、その後世界一流の音楽家が出演するようになり、年を重ねるごとに盛大になっている。

甲州街道サミット

吉尾市長は、平成二年第一回定例会における二度市政運営の基本方針において、「本年度は、甲州街道を通じて歴史を振り返り、新たなまちの発展を考え、あわせて友好

を深めるため、関係市区町村の首長などが一堂に会して調布市で甲州街道サミットを開催してまいります」と表明している。

甲州街道フェスティバル

この第一回定例会の代表質問で、熊澤武司議員（日本社会党）は、「甲州街道の歴史を振り返ることは必要なことであろうと思います。果たして八五〇万円をかけてサミットとして開催して、どこにその意義があるのか、





図4—11 甲州街道フェスティバル

市長の見解をお伺いするものであります」と質問した。この質問に、吉尾市長は、「本市は市制施行三五周年を迎え、基本構想の中にもあるように、遠い祖先から残された自然と文化を生かし、これに加え自立、快適、交流も基本に歩んでいくうとしております。これから先、香り高い地域文化を育むため、他都市との文化交流を図っていくことも重要

を基調に、二一世紀に向けて地方行政の進展と住民の福祉、生活文化の向上に努めることを宣言しておりますが、平成三年度には長野県諏訪市で開催予定の甲州街道フェスティバルについてのどのような施策をお持ちなのか、また経済交流など、具体的な企画があるならばお聞きしたいと思います」と質問した。これに、吉尾市長は、「各市長さんの協議の中で市民の皆様の前でお話させていただいたところですが、一回で終えるには忍びない、沿道各市が連携、協調、これをテーマにさらに続けていくのではないかとこの宣言になったわけですが、……甲州街道を通じての文化、スポーツ、さらには経済、観光あるいはいまお話がございました市民の皆さんの交流の中で、文化的なママさんコーラスの例がございましたが、そういったものもお互いに協力して」いききたいと答えている。

映像まつり

また、吉尾市長は、平成元（一九八九）年第一回定例会における元年度の市政運営の基本方針において、「新しい試みとして、かつて『東洋のハリウッド』と呼ばれた本市に集積している映像産業を観光振興の一環として取り入れられないかと検討してまいりましたが、本年度は『映像まつり』として、商工まつりの中で取り組んでみたいと思います」と表明している。

であると考えます」と、甲州街道サミットの重要性を強調して答えている。なお、甲州街道フェスティバルは、平成二年十一月二十四日～二十五日の二日間にわたり調布市で開かれた。「市報ちようふ」は、平成二年十一月十三日・第六一八号で「甲州街道フェスティバル特集号」を組んでいる（図4—11）。また、平成二年第四回定例会で、藤塚昭子議員（自由民主党）は、「甲州街道サミット共同宣言」を採択し、共通の目標である『連帯と協調』

この元年第一回定例会の代表質問で、横山薫子議員（日本社会党）は、「今回映像まつりに取り組むとしたところは評価するものでありますが、潤いのある文化のまちづくりを施策の重点課題とされる市長としては、これだけの位置づけでは極めてお寒い限りだと言わざるを得ません」と質問した。これに、吉尾市長は、「地域特性を生かし、過去から受け継がれてまいりましたものを大切にしましたまちづくりを進める意味合

いからも、本年度の成果を踏まえて、今後着実に充実させてまいります」と答えている。

映像まつりは、平成元年十月二十日～二十二日の三日間、「シネマ・フェスティバル・イン調布」としてグリーンホールを中心に開催された。具体的には、シネマ1では「ひばりの子守唄」、「笛吹き童子」、「風の又三郎」などが、シネマ2では、「警察日記」、「暁の脱走」、「青い山脈」などが早朝から深夜まで上映された。また、映画監督の鈴木清順、木村威夫、映画評論家のおすぎなどにより「シネマ・シンポジウム」も行われている。

市報「ちようふ」は、平成元年十月五日・第七八〇号で「よみがえる『銀幕のスターたち』」、サブタイトル「映画の街・調布 再発見」と報じている。

そして、第二回のシネマ・フェスティバル・イン調布は、平成二年三月二十三日から二十四日に開かれている。吉尾市長は、平成二年第一回定例会おける二年度の市政運営の基本方針で、「本年度は十二月一日の映画の日をはさんで、映像まつりを実施してまいります。調布へ行けば無声映画など特色のある映画が見られるという声が全国津々浦々に知れ渡るように継続的なイベントとして育成してまいりたいと存じます」と表明している。この映像まつりは、この吉尾市長の方針のとおり、これ以降も毎年継続して開催されている。

このように、この期において市長は、いくつかのイベント行政を始めて、それに力を入れているのである。